日本における中国人留学生の労働移民化

Chinese Students in Japanese Labor Market

拓殖大学大学院国際協力学研究科

国際開発専攻

G9D7022019

管政

目 次

第1章 序 章	1
1.1 はじめに	1
1.2 移民理論の研究について	6
1.2.1 移民の動因	7
1.2.2 移民の過程	13
1.2.3 移民の結果	14
1.3 外国人留学生の先行研究	15
第2章 日本の留学生政策	19
2.1 外国人留学生受入れの意義に関する理念モデル	19
2.2 第2次世界大戦後における日本の留学生受入れ政策の推移	20
2.2.1 国費外国人留学生制度	20
2.2.2 「留学生 10 万人計画」	22
2.2.3 「留学生 30 万人計画」	25
2.3 本章の総括:日本の留学生政策の理念の変遷	29
第3章 日本における外国人労働者の受容問題	32
3.1 外国人労働者受入れ政策	34
3.2 現行の受入れ制度の概要と問題点	37
3.3 問題点の分析	42
3.4 外国人労働者政策をめぐる論争	43
3.5 本章の総括:政策と現実の乖離	47
第4章 労働市場における留学生の位置づけ	48
4.1 日本における外国人留学生の全体像の概観	48
4.2 留学生の労働市場参加の主な経路	51
4.3 留学生から外国人材へ	55
4.3.1 高度人材	55
4.3.2 ミドル・スキル労働者としての留学生	56
4.3.3 未熟練の外国人労働者としての留学生	61
4.4 本章の総括:留学生の多義性	64
第5章 中国の留学生の動向	65

5.1 中国における海外留学の歴史	65
5.2 中国における海外留学の実態	69
5.3 日本における中国人留学生	73
5.4 本章の総括:大衆化する留学生の時代	74
第6章 日本における中国人留学生に対する調査	76
6.1 調査概要	76
6.2 日本への留学のきっかけ	78
6.3 日本でのアルバイト	83
6.4 今後の計画	85
6.5 本章の総括:移り変わる中国人留学生	87
第7章 学業を中断する中国人留学生の社会的プロセス	89
7.1 調査概要	91
7.2 b.b さんのライフストーリ	92
7.2.1 b.b さんの語り	92
7.2.2 b.b さんの語りに関する考察	95
7.3 D.D さんのライフストーリ	98
7.3.1 D.D さんの語り	98
7.3.2 D.D さんの語りに関する考察10	01
7.4 H.H さんのライフストーリ10	04
7.4.1 H.H さんの語り10	04
7.4.2 H.H さんの語りに関する考察10	06
7.5 本章の総括:中国人留学生の問題と挑戦10	08
おわりに	11
注1	13
参考文献1	17

図表目次

図表 2-1	「留学生 30 万人計画」骨子の概要	25
図表 3-1	2018年外国人労働者数(在留資格別)	30
図表 3-2	日本の労働市場の概念図	30
図表 3-3	在留資格一覧表(2023)	32
図表 3-4	外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況	38
図表 3-5	第一次論争における開国派と鎖国派の見解	41
図表 4-1	留学生新卒就職者と有効求人倍率の推移	54
図表 4-2	留学生を採用した理由	55
図表 4-3	最終学歴別の留学生新卒就職者数	56
図表 4-4	職務内容別留学生新卒就職者順位	57
図表 4-5	月額報酬別の許可人数の推移	58
図表 4-6	就職先企業規模別の許可人数の推移	59
図表 4-7	在留資格別外国人労働者の推移	61
図表 4-8	留学生からの不法残留者数の推移	62
図表 4-9	「留学」に係る不法残留者数の推移(国籍・地域別)	63
図表 5-1	2019年中国人留学生の主な留学先	70
図表 5-2	中国からの留学目的での出国者数および中国人留学生数の推移	70
図表 5-3	中国人新規留学生数と帰国者数の推移	72
図表 5-4	日本おける留学生総数と中国出身者数の推移	74
図表 6-1	調査協力者のプロフィール	77

第1章 序 章

1.1 はじめに

現在、経済・社会のグローバル化が進行し、世界的規模で留学生が増加する時代にある。 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の統計データによると、2000年以降、国際間で移動する学生者数は2001年の227万人から2020年の636万人へと拡大し、同期間に409万人の増加を記録した。近年、ロシアのウクライナ侵攻による国際政治情勢の不安定化、新型コロナウイルス感染症の流行、経済危機などの多くの要因から影響を受けながらも、世界的に見ると、国際間の学生の移動はここ数十年来の増加トレンドを辿っており、留学生の数は増加し続けている。

日本は2003年に留学生10万人の政策目標を達成し、その後留学生30万人の目標を掲げ、2019年にそれを実現した。この間に、日本の留学生政策は、卒業後の帰国を促すものから、積極的に日本社会への参入を受け入れる方向へと変化している。こうした状況の下で、留学は日本の大学や他の教育機関での学びに留まらず、教育を通じた国際的な労働の移住過程(注1)という意味をもつようになってきている。この意味するところは、留学生が労働者として日本に定住することにある。留学中のアルバイトを通じて数年間日本の労働市場に参加したり、卒業後に日本で就職して日本での滞在期間を延ばしたり、さらには日本に永住したりするケースもある。

このように留学生を捉えるならば、留学生が日本に及ぼす影響は拡大している。留学生の学費や生活費は日本の学校や企業などの重要な収入源となるだけでなく、留学生は若い高技能の人材供給源として期待されているのである。こうした意味からも、留学生に関する研究は一層重要になっている。

留学生の増加とその労働化が進むなかで、留学生の構成と行動様式にも大きな変化が生じている。後述するように、既存の研究は留学生の政治的・外交的意義から経済的・社会的影響へと焦点を変えつつあるが、留学生の労働移民化に関する研究はほとんど進んでいない。また、日本には総合的な移民政策が欠けており、留学生が日本の移民(注2)政策の実

質的な入口となっているが、広義の移民という文脈に留学生を位置づけた研究は不足している。

したがって、留学を教育を通じた移住過程と捉え、日本の留学生政策と外国人受入れ政策における留学生の位置づけと実際の留学生が直面する状況とのギャップを明確にする必要がある。留学生が学生から労働者へと移行するプロセスとその日本への影響を詳細に分析することは、今後の日本の移民政策の策定おいて意義があると考え、本研究に着手した。上記の課題に対して、本研究ではまず、日本の外国人受入れ政策と組み合わせて日本の留学生政策策定の経緯を論じる。第2次世界大戦後から2003年までの間に、日本は国費留学生制度や「留学生10万人計画」などの制度やプランを実施してきた。これらの制度やプランは学術交流、日本の外交関係の改善、日本の国際化の促進を目的としていた。しかし、グローバル化の進行と日本の長期的な労働力不足を背景に、その後の「留学生30万人計画」では、留学生政策を通じて高度な人材を獲得する目標が掲げられている。留学生政策に対する主な批判は、日本の外国人受け入れ政策と関連している。日本は長期にわたって純粋な労働者の受入れを行わない政策を採ってきたが、一部の外国人は留学を名目に日本に来て、非合法な労働を行っている。これにより、留学生や日系人、技能実習生が低賃金労働の温床として広く批判されている。こうした現象は、日本語学校の管理不行き届きなどが

長期にわたり、留学生に関する議論は、高い経済的地位や高度な技能を持つ「高度な人材」と、低賃金の「単純外国人労働力」という2つの観点から展開されてきた。こうした研究の流れは早期の留学生の二極化を反映しているものである。しかし、留学生数の増加や労働市場への参入経路の多様化に伴い、従来の研究は留学生の2つの側面を対象としているに過ぎず、留学生が日本社会に溶け込む多様な側面は研究対象から抜け落ちてしまっている。本研究では、日本の労働市場において留学の位置づけを行い、これまで分析対象にはならなかった側面に焦点を当てていくことにする。こうした視点に立つと、日本の留学生政策と高度人材獲得という目標との間には若干の齟齬はあるものの、外国人受入れ政策と完全に衝突することなく、部分的に移民政策の機能を果たしていると評価できる。

原因となって、1990年代頃から顕在化していた。その後、不法就労の取り締まりが行われ

たが、根絶には至っていない。

さらに留学生の実態の変化を把握するために、本研究では日本の留学生の中で最多の人

数を誇る中国留学生を対象に調査を行った。本調査の結果から、留学生の内実が多様化していることが明らかになった。戦後から 1980 年代前半までの中国留学生は、修士や博士の学位取得を目的とした国費留学生が中心であった。 1984 年に私費留学が開放されたが、当時の中国の所得水準が低かったため、多くの中国人留学生は学費や生活費を稼ぐためにアルバイトに従事するの一般的であった。こうした状況にあったことから、留学生の中には不法労働を行う学生もいた。

2000 年代に入り、中国経済の急速な発展とともに、中国は大衆留学の時代に入り、世界最大の留学生供給国となった。しかし、中国では、地域間や階層間の経済格差が拡大しており、こうした格差拡大は日本に留学する中国人留学生の出身地の変化にも表れている。1990 年代の日本における中国人留学生は北京や上海などの発展した都市出身者が主流であったが、2011 年には東北地方や福建省出身者が主流になった。これは、中国の裕福層が経済的な要因によって日本への留学をしなくなっていることを示している。しかし、中間層や下層に属する人たちにとっては、日本への留学が依然として魅力的であることに変わりはない。留学先に日本を選択する非経済的要因も拡大しており、例えば、東北地方には多くの日本企業が存在し、日本との特殊な歴史的関係を持っていることが影響している。また、福建省は、その海外移民文化と台湾を経由して日本で厚い移民ネットワークを構築してきたこととが相まって、新たな留学の主力となっている。

さらに最近では、日本文化の独特な魅力が新世代の一部の中国人留学生を引き寄せる要因となっている。中国人留学生の日本でのアルバイトや就職を選ぶ動機も多様化している。生活維持のためだけでなく、趣味や興味、日本社会との接触、生活体験のためにアルバイトを選ぶ学生も増えている。卒業後の選択に関しては、多くの留学生が卒業後や数年間の就労経験を積んだ後に、中国に帰国するか、第三国に移住する傾向がある。また、調査結果によると、中国人留学生の中には、経済的困難に陥ったり、日本での生活や学習への適応できなかったり、グローバル化時代を生き抜くために果敢に挑戦に挑む人もいれば、留学という流行に追従している人も少なからずいることが明らかになった。

総じて、多くの中国人留学生は、働いてお金を稼ぐことを留学の主な目的とする人は少なくなっている。このように動機は多様化しているが、学生時代のアルバイトや卒業後の留学先での就職を通じて、留学生は実質的に労働移民としての機能を果たすようになって

きている。こうしたプロセスにおいて、日本社会の様々な面に影響を及ぼすようになっている。留学生に対する研究は、こうした変化と多義性に着目して行われる必要がある。こうした視点からの研究が進むことで、将来に策定される可能性のある総合的な移民政策の立案において有益な学術的貢献が可能になるといえよう。

本論文の構成は以下の通りである。

第1章は、研究課題を明確にするのと同時に、先行研究や関連理論を紹介し、既存研究の到達点を示す。

第2章では、第2次世界大戦の終結から現在までの日本の留学政策を検討する。戦後日本の留学生政策は3つの段階に区分できる:1953年からの国費留学生、1983年から2003年までの留学生10万人計画、そして2008年からの留学生30万人計画の制定及び実施である。日本の外国人留学生政策は、国内外の政治状況に影響を受けながら、政治・外交戦略モデルから、学術・国際交流モデルを経て、経済・高度人材獲得モデルへと大きく変貌した。こうした転換を通じて、日本の留学生政策は外国人労働者受入れ政策と接近していくことになる。

第3章では、日本の外国人受入れに関する問題についての回顧と整理を行う。戦後からしばらくの間は、日本は人口ボーナス期にあり、日本人労働者が十分に存在したため、外国人労働者を必要としなかった。しかし、少子高齢化の問題が深刻化するなかで、日本は労働力不足という問題に直面した。これが、外国人労働者の受入れの可否を問う広範な議論を引き起こした。外国人労働者の受入れが高い経済的・社会的コストをもたらす可能性を考慮して、日本政府は専門的技能を持つ外国人労働者のみを受け入れる方針を打ち出し、全面的な外国人労働者の受入れまでには踏み込まなかった。そのため、外国人受入れのための具体的な制度は十分ではなく、政策と現実の間に乖離が生じていることを指摘する。

第4章では、留学生の現状について紹介する。留学生の就職ルートについて議論し、高度、中間、低熟練の3つの技能レベルから、留学生人材の就労をめぐる実態と動向を検討する。留学生が増加し続ける中で、頭脳流出と称される「頂点」に立つ高度人材に焦点を当てた議論や、廉価労働力としての「底辺」ある未熟練人材に注目した議論だけでは、留学生集団の一部を論じたに過ぎない。実際は、日本における外国人労働者と同様に、留学生も日本社会のあらゆる部分に入り込んでいる。留学生と言っても、その内実は多様化し

ており、一括りにできないことを明らかにする。

第5章では、中国人留学生の歴史と現状を整理し、日本における中国留学生の独特な特徴につ いて議論する。過去数十年間、中国は急激な経済発展を遂げ、その影響は教育の領域にも及ぶ。 留学生の送出数では、中国は世界最大の地位を確立している。こうした地位の確立の背後には、 中国の経済成長、中産階級の拡大、そして教育への価値観の変化がある。中国の家庭では、高等 教育への投資意識が強まっており、多くの学生が海外の大学での学位取得を目指している。留学 は、学問の追求だけでなく、異文化体験や国際的な視野の獲得、さらには良好な就職機会を求め る動機としても選ばれている。しかし、留学生の多くは、海外での学びや経験を活かして、国内 でのキャリア構築を希望している。彼らは多くの企業や組織で価値ある人材として評価されてい る。一方で、留学の期待値と現実のギャップや、留学先での生活上の課題も無視できない。日本 は英語圏でない国の中で最も多くの中国人留学生を受け入れている国である。日本は留学生の数 を増やす政策を続けて導入し、留学生が卒業後に就職できる範囲を広げている。より多くの留学 生を招き入れ、日本での就職を望んでいる。しかし実際には、海外に留学する中国人学生は急増 しているが、日本に留学する学生の数はそれほどではない。また、日本が受け入れている留学生 の中で中国人の比率も減少している。この現象の主な原因は、日本に留学し、卒業後に日本で働 くことで得られた経済的利点が、豊かになっていく中国人にはもはや魅力とは映らなくなってい ると解釈できる。

第6章では、著者が実施した中国人留学生を対象とした調査の結果を紹介する。調査結果は多岐にわたるが、第2章から第4章の議論を踏まえ、主に中国人の日本への留学の動機、留学期間中のアルバイト有無や卒業後の計画や選択肢について論じる。こうした議論から明らかになったことは、まず、日本に留学する中国人の出身地が変化していることである。従来は大都市の北京や上海が主流であったが、現在ではその多様化が進み、特に、東北地方から日本に留学する学生が増えている。これは、中国人の海外留学がエリート中心から大衆化へと変化しており、こうした変化に日本の留学生受入れ拡大が影響していることを示している。また、日本はその独特の文化や比較的質の高い高等教育を提供していることに魅力を感じる中国人留学生を引きつける。経済的理由や地理的・文化的近接性から一部の中国人留学生にとって魅力的な選択肢となっている。さらに、中国の経済発展が進むにつれて、多くの中国人留学生は日本でアルバイトをしなくとも生活が可能になっている。そのため、趣味や社会的経験を積むことを目的として日本に留学

する学生が増えている。というのも、日本経済の長期停滞により、日本で就職することが魅力的な選択肢とはなりえなくなっている。こうした中国人留学生の動向は、留学生のアルバイトを通じて低所得労働力を補完し、卒業後の就職を通じて中高所得労働力を補完しようとする日本にとっては好ましくない。また、この事実は、近年、中国人留学生の比率が減少し、ベトナムなどの東南アジアの遅れた国々からの留学生の比率が増加している理由を部分的に説明している。

第7章では、3名の退学した中国人留学生のライフストーリの調査を通じて、日本における中国の留学生が直面する問題を浮き彫りにする。多くの留学生は、年齢も若く、経済的に自立してもいない。しかも、中国社会での海外留学の大衆化や中国特有の家族関係といったことも加わり、留学生は板挟み状態に陥っている。留学生の意思決定は多くの外的要因の影響を受けることから、留学生の中には留学が不本意な結果に終わることもある。

最終章では、第2章から第7章の分析を踏まえ、本論文の結論を示す。まず、留学が大規模な 労働移民の新たな形態として浮上する中、留学生の増加は高度な技術を要する労働から単純労働 まで、日本の労働市場全体において重要な役割を果たしている。次に、日本の留学生受入れ政策 の拡大は、日本の保守的な移民政策と外部労働力市場での人材需要の増加に対処するために妥協 の産物である。この妥協の代償として、留学生政策と高度な人材を引き付ける理念との間のギャ ップが拡大し、留学生は日本への留学を「腰掛け」程度に考えるようになっている。最後に、留 学生を含む日本における外国人の移住や定住は、移民者のその後の生活に影響を及ぼすだけでな く、その将来世代にも影響を及ぼす長期的な一連の過程であり、日本社会に大きな変化をもたら すであろう。こうした変化に対応するためには、本論文のような研究が必要になる。

1.2 移民理論の研究について

留学生は、移民に近い役割を果たす準労働力として位置づけられている。長期の滞在を通して展開される様々な社会活動への参加は、「移民」としての行動と大差ない。このような観点から、留学生の研究を移民研究の枠組みに取り込んで分析を行うことは、非常に意義深いと思われる。

国際移民理論の発展は、主に移民の動因、移民の過程、そして移民の結果という3つの

段階を通して進んできた。本節でも、この流れに即して、国際移民理論の紹介を行うこと にする。

まず、国際間の人口移動の動因に関する研究を取り上げる。この研究領域の主要な理論としては、経済学理論、二重労働市場の理論、世界システム論などがある。新古典経済学は、労働市場における需要と供給の関係から移民行動の発生を説明する。新しい経済学に立脚する移民理論は新古典派経済理論に疑問を投げかけており、移民の決定は個人だけではなく、家族単位の集団的決定でもあると指摘する。二重労働市場の理論は、移民受入れ国の視点から、発展した工業国の移民労働力への固有の需要に起因する国際移民の出現を説明する。世界システム論は、国際関係のレベルで移民の動因を分析し、資本を豊富に持つ世界システムの中心に位置する国が、資本の希少な世界体系の周辺に位置する国に資本輸出を行い、相互依存関係を形成し、それが国際的な人口の移動をもたらすと強調する。

次に、移民の過程に関する研究についてであるが、この領域の主要な理論としては、移民ネットワーク理論、組織構造理論が挙げられる。移民ネットワーク理論は、個々の移民行動が移民送出し国と移民受入れ国との間に新しい社会的ネットワーク関係を構築し、そしてこのような関係がさらなる移民行動を誘発すると主張する。組織構造理論は、移民行動が移民受入れ国において移民を支援する私的企業やボランティア団体、非営利組織の形成を促進し、これらの機関がさらに多くの移民行動を促進する構造的要因を提供するとする。

最後に、移民の結果に関する研究を検討する。これには、移民自身の社会的適応状況の研究や、移民行動が送出し国や受入れ国の現地住民に与える影響の研究が含まれる。移民の社会適応理論は、古典的同化論、多文化論、層化同化論などを主に取り上げる。

1.2.1 移民の動因

新古典経済学

新古典経済学のマクロ理論は、国際的な移民は異なる地域における労働の需供関係の差異によって引き起されると認識している。資本に比べて労働が豊富な国では、賃金が低く、

逆に資本に対して労働が不足する国では、賃金が高い。このような賃金格差が、低賃金国から高賃金国へと労働者を移動させる。この労働移動の結果として、資本が不足している国では労働供給が減少し、市場の賃金が上昇する。一方、資本が豊富な国では、労働供給が増加し、市場の賃金が低下する。そして、最終的に残る国家間の賃金格差は、国際的な労働移動に伴う金銭的コストや心理的コストを反映しているとする(カースルズ=ミラー, 2009)。

総じて、新古典経済学のマクロ理論の基本的な仮定は、移民は、国家間の賃金格差によって引き起こされ、賃金格差が解消されるならば労働移動もなくなるというものである。

ミクロ理論は個人の合理的選択を前提としている。この見地に立つと、合理的な個人行動者が移民の決定を下す際には、投資の収益率を基に計算し、外国での仕事により純利益が得られることを期待している。Borjas (1994)によると、国際移民は人間資本の投資とみなされ、人々は、自分の技術やスキルの生産性が最も高くなる場所を移住地として選ぶ。しかしその高い生産性による高収入を得る前に、移動のコストや、求人活動中の生活費、新しい言語の習得や異なる文化への適応、そして既存の社会関係を断ち切り、新しい関係を築くことなどのコストが必要とされる。

移民の新経済学理論について

移民の新経済学理論の主要な論点は、移住の決定が単独の個人行動者によって行われるのではなく、より広範な相互関係をもつ個人一例えば家族―によって行われるということである。移住は期待収入を最大化するためだけでなく、家族がリスクを最小化し、耐えることができるようにするためでもある。したがって、移住は労働市場だけでなく、複数の要因に起因する(周・黎,2012)。

個人とは異なり、家族は家族内の労働などの資源を異なる領域に分配することで、家族の経済状況を脅かす各種のリスクを制御する。そのため、家族の一部のメンバーは現地で経済活動に従事するよう配置されるかもしれず、他のメンバーは海外での仕事に派遣されるかもしれない。海外の給与と雇用条件は本国のものと負の相関を持つか、あるいは関連

がないかもしれない。したがって、本国の経済状況が悪化し、家族の現地での経済活動が 十分な収入をもたらさなくなった場合、海外からの送金に依存して困難を乗り越えること ができる。

また、新経済学は、家族がメンバーを海外に派遣することは、全体的な収入を向上させるためだけでなく、他の家族に対する相対的な収入を増加させ、準拠集団 (注3) との比較において生じる相対的剥奪 (注4) 感を軽減するためでもあると考えている。1つのコミュニティーは様々な家族で構成されており、これらの家族は収入の高低に基づいてランク付けることができる。ランキングが低い貧しい家族の収入に変化がなくとも、ランキングが近い他の家族の収入が上昇すると、その相対的剥奪感は上昇する。家族のメンバーを海外に派遣することにより、これらの家族はコミュニティー内での相対的な収入を増加させることが期待される。不景気が家族の現地での収入の機会を制限する国では、相対的な収入を増加させる効果的な手段として、家族はメンバーを海外に移住させることをより好む傾向にある。

二重労働力市場理論

二重労働力市場理論は、国際的な移民は先進国における移民労働者への継続的な需要によって決定されると考えている。この需要は先進国の経済構造に内在している。移民は、送出し国の押し(低賃金や高失業率)によって引き起こされるのではなく、受入れ国の引き(外国人労働者への長期的な需要)によって促進される。この移民労働者への内在的な需要は、先進工業国家の以下の4つの基本的特徴から生じる(Lewis 1989)。

1. 構造的なインフレーション

賃金は、労働力の需給状態を反映するだけでなく、職位の所有者の地位と声望に関する情報も伝える。このような社会的属性は仕事に付随し、仕事が異なれば報酬も異なる。一般的に、人々は賃金が個人の社会的地位を反映するべきだと信じており、職業の地位と収入の関連について固定された見解を持っている。結果として、雇用主が非技術的な仕事で

最下位の職業ランキングを持つ労働者を引き付けるために支払う賃金は、労働市場の需給変動に柔軟に対応することができない。雇用主が最下位の非技術的な仕事を引き付けるために賃金を上げようとすると、その行動は人々の既存の職業の地位とそれに対応する報酬の評価を混乱させる。各職業の社会的地位とその収入レベルを維持するために、最下位の職業の収入が上昇すると、他のすべての職業の収入も上昇する必要がある。つまり、最下位の仕事の報酬が上昇すると、それより上位の他のすべての仕事の報酬を上げるための強いプレッシャーが生じる。したがって、雇用主が最下位の仕事の報酬を上げることで労働者を引き付けるコストは、この仕事だけの報酬を上げるためのコストよりもはるかに高くなる。最下位の仕事の報酬が上昇すると、ランク順序におけるすべての仕事の報酬も上昇し、その位置と社会的声望の整合性を維持する必要がある。この問題は「構造的インフレーション」として知られている。要するに、労働力が不足している場合、賃金を上げて国内の労働者を最下位の仕事に引き付けることは、コストが高くて合わない。これが、雇用主が低賃金を受け入れる移民労働者を採用するという、より経済的で便利な方法を求める理由となる。

2. インセンティブの問題

職位の階層序列は、労働者の労働動機に影響を与える重要な要因である。人々が働く理由は、収入を得るためだけでなく、自らの社会的地位の維持・向上させるためである。職位の階層序列の最下層にある仕事には、インセンティブ問題が存在する。なぜなら、このような仕事は社会的地位とは言えず、昇進のチャンスも非常に限られているからである。雇用者が必要としているのは、最下層の仕事を単なるお金を稼ぐ手段としてみる労働者であり、彼らにとって、職業は収入の源としてのみ位置づけられ、社会的地位や社会的評価の意味を持たない。

様々な理由から、移民集団は、移住初期にはこの要求を満たしている。多くの移民は、 お金を稼ぐためだけに最初の仕事に従事している。お金を稼ぐ目的は、故郷での地位や福 祉を向上させるためである一家を建てる、教育の費用、土地を購入する、消費財を手に入 れるため。また、先進国と開発途上国の生活水準の差は、移住先の社会では低い給与であ っても、自国の基準で見ればかなり高い水準にある。移住先での仕事がその社会では地位 を持たないと移民が認識しても、彼は移民であり自分を現地の一員とはみなさないだろう。 逆に、彼は自分を故郷のコミュニティーの一員としてみており、外国で働いて送金することで、多くの人々から尊敬や高い評価を得ることができる。

3. 二重労働市場

先進工業国においては、二重労働市場が重要な経済的特徴となっている。

資本集約型のプライマリーセクターにおける労働者は、安定した技術職を持ち、最先端の設備やツールを使用して仕事を行う。雇用者はこれらの労働者に対して投資を行い、訓練を施す必要がある。彼らの業務は複雑であり、それを遂行するためには豊富な知識と経験が求められる。労働者はその企業のヒューマンキャピタルを積み上げる。これらの部門の労働者は、労働組合を組織し、高度な専門分野を持っている。そして、雇用者とは有利な条件で契約を結んでいる(雇用者が解雇による損失の大部分を負担する)。このため、プライマリーセクターでの労働者の解雇コストは非常に高く、労働者は資本と同じようものとなる。

労働集約型のセカンダリーセクターでは、労働者は技術レベルの低いポストに従事しており、彼らはいつでも解雇される可能性がある。一方で、雇用者はその解雇に伴うコストをほとんど、または全く負担する必要がない。実際、不景気の時期には、これらの労働者を雇用し続ける必要はないため、雇用者はリストラを行う。その結果、セカンダリーセクターの労働者は失業のコストを被ることになる。労働力は生産過程での可変的な生産要素であることから、犠牲に晒される可能性が高くなる。

そのため、セカンダリーセクターの低賃金、不安定な就業環境、昇進の機会の欠如は、 国内の労働者にとって魅力的でない。彼らは資本集約型のプライマリーセクターでの仕事 を好む。そこでは賃金が高く、雇用が保証され、昇進の機会も豊富である。セカンダリー セクターの人手不足を補うため、雇用者は移民労働者を採用する傾向がある。

4. 労働力供給の人口特性

上記の3つの特徴は、下層労働者への持続的な需要を生み出している。かつては、このような需要は女性と青少年によって満たされていた。しかし、先進工業社会においては、

女性と青少年という2つの労働の供給源は、その供給力を徐々に低下させている。その理由は、以下の3つの根本的な社会構造の変化にある。1つ目は、女性の労働市場参加の増加である。彼女たちは仕事を収入源としてだけでなく、社会的地位の象徴としても見ている。2つ目は、離婚や未婚の割合の増加により、女性が従事する仕事がその主な収入源となっている。3つ目は、出生率の低下と教育の拡大により、労働市場に参入する青少年の人口が大幅に減少している。底層労働を担当する労働者への構造的な需要と、このような仕事を希望する国内の労働供給との間の不均衡は、移民に対する安定した長期的な需要を増加させている。

世界システム理論

世界システム理論によれば、先進的な資本主義国家は経済的中心として、周縁地域への経済的浸透を通じて、これらの国家の中で海外へ移民する傾向を持つ人口を生み出している。さらなる利益と富を追求するため、資本家たちは世界経済の周縁地域にある貧困国に進出し、土地、原材料、労働力、新たな市場を探求している(カースルズ=ミラー,2009)。過去においては、このような市場浸透は植民地体制を通じて行われていた。この体制は、後進地域を先進国の経済的利益のために奉仕させるものであった。現在では、このような浸透は新植民地主義的な政府や多国籍企業によって実現されている。

世界システム理論の立場からみると、移民の行動は、後進地域が資本主義の発展に伴って必然的に生じる現象である。資本主義がその中心地域から外部に拡大するにつれ、世界の多くの地域や増加する人口は世界規模の市場経済に統合されていく。周縁地域の土地、原材料、労働力が世界市場の影響や制御を受けるようになると、移民の流れは避けられなくなり、その中の一部は国外へ流れていく。

周縁地域での移民を生み出す資本主義的経済過程は、彼らを先進国で働くために引き付ける効果も持っている。市場の浸透によって土地から切り離された人々の中で、一部は都市に移住し、開発途上国の都市化を推進する。しかし、グローバル化の過程が資本を輸出する国と輸入する国との間に物質的、文化的な関連性を生み出すため、これらの人々の多くも海外に引き寄せられていくことになる。

1.2.2 移民の過程

移民ネットワーク理論

移民ネットワークは、親族関係、友情、同郷の関係を基盤として形成される一連の人間関係の結びつきである。これらの結びつきは、移民を送り出す国と受け入れる国との間で移民と非移民を結びつける。このネットワーク関係は移民を増加させる可能性がある。それは、移動のコストとリスクを低減させることから、移民行為の期待収益の増加に貢献することにつながるからである。このネットワーク関係は社会資本として機能し、それにより人々は海外での雇用を見つけることができる。移民人口が一定の臨界点に達すると、関係ネットワークのさらなる拡大により、移民のコストが低減し、リスクが低くなり、より多くの移民が生まれ、それによってネットワークがさらに拡大する(周・黎, 2012)。

移動コストの低減という観点からすると、初めて母国を離れて新しい国に移住する移民は、頼ることができる社会的な関係を持っていない。彼らにとって、移住のコストは高い。特に、不法移民にとってはさらに高くなる。最初の移民が受入れ国に定住すると、母国に残った親戚や友人にとって、移住の潜在的なコストは大幅に低減する。親族関係や友情の性質により、新たな移民の波が生じるたびに、受入れ国との社会的な関係を持つ人々が生まれる。

リスク低減の観点からすると、関係ネットワークの存在は、リスク分散の手段として機能し、海外への移住が魅力的な選択肢となる。移民ネットワークが順調に発展すると、そのコミュニティーの大部分のメンバーが受入れ国で容易に雇用を見つけることができ、海外移住は安全で確実な収入源となる。したがって、ネットワークの自己拡張は、移住の持続的なコスト削減だけでなく、持続的なリスク削減からも説明することができる。新しい移民が登場するたびに、関係ネットワークは拡大し、リスクが低減され、結果として、海外への移住はほとんどリスクがなく、コストがかからない選択となる。

移住システム論

移住システム論の特徴は、移動や定住化の理由を個々ばらばらに説明するのではなく、

連続した移住過程に位置づけて把握するする点にある(樋口,2002)。一度、国際移民の 過程が始まると、移民のニーズを満たすための個人、企業、ボランティア組織が次々と生 まれる。先進国に入国を希望する人の数は、この国の政府が受入れを望む人の数を大きく 上回っている。このような需要と供給の大きな不均衡は、一方で移民サービスのブラック マーケットの登場をもたらし、他方で移民の人権を守り、合法・非合法の移民の状況を改 善することを目的とした人道的組織の誕生を促進する。

上記の利益追求型の組織や私企業は、報酬を得るために、移民に一連の違法なサービスを提供している。例えば、国境での密輸活動、海外からの人々の不法入国、移民と雇用主との契約の手配、公的文書やパスポートの偽造、移民と目的国の住民との合法的な結婚の手配、目的国での住居、ローン、その他のサービスの提供などが挙げられる。対照的に、人道的組織は移民に相談や社会サービス、避難所を提供し、合法的な書類の取得方法に関する法的アドバイスを行い、場合によっては公的な移民法執行機関から移民を隠す手助けをする。

時間の経過とともに、上記の個人や企業、組織は移民たちによって徐々に知られるようになり、相対的に安定した組織構造を持つようになる。これは、移民が外国の労働市場に 参入するための新しい社会的資本となる。

1.2.3 移民の結果

上述した各種の理論は移民行動の起因およびその継続を説明することを主な目的としており、そこでは国際移民を送り出す国から受け入れ国への単一方向の流れとして捉えている。こうした流れにそって、学者たちは、国際移民の結果に関する研究において移民行動が受入れ国に及ぼす影響に焦点を当てている。しかし、グローバル化の進行とともに、国際移民の数と規模は増加してきた。これにより、移民の社会適応や移民行動が母国に与える影響に焦点を当てるようになった。

移民の社会適応に関する理論の中で、最も影響力のある理論は、古典的同化論 (Assimilation)、多文化主義論 (Multiculturalism)、および階層的同化論 (Segmented

Assimilation)である。古典的同化論は、移民が主流文化に自発的に同化するという考え方である。移民の現地での滞在時間が長くなるにつれて、言語や文化に適応し、社会・経済的地位が向上すると、彼らは最終的に受入れ国の主流社会に溶け込むとされる。この理論の代表的な考えは、アメリカの社会学者パークによって提唱された。彼は移民が現地の主流社会に溶け込む過程を4つの段階、すなわち接触、競合、適応、同化として定義し、これらの段階が一方向であり、不可逆的であると考えた。多文化主義論は、異なる民族や文化的背景を持つ移民が完全に同化するのは難しいとし、移民コミュニティーが自らの文化的特性を保持しながら、受入れ国の主流文化に徐々に適応していくという考えである。階層的同化論は、移民の社会適応の過程は多様であり単一ではないと考える。移民は、自らの民族文化を捨てて受入れ国の社会の中~上層に同化するか、または受入れ国の社会の下層に同化することもある。さらに、受入れ国の文化に選択的に同化したり、自らの民族や文化的なリソースや利点を活用して受入れ国の主流社会に溶け込んだりすることが考えられる(周・黎、2012)。

また、国際移民の送金に関する研究は、伝統的な移民研究が移民の送り出し国への影響のみに焦点を当てていたことの不足を補完している。さらに、移民行動が移民自身の身体と心の健康、ならびにその社会的行動に及ぼす影響も、移民の結果に関する研究の基本的なテーマである。

1.3 外国人留学生の先行研究

留学生に関する研究に関して、日本には『留学交流』 (注5) や『留学生教育』 (注6) といった専門誌が存在する。また、地域研究や移民関連の学会では、多くの留学生に関する研究が行われている。日本の留学生政策の研究は、主に留学生政策の具体的な内容の分析や解釈を中心としており、一部は留学生政策の策定過程やその実施の評価、さらには留学生政策の将来的な方向性といったマクロ的な視点での探究にも焦点を当てている。労働市場と留学生との関連性についても多くの研究がなされている。さらに、留学生の言語能力や心理的発展といったミクロな側面に関する分析も行われている。留学生の受入れに関する政

府の各種報告書や統計調査も、この研究領域において重要な役割を果たしている。

栖原(2010)は、「留学生30万人計画の意味と課題」において、政府が打ち出した留学生30万人計画は、以前の「国際社会への知識的寄与」よりも、「国外の高級人材を獲得し、国の利益のために役立てる」ことに重きを置いていると主張している。同論文において、留学生10万人計画の概要の要約と、日本の入国手続き、在留資格、奨学金、住居といった面での問題点が列挙されている。また、留学生の数が一貫していないことが、日本の市民による留学生の評価を「友好大使」「見せかけの留学」「アルバイト留学」「犯罪の予備軍」といったように、揺れ動かせていると指摘している。長期的に滞在する留学生が日本社会に円滑に同化していない問題も指摘されており、栖原は、留学生政策と並行して、日本の移民政策についても十分に検討するべきだと提案している。

寺倉(2009)によれば、現代の留学生受入れの理念は、経済主導型モデルによって説明できる。高い授業料を払ってでも留学したい外国人を獲得し、高等教育財政の安定化を狙うイギリスや、留学生受入れ政策を輸出産業と位置づけ、加えて卒業後の留学生の就労促進にも積極的なのはオーストラリアだけではない。シンガポールやマレーシア、中国といったアジア諸国も、それぞれの国の事情に合わせて独自の留学生受入れ政策を展開している。日本の留学生受入れ政策にも、国際貢献といった古典的な留学生の受入れ理念だけでなく、高度外国人材の獲得と国際競争力の強化という目的が付加されている。

佐藤(2008)は、日本とアメリカの留学生受入れ状況を比較し、経済的側面での分析を行った。アメリカの留学生への支援および留学による直接の経済効果は日本よりも高いと指摘している。しかし、日本の留学生受入れ方針の変化と留学生数の増加に伴い、その支援と経済効果も向上していると述べている。そして、官民一体の留学生政策の拡充を呼びかけている。その後、佐藤(2018)は、日本の留学生受入れ政策の変遷を振り返った。留学生の数と日本の労働力需要が増加する中、留学生は高度人材としての役割だけでなく、ミドル・スキルおよび低熟練労働のさまざまな分野で日本の労働市場に参加していると指摘している。日本の留学生政策をさらに拡充することは、人材の確保、外交関係の強化、日本社会の国際化を推進するといった複数の目的を実現する上で有益であると論じている。伊佐敷(2013)は、日本の留学生受入れの現状を分析し、留学生が日本にもたらす利点とデメリットについて説明した。そして、留学生政策は日本の各事業の発展に有益である

との立場をとり、今後、日本の大学の魅力をさらに高め、より多くの留学生を受け入れるべきだと主張している。一方、白雪(2015)は、留学生の受入れの意義を肯定し、留学生がもたらす経済的効果について詳しく分析した。優れた人材の獲得を目指すとともに、「経済的収益型」としての留学生政策の方向性を基盤とすべきだと提案している。中嶋(2007)や遠藤(1992)も、留学生政策の研究と策定を積極的に進めるべきだとの立場を取っている。

多くの研究者が日本の留学生受入れにおける問題点や不備を指摘しているが、ほぼ全ての研究者が留学生の受入れの積極的な意義を肯定している。しかし、留学生をより広義の移民受入れの文脈に組み込むと、意見の相違が大きくなる。この点については、第3章で日本の学術界の議論を取り入れて、日本の外国人受入れ問題について詳しく説明する。また、関連する留学生政策を改善または拡大するよう提唱している。主な分析の方向性も、留学生受入れの政治的意義から、経済的意義や社会・文化的影響へと変わってきている。

上記の留学生に関する先行研究は意義深く、いずれも貴重ではある。ただし、その焦点は主に高度人材としての側面に集中し、留学生の多義性を見落としている。留学生の多義性に言及する数少ない研究においても、その原因の分析と具体的な実証研究が欠けている。

本研究と研究テーマが比較的近い数少ない研究の中でも、対双 (2016) は留学生の労働移民化傾向を早期に捉え、大規模な調査を通じて中国人留学生の日本での非合法労働、アルバイト、就職、起業の具体的な過程を詳細に分析した。しかし、その調査対象は 1980 年代から 2000 年代初頭に集中しており、過去 20 年間にわたって日本における留学生の数が 3 倍に増加した新しい傾向を反映していない。また、日本の留学生政策に関する言及もない。

是川(2019)も留学を教育を通じた移住過程として捉え、独自に収集したデータを用いて、日本で就職した元留学生の社会意識に関する統計分析を行った。留学生の社会統合の促進には文化政策だけでなく労働政策の同時進行が必要だと主張している。しかし、研究方法の制約から、留学生を個人レベルにまで落とし込んだ分析には至っていない。

張(2014)は「エリート」や「貧民・出稼ぎ労働者」とは異なる現代的な留学形態を切り口として、中国山西省から日本の石川県へと留学した中国人学生を調査し、中国における留学ブームの原因を分析した。中国の特異な社会形態や文化、移民ネットワークが留学に与える影響を強調し、非経済的要因が日本の中国人留学生に与える影響を指摘している。

しかし、調査対象が限定されていることから、異なる地域の中国人留学生の変化を反映しているとは言い難い。

張(2022)は中国山東省出身の中国人留学帰国者を研究し、日本の中国人留学生がエリートから大衆化へと移行する過程を描いている。日本の留学生政策に関して、国費奨学金の不足とアルバイトの許可が留学生の質の低下を招いたと批判している。この指摘は合理的であるが、本研究はそのような批判が日本の長期的な労働力不足に対する外部労働力供給のニーズを無視し、留学の大衆化が日本にもたらす可能性のある積極的な影響を認識していないと考える。

第2章 日本の留学生政策

本章では、第2次世界大戦以降の日本の留学生受入れ政策の歴史を振り返り、留学生受入れの理念モデルに基づき、日本の留学生政策の特徴を明らかにする。

2.1 外国人留学生受入れの意義に関する理念モデル

江淵(1997) は、留学生受入れの理念モデルの考察を行っている。同研究では、1950 年代にアメリカの国際教育協会(Institute of International Education: IIE)が策定した留学生の受入れと教育に関する方針に着目している。

この方針によると、留学生教育の目的としては次の4点が挙げられる。

- (1) 個人的キャリア形成モデル:国や文化の相違を超えて通用する専門的能力を身につけさせ、職業的キャリア形成を助ける教育の普遍的目的に関わるモデル。
- (2) 外交戦略モデル (国際協力・途上国援助モデル) : 留学生が新しい知識や技能を獲得 することによって、発展途上国の人材開発に協力するモデル。
- (3) 国際理解モデル:留学交流を通じて国際理解を促進するモデル。
- (4) 学術交流モデル: 留専攻分野を同じくする仲間との国境を超えた交流のネットワーク に参加、構築し、学問の進歩に寄与するモデル。

これらのモデルは現在も一般性を失っていないとはいえ、留学が一部のエリートに限られていた時代のいわば古典的なモデルであるとしている。その後、留学生が急増して大衆 化が進んだことから、江淵 (1997) は新しいモデルとして以下の3つを提示している。

- (5) パートナーシップ・モデル:留学生を知識伝達の対象と見るのではなく、送出国と受 入国が相互に裨益しあう知識生産・真理追究のパートナーととらえるモデル。
- (6) 顧客モデル:留学生を高等教育財政安定化のための財源のひとつとみるモデル。
- (7) 地球市民形成モデル:国際理解モデルよりもさらに積極的に地球共同体の形成に向かって留学交流を役立てようとするモデル。

江淵(1997)の分類を引き継ぎながら、横田・白土(2004)では、その後の外部環境の

変化も考慮しながら、「経済主導モデル」を構築している。そして現代の経済主導型モデルとして、次の2点を指摘している。

- (8) 高度人材獲得モデル:従来の工業社会から知識・情報化社会への移行に伴い、情報技術やライフサイエンスなどが急速に発展し、ハイテク産業を主とする知識創造型経済が出現した。そうした新分野に精通した高度人材の供給不足が深刻になる中、先進国大学院で学ぶ優秀な留学生を受け入れて、卒業後は自国に就職させることにより、高度人材として獲得しようというモデル。
- (9) 留学立国モデル: 顧客モデルをさらに発展させたもので、留学生受け入れを高等教育 財政安定化の財源とみるだけでなく、国全体の経済発展の重要手段と位置づけるモデ ル。

外国人留学生受入れの意義に関する理念モデル整理すると、留学生受入れの主な目的は 政治・外交、学術・国際交流の恩恵供与モデル・相互主義モデルを経て、高等教育による 収益を得ることと高度人材獲得が主たる目的の経済主導モデルとなっていると言える。

次節では、理念モデルを参照しながら、日本における外国人留学生政策をとらえていく。

2.2 第2次世界大戦後における日本の留学生受入れ政策の推移

2.2.1 国費外国人留学生制度

日本の戦後の留学生政策の出発点は「国費外国人留学生制度」である。この政策は、1953年に日本ユネスコ国内委員会が文部大臣に「外国人留学生の受入れ体制の強化について」及び「外国人留学生(技術留学生、技術実習生を含む)に対する奨学金の提供について」建議したことを受けて創設された。

「国費外国人留学生制度」の内容を検討すると、当時、留学生に奨学金を供与することには2つの意味合いがあったことが分かる。その1つは、主に欧米諸国を対象にした「国際文化交流」の視点である。もう1つは、援助によって民衆の生活水準の向上を図り、共産主義の浸透を食い止めるために、主に東南アジア諸国を対象とした「経済協力」の視点である。こうした2つの視点に合わせて、留学生政策には次の2つの種類があった(文部

省、1954)。

- ①「学部留学生」: 東南アジアから招致し、1年間の日本語予備教育を経て、正規の学生として大学学部に4年(医歯学部は6年)在学させ、課程を修了すれば「学士」の称号が与えられる。
- ②「研究留学生」: 欧米から招致し、大学・大学院または研究所で1年間、専門の研究を行う。

コロンボ計画が貧しいアジア諸国の共産化を防ぐことにあるという点では、政治的意図に基づく政治・外交戦略モデルと捉えることもできる。初年度は11カ国23名の留学生を受入れた。その内訳は17名が東南アジアからの学部留学生、残り6名が欧米からの研究留学生であった。1960年代後半から、アジア各国の独立、ASEAN (注7)の成立、およびベトナム戦争の勃発などにより、日本の留学生受入れには一部政治的な問題が生じてきた。一部の国費留学生の奨学金は「政治活動禁止条約」に違反するため取り消されてしまった。その後、1972年の中日国交正常化により、台湾の留学生は国費留学生の奨学金を受け取ることができなくなったが、代わりに日本台湾交流協会が国費留学生奨学金と同額の奨学金を提供することになったのである。

現在の国費外国人留学生制度は、文部科学省を主体として、主に東南アジアの学生を対象とした制度である。2020年における国費留学生の総数は8,761人で、その年の留学生総数の3.1%を占めていた、その中で、中国からの留学生は834人で、その中国人留学生全体に占めるシェアはわずか0.7%であった。研究留学生、教員研修留学生、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生、ヤング・リーダーズ・プログラムの7プログラムがある。

文部科学省が掲げた「我が国と諸外国相互の教育・研究の国際化・活性化の促進」、「国際理解の推進と国際協調の精神の醸成」、「相手国が開発途上国の場合の人材養成への協力」、ならびに「国と国との架け橋」 (注8) に寄与することになるならば、学術・国際交流の古典的モデルであると考えらえる。

2.2.2 「留学生 10 万人計画」

「留学生 10 万人計画」の動機

第2次世界大戦後、日本は東南アジア各国のエネルギーや資源、そして市場に依存して経済を発展させてきた。例えば、1973年には、日本のアジアへの投資は、対外投資全体の28.6%を占めており、北米は26.1%、中南米も26.1%であった (注9)。しかし、多くの日本企業が東南アジアに進出すると、その経営スタイルが現地の文化と衝突することが多かった。同時に、大量の日本製品が東南アジア市場に流入したり、資源やエネルギーの過度な開発により環境が破壊されたりしたことが、地域住民からの強い不満を引き起す原因となった。1974年に田中角栄首相が東南アジア諸国を訪問した際、バンコク、ジャカルタで大規模な反日デモが繰り広げられた。

侵略の歴史が残した悪い印象や貿易摩擦による隔たりを解消するため、そして自国の海外利益を守るために、日本は積極的に国際貢献を行い、国際政治の舞台での発言権と影響力を高める必要性に駆られた。1977年8月、東南アジア諸国連合諸国歴訪中の福田赳夫首相はマニラで行った演説の中で、(1)日本の軍事大国化の否定、(2)「心と心」の通う友好関係の樹立、(3)対等なパートナーとして東南アジアの地域的共存と安定に寄与することなど3つの指針を明らかにした。

また、日本の国際的な政治的地位は、経済大国としての地位に見合っていなかった。このため、日本政府は教育を通じて国際意識、防衛意識を育成し、国際政治の舞台に立つための戦略構築や人材の養成に着手したのであった。中曾根康弘政権の下で、「国際国家・日本」を目指すスローガンが掲げられた。

国際的な交流の拡大に伴い、教育の国際交流や協力も増加してきた。日本は留学生の受入れ人数と教育の国際化との関連性を理解し、他の先進国との受入れ人数のギャップ解消に乗り出したのであった。1979年に日本が受け入れた留学生はわずか 5,933 人で、そのうち 80%以上がアジアの開発途上国からの学生であった。1983年には、日本の留学生数は10,428人に増加したが、アメリカの留学生は31万人、フランスは12万人、イギリスおよび当時の西ドイツはそれぞれ6万人であった。日本は2000年代初頭には、1983年のフラン

スの水準、すなわち約10万人に達することを望んでいた(注10)のである。

「留学生10万人計画」の内容

1983年に中曽根首相が、留学生を2000年までに10万人に増加させる「留学生10万人計画」を提唱してから、留学生の本格的な受入れ体制の整備が進んだ。

この提言は、留学生に関する方針において、21世紀における日本の国際的役割の重要性や、日本と他国との相互理解の増進、教育の国際交流、特に留学生との交流を通じた教育・研究の質の向上、途上国に対する人材養成への協力の必要性を指摘している。また、留学生方針は、日本の文教政策や外交政策の核心として位置づけるべき国の重要政策であると強調している。主な施策は、(1)大学等における受入態勢の整備(教育指導、留学相談と受入れの世話業務)、(2)留学生のための日本語教育(国内外のおける日本語教育の推進)、(3)留学生のための寮の確保、(4)民間活動等の推進、(5)帰国留学生に対する諸方策(帰国留学生の活動に対する支援の充実、帰国留学生に対する諸事業の充実)である。この提言の考え方をもとにして、文部省の留学生問題に関する協力者会議は、21世紀初頭に向けて10万人の留学生の受入れを目指す長期計画を検討し、1984年6月に、21世紀を視野に入れた留学生政策の長期指針をまとめ、「21世紀への留学生政策の展開について」という提案を行ったのである。

「留学生 10 万人計画」は高等教育レベルでの教育、研究分野における国際理解、国際協調の推進、途上国の人材育成協力の観点から総合的な留学生政策を打ち出したものであり、そこで示された主要な留学生受入れの理念は、「我が国に対する国際的な期待」に応え「我が国の国際的に果たすべき役割」の1つとして「開発途上国の発展」に協力するというものである(武田、2006)。

「留学生 10 万人計画」は、同計画書に「留学生を迎えることは、いわば世界の安定と発展のための知的国際貢献」 (注11) と記されていることから、古典的なモデルにもとづくものであると考えらえる。

「留学生受け入れ10万人計画」の実施プロセス

「留学生受入れ10万人計画」スタート時点には6,000人に満たなかった留学生は、1992 年には5万人近くにまで増加した。当時、高等教育機関への留学生の供給を担当していた 日本語学校は、学校運営の制限や基準の設定、そして資格認定制度が何も存在していなか った。そのため、どの企業、個人、団体であっても、自由に日本語学校を開設し、海外に 入学の通知を発行して学生を募集することができた。この結果、一時的に日本語学校が急 増し、日本入国を申請する学生数も急増した。日本語学校の運営に厳格なルールが存在し なかったため、在学中の学生の中から不法就労者や超過滞在者が多数出てきた。1988年10 月、こうした事態を重く見て、入国管理局は日本語学校の学生に対して厳しい審査を開始 した。日本語学校の就学生は4年制大学や短期大学の学生の重要な供給源であったことか ら、その資格が厳しく制限され、大学の新入生数にも影響を及ぼした。1988年11月には、 日本語学校が入学許可を不当に発行し、学費を事前に徴収していたにもかかわらず、学生 がビザの申請過程で入国管理局によって拒否される事態が発生した。これは、数百人が日 本の上海総領事館を襲撃する「上海事件」(注12)として知られるようになった。この事件は 多方面からの注目を集め、入国管理局は学生の資格審査をさらに厳格化した。 1989 年に 「出 入国管理及び難民認定法」の一部が改正された。1990年2月、日本語教育振興協会が日本 語学校の資格を正式に審査する制度を開始した。同年6月には入国管理局が留学生と就学 生の資格制限を明確化し、「在留資格認定証明書」や「資格外活動許可」の制度を導入し た。これにより就学生の数は急減し、大学の予備生も同様に減少した。

加えて、アジア諸国の経済危機、日本の景気低迷をはじめ、留学生ニーズの多様化、海外における日本の留学情報の不足、母国での日本語教育の不足のほか、日本の大学の教育・研究指導体制の不備、留学生の経済的負担の大きさなどの原因によって^(注 13)、1993年以降、留学生数の増加は伸び悩んだ。

1996年には、社会の多方面から批判されていた「身元保証人制度」を廃止した。1998年には、留学生のアルバイトの時間を「1日4時間以内」から「1週間28時間以内」へと変更し、1999年には留学ビザの更新を年1回から2年に1回へと変えた。2000年からは、大学、専修学校、その他の学校、および優良と認められる日本語学校(不法滞在率が5%以

下の学校)に対して、経済力や学歴などの書類提出要件を緩和した。申請書と写真だけで「在留資格認定証明書」を発行する一方、不法滞在の発生率が高い教育機関に対しては、引き続き厳格な資格審査を行った。これらの動きからも明らかなように、10万人の留学生受入れを目指して、入国管理局は比較的緩やかなビザ政策を採用していた。

これらの一連の政策の下、派遣国の経済成長や留学ルートの開放などの要因も加わり、 2000年以降、「留学」、「就学」のビザを持つ新たな入国者数が再び急増した。2003年に は、日本の各種高等教育機関の在籍留学生数は109,508人に達し、目標とされた時期より 3年遅れたものの、1983年に提案された10万人の留学生受入れの目標を最終的に達成した。

2.2.3 「留学生 30 万人計画」

「留学生30万人計画」の動機

留学生の具体的な状況を正確に把握し、留学生 10 万人計画の実施効果を調査し、今後の留学生政策の方向性を明確にするため、総務省は様々な調査と統計捕捉を開始し、2005 年には、「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書」 (注14) を発表した。この評価書は、留学生 10 万人計画が 3 年の遅れで最終的に達成された成果を確認している。最初に設定された目標と比較して、友好交流、教育研究、知識の国際的な貢献において良好な結果が得られたと評価している。こうした成果を上げることができた要因の分析において、政策策定時には国費留学生を中心に私費留学生の増加を期待していたが、その効果は限定的であったことが判明した。この時期の留学生数の増加は、ビザ政策の緩和や、日本の経済の繁栄による魅力、そして中国や韓国などの国々が積極的に留学生を派遣したことが主な要因であった。しかし、留学生数の増加を追求する過程で、教育の質や日本語学校の無秩序な状態、就学生や留学生による不法滞在や不法就労、さらには犯罪などの問題が生じ、社会的な関心を集めた。これに対し、日本政府は反省し、再評価を行った。

2003 年 10 月、中央教育審議会より「新たな留学生政策の展開について(中間報告)〜留学生交流の拡大と質の向上を目指して〜」 (注 15) が発表された。この報告の中で、留学生交流の意義として強調しているのは、①諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形

成、②国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現、③日本の大学等の国際化、国際競争力の強化、④国際社会に対する知的国際貢献の4点である。これと同時に、以下の7つの留学生受入れに関する問題点が明示された。

- 1. 経済負担の大きさ
- 2. 日本語修得の困難さ
- 3. 学位、特に博士号の取得の困難
- 4. 教育内容、大学の組織運営の不明瞭さ
- 5. 日本の学士号の国際的通用性の低さ
- 6. 日系企業への就職問題。現地採用と本社採用との待遇格差
- 7. 日本人及び日本社会の非開放的性格と閉鎖性の強さ

この報告の提出は、日本の留学生受入れ政策に変更があったことを示している。具体的には、受入れの数量重視から質重視へ、受入れを中心とする方針から、受け入れと派遣を両立させる方針へとシフトした。上記の目標を達成するために、留学生支援業務を専門の機関に統合し、一元的に管理することとなった。2005年、「我が国の留学生制度の概要ー受入れ及び派遣」 (注16) を公表し、国際社会への知識の寄与や大学の国際化の促進、国際競争力の向上、各国間の相互理解の促進、人間関係のネットワークの構築、国際的な視野を持った日本人の育成、活力のある開かれた社会の創出などを強調している。

上記の指針に沿って、日本は旧文部省の下での日本育英会などの公益法人の業務を統合し、日本学生支援機構が留学生の奨学金、寮、日本語教育、留学試験、そして日本の学生の海外留学サポート業務を一貫して担当することになった。加えて、同機構は留学生に関する様々な調査やデータ収集も行い、留学生の発展に積極的な役割を果たしている。2003年から2008年までの間に、日本のビザ政策も大きな変化を遂げた。特に就学生の申請書類の審査が厳格化された。この結果、就学生の数は大きく減少し、留学生の数は11万人から13万人の間で推移している。

留学生 10 万人計画の実施と時を同じくして、日本はバブル経済に突入し、その後、深刻な経済危機を迎えた。2002 年から 2007 年までの間に、日本は経済構造改革を進め、再び経済が長期の安定成長期に入った。留学生 10 万人計画が達成されたことに加え、日本経済が持続的に成長していることや、国際的な環境、少子高齢化、経済のグローバル化などの要

因を考慮すると、10万人計画の後継政策を策定し、さらに留学生の受入れを拡大するよう日本の各界から求められるようになった。2004年から 2007年の4年間、多くの分野で留学生事業の進展に注目が集まり、具体的な提案や建議がなされたものの、明確な数値目標は設定されず、各省庁も具体的な政策措置を講じてこなかった。国際的な高等教育サービスの市場での競争が激化する中、日本の教育団体、経済団体、専門家団体、そして各省庁の審議会などが、留学生の受入れについて活発な議論を行った。産業界や教育界を代表する多くの利益団体から、留学生の受入れ拡大および質の向上を求める声が高まっていった。例えば、日本経済団体連合会(2004)は「外国人受け入れ問題に関する提言」(注17)を発表し、優秀な外国人材を獲得する方策の1つとして、留学生の国内就職の促進を提言している。2004年から 2007年までの4年間という長い空白期間を経て、留学生10万人計画の後続政策の策定が議題に上がった。

「留学生30万人計画」の内容

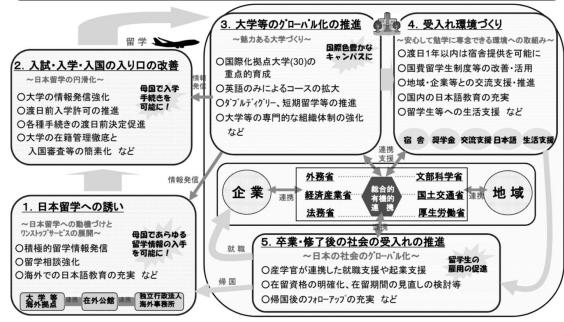
2008 年、2020 年を目途に30万人の留学生受入れを目指す「留学生30万人計画」を福田 首相が提言し、文部科学省(以下、文科省)、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省 (以下、経産省)、国土交通省の6省連名で「留学生30万人計画の骨子」が発表された。 その趣旨の冒頭には、グローバル戦略の一環として「高度人材受入れとも連携させながら、 国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく」と述べられ、 具体的には(図表2-1参照)、

- ①日本留学への誘い:日本留学の動機づけとワンストップサービスの展開
- ②入試・入学・入国の入り口の改善:日本留学の円滑化
- ③大学等のグローバル化の推進:魅力ある大学づくり
- ④受入れ環境づくり:安心して勉学に専念できる環境への取組
- ⑤卒業・修了後の社会の受入れの推進:社会のグローバル化 を挙げている(文部科学省、2008)。

「留学生30万人計画」骨子の概要



- ☆「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。
- ☆ 大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得。
- ☆ 関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進



(出典) 文部科学省ほか関係省庁(2008)「留学生30万人計画」骨子の概要」より転載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1420758.htm

留学生 30 万人計画は、複数の省庁と地域、企業の協力を経て推進されるものである。これにより、日本の高等教育機関の国際化をさらに深化させるとともに、留学生の受入れ環境の整備や卒業後の就業支援、さらには彼らの帰国後のフォローアップまで、包括的なサポートが行われる。外務省は、日本の留学情報の提供や、国費留学生の募集と選考試験を担当し、帰国留学生に対して組織的な支援を提供する。法務省は、留学生の在留資格の審査や、労働ビザの変更などの手続きを担当する。厚生労動省は、留学を終えた者に対して、就職情報やキャリアカウンセリングなどのサポートを提供する。経済産業省は、留学生に向けた就職先の開拓や企業の寮などの住居の提供をサポートする。国土交通省は、留学生向けの民間の住宅供給を促進する役割を担当する。これらの省庁が一丸となって協力し、留学生30万人計画の各部門間の連携を強化している。このような取り組みにより、留学生

の受入れ環境や生活、そして将来のキャリアに関するサポートが、より充実したものとなっている。

「留学生 30 万人計画」と「留学生 10 万人計画」における違いの 1 つは、留学生に対するとらえ方である。留学生を入学前のリクルートから卒業後の就職に至るまでトータルに考えている点である。産学官連携による海外の優秀な人材の大学院・企業への受入れの拡大を進めることを明らかにした。留学生政策が、育てた人材を母国に帰すのではなく、日本に引き留める方向に大きく転換したことを示している。したがって、「30 万人計画」は「10 万人計画」の目標人数を増やした続きの政策にとどめるものではなく、経済・高度人材獲得モデルへの転換と思われる。

2.3 本章の総括:日本の留学生政策の理念の変遷

本章では、留学生受入れの理論モデルに基づき、第2次世界大戦以降の日本の留学生政策を三つの段階に分けて整理した。それは、1953年からの国費留学生、1983年から2003年の留学生10万人計画、および2008年からの留学生30万人計画の制定及び実施である。

まず、国費留学生は冷戦という環境下で誕生し、日本の外交戦略に主に奉仕し、後に主 として東南アジアの開発途上国の留学生を支援し、日本と留学生の母国との友好関係を培 う政策へと発展した。

次に、留学生 10 万人計画の動機、内容、実施過程および残された問題を振り返る。1980年代には、日本の経済発展の過程において、日本とアジア諸国との間に歴史的な問題による隔たりや、欧米との貿易摩擦による争いが存在した。教育分野においても、国際比較を行うならば、日本と先進国との間には大きな隔たりがあり、留学生教育の遅れが認識されることになった。こうした遅れを挽回し、また隔たりや摩擦を解消するためにも、教育の国際化の流れに従って、日本は 1983年に留学生 10 万人計画を発表し、2003年には留学生10 万人の大きな目標を達成したが、多くの問題が残された。同政策は親日的な人材の育成という目的を継承しており、留学生の帰国を前提として、将来、彼らが日本と母国との友好の「架け橋」になってくれることを期待していた。これと同時に、日本の国民と留学生

の交流を通じて双方の国際理解を深めることを希望した。

最後に、留学生 10 万人計画の達成後の 2004 年から 2007 年までの4 年間、これまでの計画についての反省と調整を行った。この期間に、留学生の数を継続して拡大すること、留学生の質を向上させること、留学生受入れ体制を改善すること、アジアでの協力を進めることなどが提案されたが、具体的な数値目標の設定や施策は講じられなかった。留学生 10 万人計画の後継プランも策定されることなく、空白期間を迎えることになった。こうした状況に対して、留学生 10 万人計画の残された課題に対処するのと同時に、新しい国内外の環境に対応した新しい留学生政策の策定が強く求められるようになった。2008 年に新しい留学生政策、すなわち留学生 30 万人計画が導入された。留学生 10 万人計画は留学生 30 万人計画の基盤を築くとともに、実践経験を積む場でもあった。過渡期は留学生 30 万人計画の導入までの空白期間は、新たな計画の実施に向けた準備期間であった。留学生 30 万人計画は、留学生 10 万人計画の延長線上にある。2 つの時期の留学生政策を比較すると、数値、目的、プランの策定過程、具体的な措置などの面で大きな違いが見られ、特に高度な人材を獲得する手段として期待される内容となっている。

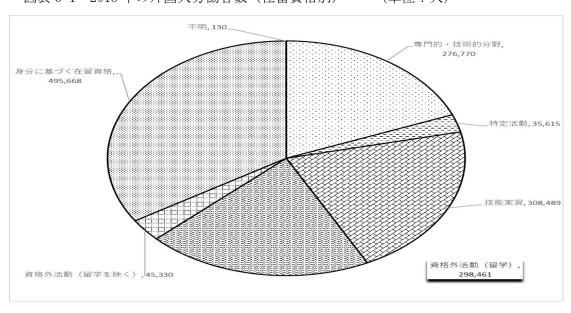
日本における外国人留学生政策も、国際政治と国内政治に影響を受けながら、政治・外 交戦略モデルから、学術・国際交流モデルを経て、経済・高度人材獲得モデルへと大きく 様変わりしてきた。

受入国と送出国が対等な関係であるならば、帰国して国の中枢で活躍するにふさわしい 人材の中には、帰国せずに受入国に留まり、経済を活性化させる者がいてもよいのではな いか、という考え方である。そのために、高度人材の予備軍としての外国人留学生を招き、 就学だけでなく就業も含めたサポートを進めようとしているのである。

高度人材獲得政策の一環としての位置づけは、安倍政権下で日本経済再生本部がまとめた「日本再興戦略」や「未来投資戦略」においてより明確に見られる。例えば「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)では年間1万人の外国人留学生の日本での就職を目指すという数値目標が提示され(注18)、翌年の「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月閣議決定)でも外国人留学生の誘致は「雇用制度改革・人材力の強化」の項目で扱われ、外国人留学生の日本企業、特に中小企業への就職拡大に向けて取り組むことが明記されている(注19)。高度人材獲得政策は外国人留学生受入政策と密接に絡んでいることが窺われる。

第3章 日本における外国人労働者の受容問題

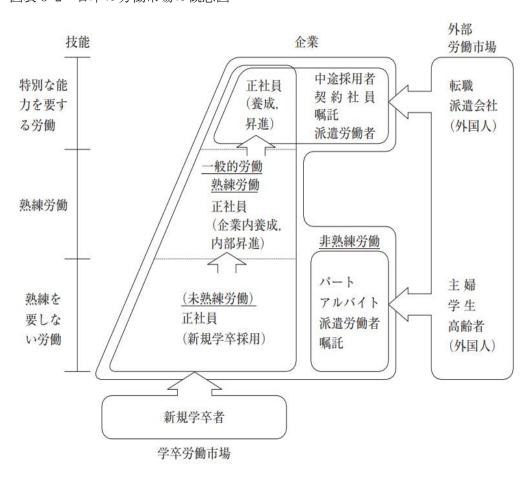
前章で述べたように、日本の留学生受入れ政策の変化と共に、日本は留学生が高度なスキルを持つ外国の人材として労働市場に参加することを期待している。高度な人材を歓迎する一方で、日本は単純労働者の受入れには慎重な姿勢を崩してはおらず、1988年に日本政府は「いわゆる単純労働者を受け入れない」という方針を確立していた。これは、2019年に特定技能ビザが許可されるまで続いた。しかしながら、実際には、少子高齢化による労働力不足を補うため、日本は様々な名目で大量の単純労働者を受け入れている。特定技能ビザや新型コロナウイルスの発生前の2019年を例にとると(図表3-1)、同年の外国人労働者の総数は1,460,463人であり、そのうち専門技術分野(注20)に従事しているのは276,770人に過ぎない。これは外国人労働者全体の20%未満であり、アルバイトをしている留学生の数よりも少ない。



図表 3-1 2018 年の外国人労働者数(在留資格別) (単位:人)

(出典) 厚生労働省(2019)「外国人雇用状況」より筆者作成。

1988年に方針が確立された際、経済企画庁総合計画局は『外国人労働者と経済社会の進路』を発表した。これにより、外国人労働者の日本の労働市場での位置づけ(図表 3-2)が明確になった。具体的には、中層の熟練労働を避け、転職や派遣などの方法で特別な技能を持つ外国人を引き入れる一方、外国人の主婦、学生、高齢者はアルバイトなどを通じて未熟練労働市場に参加するというものであった。しかし、現在の状況は、外国人が様々な方法で労働市場のあらゆる部分に浸透している。



図表 3-2 日本の労働市場の概念図

(出典)経済企画厅総合計画局編(1989)「外国人労働者と経済社会の進路」p.99より転載。

本章では、日本の外国人受入れ政策や学界の議論を通じて、現在存在する問題を分析する。

3.1 外国人労働者受入れ政策

本節では、日本の外国人労働者受入れ政策に関する基本的考えについてみていくことにする。1988年6月の「第6次雇用対策基本計画」において、初めての外国人労働者を「専門技術がある労働者」と「単純労働者」の分類方法が初めて決定され、前者の労働者は極力受け入れ、後者の労働者の受入れについては慎重に対応する方針が示された。

1999年の「第9次雇用対策基本計画」によれば、専門技術を有する労働者に対して「わが国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者に関しては、受け入れをより積極的に推進する。」と記されている。単純労働者に対しては、「単純労働者に関しては、国内の労働者に関わる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすと予想されるため、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する。」、「単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として、外国人労働者の受け入れを考えることは適当ではなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である」としている。

2015年の「第5次出入国管理基本計画」によれば、専門技術を有する労働者に対して「専門的・技術的分野と評価できるものについては、労働市場や産業、国民生活への影響等を勘案しつつ、経済成長に寄与する人材の受入れを進める」。そして単純労働者に対しては、「ニーズの把握や経済的効果の検証、社会的コスト、産業構造への影響、治安など、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広い観点からの検討が必須」としている。また、2015年の「日本再興戦略」では、中・長期的な外国人材受入れのあり方について、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。」としている。

図表 3-3 は 2023 年の日本で在留する外国人の在留資格一覧表である。外国人の在留資格

は、大別して4つのカテゴリに分類される。第1に、「就労が認められる在留資格」があり、専門的・技術的分野の外国人労働者の多くはこのカテゴリに含まれるが、活動には一定の制限がある。第2に、「身分・地位に基づく在留資格」があり、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等、定住者などがこれに該当し、就労が可能である。第3に、「特定活動」の在留資格がある。これは法務大臣が個々の外国人に対して特に指定する活動に限られ、在留カードには「特定活動」のみ記載されるが、具体的な活動内容はパスポートに添付された指定書によって確認される。このカテゴリには、外交官等の家事使用人やワーキングホリデーなど42種類の活動が含まれる。最後に、「就労が認められない在留資格」がある。これには短期滞在、留学、研修、家族滞在などが該当し、原則として就労は認められないが、留学生や家族滞在者などは一定の条件のもと資格外活動許可を受けることで就労が可能となる。これらの在留資格の分類は、日本における外国人の在留管理の基本的な枠組みを形成している。

図表 3-3 在留資格一覧表 (2023年)

在留資格一覧表						
就労が認められる在留資格 (活動制限あり)						
在留資格	該当例					
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族					
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族					
教授	大学教授等					
芸術	作曲家、画家、作家等					
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等					
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等					
高度専門職	ポイント制による高度人材					
経営・管理	企業等の経営者、管理者等					
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等					
医療	医師、歯科医師、看護師等					

研究	政府関係機関や企業等の研究者等				
教育	高等学校、中学校等の語学教師等				
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等				
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者				
介護	介護福祉士				
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等				
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等				
技能実習	技能実習生				
₩+ r→ ++ Δ4>	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要す				
特定技能	る技能を要する業務に従事する外国人				
身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)					
在留資格	該当例				
永住者	永住許可を受けた者				
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子				
えた老の町用本炊	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在				
永住者の配偶者等	留している実子				
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等				
就労の可否は指定される活動によるもの					
在留資格	該当例				
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等				
就労が認められない在留資格					
在留資格	該当例				
文化活動	日本文化の研究者等				
短期滞在	観光客、会議参加者等				
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生				
研修	研修生				
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子				

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/gag5.html

3.2 現行の受入れ制度の概要と問題点

前節で指摘したように、日本では 1989 年の入管法改正以後、外国人労働者の本格的な受入れが始まった。そこで以下では、実際にどのような制度のもとで受入れが進んできたのかを確認し、現行制度に不備があることを示すことにする。

まず、専門的・技術的分野の労働者についてであるが、現在の基本的な考え方としては、「第9次雇用対策基本計画(閣議決定)」は「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進」、法務省は「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく」と述べている。2010年以降は、日本では経済活性化と国際化を目指し、専門的・技術的な分野で働く外国人労働者の受入れを強化する政策が推進されている。これは、経済成長やイノベーションを牽引するために、国際的に競争力のある高度な人材を引きつけようとする意図を示している。2012年の高度人材ポイント制や2014年の在留資格「高度専門職」の導入など、高度なスキルを持つ人材に対する優遇策が次々に導入されている。しかし、現状では、専門的・技術的分野で働く外国人労働者は全労働者の約2割にとどまっている。また、倉田・松下(2018)は、高度人材の多くは中国、韓国の出身者であり、アジア地域でのローカルな国際移動にとどまっていると指摘している。

こうした中で1990年代以降、日本の労働市場で存在感を高めてきたのが、日系人、技能 実習生、留学生の3者である。これらの人々は、これまで製造業やサービス業において単 純労働力としての役割を担ってきたのである。

日系人

第2次世界大戦後、日本は移民ではなく、地方からの出稼ぎ労働者によって単純労働の需要を賄ってきた。しかし、「バブル経済」の時代に突入すると、これらの労働力だけでは人手不足を解消できなくなった。この状況に対応するため、日本企業は外国人労働者の活用に注目したのであった。

1989年の入管法改正により、「日系」というルーツを基準として、就労制限のない在留資格「定住者」が創設された。この資格は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」に対して付与されるもので、「日本人の子として出生した者の実子」や「日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子」が該当すると定められている。これにより、外国籍を持つ日系三世(日本人もしくはかつて日本人であった人の孫)が「定住者」資格の対象とされた。

この結果、日系人を多く抱える国々からの就労を求めて来日する外国人の数が急速に増加した。特に世界最大の日系コミュニティーを抱えるブラジルからは、「定住者」資格を利用して多くの人々が来日した。1989年時点で日本に在留するブラジル人の数は約1万4,000人に過ぎなかったが、1991年には10万人、1996年には20万人を突破し、急激に増加した。2000年代に入ると増加のペースは鈍化したものの、2007年末にはブラジル人31万6,967人、2008年末にはペルー人5万9,723人と、最多を記録した。

「定住者」は身分に基づく在留資格であるため、就労する業種に制限はなかったが、日本国内の労働力不足に応じて製造業を中心とした非正規労働者として定着した。居住形態に関しても、他の国籍の外国人とは異なる特性が見られ、愛知県、静岡県、群馬県など製造業が盛んな地域に居住する傾向が顕著であった。

2008年の世界的な経済危機とその後の景気後退に伴い、多くの製造業企業が生産調整を 余儀なくされた。この調整は、業務請負契約の取り消しや労働者派遣契約の中断、いわゆ る「派遣切り」の増加を招いた。これにより、製造業において非正規雇用で働いていた多 くの日系外国人労働者が職を失い、特にブラジルへの帰国者が増加した。

2000 年代半ばから、日本政府は日系人を含む定住外国人に対する支援策を実施してきた

が、その規模は限定的なものにとどまっており、包括的な政策対応が欠落している状況である。梶田・丹野・樋口(2005)は、日系ブラジル人の就労実態は、社会生活を欠いた外国人労働者の「顔の見えない定住化」が地域社会において様々な問題を引き起こしていることを示している、と指摘している。これに代わる形で、技能実習生の受入れが進んでいる。

技能実習生

外国人技能実習制度について、日本政府は「外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。」 (注21) と説明している。また、技能実習法第3条第2項は「労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと」を明記している。

1982年1月、出入国管理及び難民認定法の改正により、「技術研修生」の在留資格が新設された。その後、研修対象業種の人手不足が高まるにつれて、研修生制度に労働力確保の要素が強まり、1991年の第3次臨時行政改革推進審議会の答申に基づき、国際貢献と国際協力の観点から、日本の技能や技術の開発途上国への移転を図り、開発途上国の経済発展を支える人材育成に協力する目的で、1993年に法務省が「技能実習制度」を創設した。この制度では、最初の1年間が研修生とされ、その後の2年間が「技能実習生」となっていた。当初、1年目の研修生は労働者として扱われず、労働基準法の適用外となっていたため、研修生が低賃金労働者として扱われる問題が生じた。そのため、2009年に「入管法」が改正され、1年目から実習生とされ、研修生の呼称が廃止された。さらに、2016年には建築業種など人手不足が顕著な分野での技能実習生の実習期間を3年から5年に延長し、優良な監理団体及び実習実施機関の受入れ枠が拡大された。

しかし、外国人技能実習制度の沿革と現状を見ると、技能実習生の増加傾向は顕著で、現在では最大5年間の実習期間で、農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属など、80職種142作業において実習生を受け入れることができるようになっている。2017

年の時点で、日本における外国人研修生は27万人を超え、その多くがASEAN諸国と中国からの実習生である。「食品製造関係職種」、「機械・金属関係職種」、「建設関係職種」が受入れ人数の多いトップ3の分野となっている。実習生の95%以上が団体監理タイプに属し、監理団体を通じた企業数の66%は従業員数19人以下の零細企業である。これらの事実は、技能実習生が日本の労働市場において重要な役割を果たしている一方で、制度の運用においては、途上国への貢献という原点から逸脱し、安価な労働力確保の手段として利用されている現状があると言える。

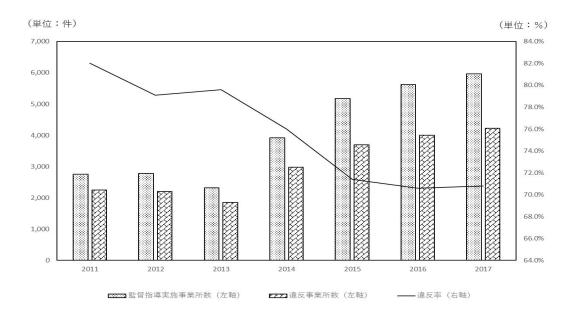
2018年の厚生労働省の調査によると、2017年に外国人技能実習生を受け入れている事業所で労働基準や安全基準などに関する4,226件の法令違反が発覚し、これは前年度に比べ5.5%増加して過去最高となっている。主に「低賃金」と「劣悪な労働環境」の点で批判されている。

第1に、「低賃金」については、日本政策金融公庫の調査によると、2017年に正社員として雇われた外国人の平均月収が27.6万円であるのに対し、技能実習生の平均月収は14.7万円であることが分かった。最低賃金で計算すると、技能実習生の平均賃金は最低賃金にも及ばず、高校卒業者の平均初任給16.5万円よりも低い。

第2に、「劣悪な労働環境」については、厚生労働省が行っている外国人技能実習生の 実習実施者に対する監督指導によれば、2011年には労働基準関係法令の違反率が82%であったが、2017年には違反率が70.8%に減少している。2017年には5,966件の監督指導が実施され、4,226件で労働基準関係法令違反が認められた(図表3-4)。

これらの事実から、外国人技能実習生の受入れに関して日本の制度が賃金や労働環境の面で多くの課題を抱えており、適切な処遇を提供するための改善が必要であると言える。

図表 3-4 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(2011-2017年)



(出典) 厚生労働省「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況」各年版より筆者作成。

留学生

留学生は「高度人材」の供給源として位置づけられる一方、在学中は「資格外活動」と して週 28 時間までのアルバイトが認められており、サービス業などにおける単純労働力と して活用されている。

近年、一部の留学生は「資格外活動」に目をつけ、留学を装い、出稼ぎ目的で来日するという問題が発生している。2019年3月、東京福祉大学での留学生約700人の所在不明問題が表面化し、メディアで広く報道された。この大学では、主に収入を得る目的で留学していた学生が多く、彼らが学校を離れ不法就労に走っていたことが明らかになった。学費の支払いを避けるための行動であった。この問題は国会で議論され、政府に対応策が求められた。その結果、留学生を受け入れる教育機関に対する監督強化が方針として打ち出された(注22)。

出稼ぎの手段として「技能実習」ではなく「留学」を選ぶ理由は、留学生の地位が持つ 柔軟性と利点にある。技能実習生として来日する場合、働ける期間は最長5年に限られ、 配属される職場を変えることができない上、賃金も月に約14万円程度と制限されている。 これに対し、留学生のステータスでは、アルバイトの選択肢がより広がる。法律で週 28 時間以内の就労が定められているものの、実際には法律を逸脱して働くことも難しくなく、実習生よりも多くの収入を得ることが可能である。さらに、留学生は卒業後に日本での就職も可能であり、これは技能実習生の地位では難しい。このような理由から、出稼ぎを目的とした外国人が「技能実習」ではなく「留学」を選択する傾向にあり、その結果、留学を名目にして実際には出稼ぎに従事する外国人が増えている。

日本へ留学する際には、日本語学校の初年度の学費やブローカーへの手数料などで約 150 万円程度が必要となる。新興国出身の留学生の多くは、これらの費用を借金で賄う。彼らは日本で働けば、短期間で返済できると考えている。しかし、日本語能力が不足している留学生は、アルバイトは見つかるが、多くは日本人が敬遠する職種で時給も最低賃金レベルである。法律で定められた「週 28 時間以内」の就労制限を守ると、借金の返済や翌年の学費の貯蓄が進まない。そのため、彼らは法律に違反して働くことになる。アルバイトを複数かけ持ちすることで、働く時間の上限を超えることは容易である。

日本語学校に在籍できる期間は2年間に限られており、「偽装留学生」として出稼ぎ目的で来日する者は、この期間内に借金を完全に返済できないことが多い。「留学ビザ」を維持するためには、大学や専門学校への入学が必要である。日本の少子化の影響で、多くの私立大学や専門学校は定員割れを起こしており、入学金と学費を払えば、日本語能力に関わらず外国人を受け入れる学校が存在する。これにより、「偽装留学生」たちは学費を払うことで「留学ビザ」を更新し、日本で出稼ぎを続ける資格を得る。留学ビザを維持できない場合、不法残留者となるか、借金を抱えたまま母国へ戻り、経済的な困難に直面する可能性がある。

3.3 問題点の分析

以上のように、日本の労働市場では技能実習生、日系人、留学生が主流となり、単純労働者としての役割を果たしてきたが、本来これらの人々は就労を前提とした在留資格を持っていない。その名目と実態の乖離が引き起こす問題についてはすでに指摘したので、こ

こでは制度上の問題点を指摘しておきたい。

第1に、明確な仕組みが存在しないため、必要な分野や規模の明確化が行われず、対象職種の増加が漸進的に進行している。第2に、受入国である日本と送出国の責任が不透明な状である。技能実習制度においては、野村(2015)が指摘するように、国際研修協力機構(JITCO)や外国人技能実習機構による支援・監督は行われているものの、主に民間の監理団体が運営を担っており、悪質な送り出し機関やブローカーの排除が困難な状態にある。第3に、社会統合政策の整備が不十分である。特に、社会統合政策の整備が充分でないことから、外国人が日本で生活する際の大きな障害である日本語の学習を支援する政府のカリキュラムが限定的であり、法的根拠も不十分である。

3.4 外国人労働者政策をめぐる論争

1980年代後半の日本においては、「第一次論争」と称される外国人労働者の受入れに関する議論がバブル経済期の労働力不足を背景に展開された。経済の好況と並行して労働需要が増大する一方で、国民の職業観や勤労意識の変化により、肉体労働や単純反復労働を避ける傾向が強まり、労働集約的な業務への労働供給が不足していたのである。同時期のアジアの国々では、人口過多と経済的困難が重なり、労働を求めて国外に出る圧力が高まっていた。これに対し、経済的に繁栄する日本は、国内労働力だけでは需要を満たせず、外国人労働者の受入れを検討し始めた企業も現れた。このような状況において、アジア諸国と日本との間で労働力の需給に関する利害が一致する局面が生じていた。さらに、1985年のプラザ合意による円高は、就労目的での来日を促進する一因となり、特にアジアからの労働者の流入を加速させたのである。

外国人労働者の受入れの是非をめぐって、受入れを肯定する「開国派」と、それを否定する「鎖国派」に分けることができる。両陣営の見解について、以下の表でまとめることができよう。

図表 3-5 第一次論争における開国派と鎖国派の見解

開国派	鎖国派
経済的資源の効率的な再分配	企業の生産性向上の動機を低下させる
日本の労働集約型部門における人手不足、	低賃金労働者として「搾取」の対象になる
産業空洞化の懸念	人権侵害の不安
労働市場の開放は国際化に伴う必然的結果	戦後西欧の「ゲストワーカー」の経験
送出国への送金や日本で学ぶ産業技術は本	送出国の経済発展につねに寄与するとは限
国経済の発展を促す、国際貢献になる	らず、国際貢献にはつながらない
日本国際的受容能力の向上、アジア諸国と	日本の社会や文化の高い均一性は多様な文
の相互依存と国際交流は、安全保障上のメ	化、言語、宗教的背景をもつ外国人労働者
リット	にとって適応が困難、膨大な行政費用を発
	生する

(出典) 明石 (2009) より筆者作成。

とは言え、日本の労働市場を完全に自由化すべきという主張や外国人労働者を徹底的に 閉め出すべきであるという主張はほとんどなく、両極の中間に着地点を模索していたとい えよう。この点は、現在においても変わりがない。

「第一次論争」の時期において、日本政府は1988年に単純労働者の受入れについて消極的な姿勢を示していた。しかしながら、政府内部においては、外国人労働者の受入れに対する意見が一致していなかった。外務省、通商産業省(通産省、現在の経済産業省)、経済企画庁は外国人の就労受入れを容認する立場を取っていたのに対し、法務省、労働省(現在の厚生労働省)、警察庁は受入れに慎重な姿勢を示していた。バブル経済の崩壊後、不況が現実のものとなり、失業率の上昇が続いた結果、「第一次論争」は結論が出ることなく、1990年代前半には外国人労働者問題に対する関心が急速に低下していった。

「第一次論争」は好況時に、国内労働市場の労働力を確保するため、外国人労働者を一時的に受け入れる必要性についての論争であり、「第二次論争」は外国人労働者が少子高齢化によって慢性的に労働力の不足している農業や漁業、製造業や建設現場などを支えるべきかどうかについでの論争である。

バブル崩壊後の不況が長期化する中、労働需要の全体的な縮小と共に外国人労働者への需要も減少し、彼らが母国へ戻ることが予想されていた。しかし、実際には異なる状況が展開された。小井土・上林(2018)によると、日本社会の少子高齢化による慢性的な労働力不足が特定の地域や産業、企業に存在し、外国人労働者への需要が根強く、彼らの数は減少しなかった、としている。1999年、小渕内閣による財政出動とアメリカを起点とするITブームにより、議論が再燃した。しかしながら、2000年代後半の国際的ITバブルの崩壊と小泉政権の財政引締め期には、議論は再び後退した。2004年以降、外務省・経産省が推進する経済連携協定と看護・介護士の受入れに関する議論は活発化したが、フランスでの移民の若者による「暴動」事件の影響もあり、大きな政策の変更には至らなかった。そしてリーマンショック後には、多数の派遣労働者、特に日系ブラジル人・ペルー人が解雇され、外国人労働者に関する積極的な議論は一時的に後退した。

「第二次論争」において、「開国派」と「鎖国派」の立場は「第一次論争」の時と大きく変わることはなかったが、日本の労働市場に組み込まれている構造的な問題が、この時期に指摘されるようになった。人手不足の対応や少子高齢化対策にとどまらず、人口減少に伴う経済社会的な悪影響を防ぐための「移民」の包括的な受入れ体制の構築に関する議論が展開されていた。

「第二次論争」の時期には、定住外国人の支援を中心とする社会統合施策の整備への要求が高まっていた。また、外国人労働者の受入れは国内の問題にとどまらず、政府間の交渉のテーマとしても扱われるようになり、日本の外国人労働政策は国際的な文脈での考慮が求められるようになっていた。このように「第二次論争」では、外国人労働者の受入れに関する議論がより幅広い視点から進められていたのである。この時期の議論は、単に労働市場の問題にとどまらず、社会統合や国際関係における複雑な課題を含んでいた。

1989年の入管法改正により日系人の受入れが可能となり、1990年には研修制度が拡充され、1993年には技能実習制度が創設された。これらの動きは、日本政府が経済界の要請に応じて、外国人労働力の活用方法を模索していることを示している。1999年8月に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」では、依然として単純労働者の受入れに消極的な立場が示されていたが、政府は技能実習制度における年限の延長や技能実習移行対象分野の追加といった措置を取った。宮島・鈴木(2004)はこの点について、「単純労働者は受け

入れないというタテマエの背後で、研修生・技能実習生や日系人、非正規滞在者や資格外 就労者などが、いわゆる『単純労働者』として日本の産業構造に組み込まれていくことと なった。これが、『制度と実態の乖離』、『サイドドア(勝手口)やバックドア(裏口)から の受け入れ』と揶揄される、日本における外国人労働者受け入れの実態である…今後は、 これまで受け入れが認められなかった労働分野において、フロントドア(正面玄関)からの 受け入れの道が拓かれるのであろうか。」と述べている。この見解は、日本の外国人労働 政策における矛盾や複雑性を指摘しており、表向きの政策と実際の労働市場の状況との乖 離に焦点を当てたものである。

2010年以降、日本社会は人口減少時代を迎え、産業活動を支える労働力の不足と供給力の低下に直面している。この状況は、日本の経済成長を阻害する可能性を高め、広範囲にわたる懸念を生じさせている。特に2015年の「第5次出入国管理基本計画」と「日本再興戦略」の発表以降、移民や外国人に関する政策についての言及が、多くの一般総合雑誌、新書、その他の一般書で顕著に増加している。これは、外国人労働者の受入れに関する議論が、「第三次論争」として活発化していることを示している。この「第三次論争」の中で、日本の人口減少と労働力不足の問題に対処するため、外国人労働者の受入れが重要な議論のテーマとなっている。日本経済の持続可能な成長を支えるために、外国人労働者の役割が以前よりも注目されているのである。

ストップ・アンド・ゴーの繰り返しの中で、「外国人労働者受入れ論争」は30年以上続いていたが、外国人労働者の受入れについての知的生産と政策はまだ不十分である。この点に対して、小井土・上林(2018)は「この知的生産の構造化の脆弱性のより重要で直接的な要因としては、中心となってこれを担当する機関、規制のみを担当する入管、立法府においてこれを持続的に審議する場の欠如は、公共的な場での議論の連接化と深化を繰り返し阻んできた可能性がある。」と指摘している。また、同論文では外国人に関する政策と実態の乖離について、正式な外国人労働者政策とは別に、個別の政策目的や正当化の論理を設定することで、そのつど外国人労働者の受入れが進められてきた現状を「移民政策の断片化」と表現している。

3.5 本章の総括:政策と現実の乖離

本章では、日本の外国人受入れに関する問題点についての回顧と整理を行った。第2次世界大戦後、日本は人口ボーナス時代の真っただ中にあり、十分な労働力が存在したため、外国人労働者の必要はなかった。しかし、バブル経済の繁栄や少子高齢化の問題が深刻化する中、日本は労働力の不足という問題に直面した。これが、外国人労働者の受入れをどうするかという広範な議論を巻き起こした。純粋な労働者の受入れが高い経済的・社会的コストをもたらす可能性を考慮して、日本政府は専門的技能を持つ外国人労働者のみを受け入れる方針を確立し、純粋な労働者の受入れは行わないとした。しかし、外国人を受け入れるための具体的な制度は完全ではなく、政策と現実の間に乖離が生じている。

政策と現実の乖離において、南米日系人、技能実習生、留学生の存在があげられる。日 系人は日本にルーツをもつ者の帰還という名目のもとに 1990 年代より受入れが進められ、 主に大手下請け企業に定着している。技能実習生は「技術又は知識の開発途上国等への移 転」による国際貢献という名目のもと主に中小零細企業ではたらいている。一部の留学生 は「資格外活動」に目をつけ、留学を装い、出稼ぎ目的で来日して、アルバイトをしてい る。これまで日本では、正式な外国人労働者政策とは別に、個別の政策目的や正当化の論 理を設定することで、そのつど外国人労働者の受入れが進められてきたといえる。小井土・ 上林(2018)は、こうした現状を「移民政策の断片化」と表現している。以上の現状に対 して、日系人の失業や「顔の見えない定住化」、技能実習生の人権侵害、偽装留学などの 問題点が指摘できる。

第4章 労働市場における留学生の位置づけ

通常、外国からの留学生が日本に到着すると、まず日本語学校で1~2年の時間をかけて日本語を学ぶ。そしてその後、専門学校や大学に進学し、場合によっては修士や博士まで進む。卒業後は日本企業で仕事に従事する。彼らは日本の学校で最低3年以上学ぶため、専門的な指導を受けるとともに、日本の文化や言語に熟知することになる。そのため、言葉の問題もなく、労働や生活の環境にも既に適応しており、日本社会にスムーズに溶け込むことができる。こうしたことから、技術労働者と比べて、留学生は日本の企業から歓迎される存在である。人材獲得の観点から見れば、留学生の受入れを拡大することは、より良い選択である。同時に、留学生はさまざまな国から来るため、日本が「多文化共生社会」を形成すること、日本社会をより国際的にすること、そしてグローバル化のトレンドに適応する上で、彼らは積極的な役割を果たしている。

この意味で、前章で触れた日系人と技能実習生がサイドドアやバックドアからしか日本 社会に入ることができないのとは異なり、問題はあるにしても、留学生は「フロントドア」 から日本社会に入ることができる少数のグループの1つである。

そこで、本章では、留学生の現状について紹介する。留学生の就職ルートについて議論 し、高度、中間、低熟練の3つの技術レベルについての留学生人材の就労をめぐる実態と 動向を踏まえながら検討する。

4.1 日本における外国人留学生の全体像の概観

外国人留学生が卒業後に日本で働く場合には、学生ビザから就労ビザへの変更を申請しなければならない。2004年のその認可率は97%であった。同年の日本で就職を果たした中国人留学生は、2,000名ほどであった (注23)。2007年には、日本における外国留学生の就職者数は1万人を超え、5年前と比べて3倍以上の増加となった。

2008年に「留学生30万人計画」が提案された。大学の国際化を積極的に推進するための具体策として、留学生の就職サポートが強化され、彼らに就職情報の提供が行われ、日本

国内での雇用を助ける取組が施された。文部科学省は、日本に滞在している留学生の中で、 卒業後に日本での就職を選択する者が30%にとどまると発表した。

2009年12月、外国人留学生の就職政策が緩和され、留学生の卒業後の求職および就学中の就職可能期間が半年から1年に延長された。

2010年に公表された「出入国管理基本計画」 (注 24) によれば、日本はインドネシアやフィリピンとの「経済連携協定」により、看護士を受け入れているものの、看護士不足は解消されていない。そのため、日本の専門学校を卒業し、看護職員の資格を取得した外国人留学生の日本での就職を認める方針が策定された。

2013年に文部科学省は日本資本の企業の強みを活かし、主にアジアを中心とする20か国・地域の留学生に対して、卒業後の就職を推進する制度を実施する計画を打ち出した。また、京都府は大学特区の設置を申請し、京都で学んだ留学生に対して永住権の取得を容易にする方針を決定した。

2015年6月、外国人留学生の日本での就職をサポートするため、内閣府や各省庁、関連団体が連携して、外国人留学生や企業に対する支援を強化した。高等教育機関の担当者を対象に、外国人留学生を対象とした就職体験プログラムや、就職支援制度の情報提供セミナーが開催された。さらに、企業向けに外国留学生の採用手続きに関する注意点を説明するセミナーも実施された。日本の多くの大学は、留学生向けの就職支援窓口を設け、政府や企業、民間団体などが留学生の就職を全力でサポートするよう呼びかけた。この取り組みは、留学生の経済的負担を軽減し、より多くの優れた外国人学生を日本に呼び寄せ、日本人との交流や融合を促進する目的で行われた。

2019年4月には、人口の高齢化と出生率の低下による労働力不足を緩和するため、日本は外国人の就職政策をさらに緩和した。「特定技能1号」および「特定技能2号」の在留資格が、外国人留学生にも適用されることになった。

その後、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、日本を含む世界経済に大きな打撃を与えた。しかしそれでも、感染症の拡大が収束に向かうなか、日本企業も外国人留学生の雇用の必要性を感じていた (注 25)。

コロナ感染症が拡大する前の 2019 年 5 月 1 日時点での外国人留学生数は約 30 万人でった。このうち高等教育機関に在籍する者は約 21 万人である。近年では、大学の学部・大学

院生の数は微増または横ばいの傾向であるのに対して、専修学校や日本語学校の学生数は 急増している(図表 4-1)。

文部科学省の「平成 30 年度学校基本調査」によると、平成 30 年度の外国人留学生の新入生は、学部生は 16,311 人、修士課程は 9,576 人、博士課程は 2,515 人、専門職学位課程は 627 人である。学部、修士、博士と進むにつれて、留学生の比率が増加していることが確認できる。大学院課程に限定すると、7~8 人に 1 人は留学生であると言える。

中央教育審議会大学分科会大学院部会(第81回)のデータによると、研究科に所属する学生の中で「留学」という在留資格を持つ学生数(科目等履修生・聴講生・研究生を除く)は、平成26年度35,601人、平成27年度36,500人、平成28年度が38,487人であった。過去10年間で見ると、約1万人増加した。

日本学生支援機構(JASSO)の「平成29年度外国人留学生在籍状況調査結果」によれば、留学ビザでの在籍学生数は267,042人である。これには研究生や科目等履修生も含まれている可能性がある。詳細に分けると、「学部・短期大学・高等専門学校」が80,020人、「大学院」が46,373人となっている。「出身国(地域)別留学生数」を見ると、中国が10万7,260人(40.2%)、ベトナムが6万1,671人(23.1%)、ネパールが2万1,500人(8.1%)、韓国が1万5,740人(5.9%)、台湾が8,947人(3.4%)となっており、アジア出身の留学生が圧倒的に多いことがわかる。特に中国とベトナムからの留学生が多い。さらに、2010年代後半からは高等教育機関の留学生数が年率10%前後で増加している。学問分野で見ると、1位は人文科学(124,305人、46.5%)、2位は社会科学(67,664人、25.3%)、3位は工学(30,804人、11.5%)である。

これらのデータを総合すると、30万人の外国人留学生の中で、高等教育機関に在籍する学生は約21万人である。専修学校や日本語学校の学生数が急増している。そして学部の人文社会系の留学生が特に多いことが確認できる。したがって、20年以上前は「量」の拡大に焦点を当てた留学生政策でありながら、理工系や大学院の留学生が多かった。しかし、現在の留学生政策では「質」の重視が強調されているにもかかわらず、実際の留学生の質に疑問が持たれる。結果として、「質」の保証を重視するよりも、「量」の拡大が先行している。

4.2 留学生の労働市場参加の主な経路

留学生の学習期間中の就労(資格外活動許可)

日本での「留学」の在留資格は原則として就業を禁じている。学校での学習期間中に就業を希望する場合、入国管理局へ資格外活動許可を申請する必要がある。在留資格の延長を申請する際、資格外活動許可の延長を同時に申請することができる。大学の学部生や大学院の正規の学生は、学習期間中の就業時間は1週間に28時間を超えてはならず、夏休みや春休みなどの長期の休暇中は1日8時間以内である。一方、研究生や聴講生の就労時間は1週間に14時間を超えてはならず、長期の休暇中も1日8時間以内である。専門学校の学生や研修生の場合、1日4時間以内の就業となる。

資格外活動許可を受けても、いわゆる「風俗関連業種」での働き手としての雇用は禁止されている。これには、バー、キャバクラ、風俗店、パチンコ店、麻雀店などが含まれている。これらの場所での低技能な業務(例:皿洗いや掃除)も含めて禁止されている。

調理学校の留学生が卒業後に行う実習(特定活動の在留資格)

2014年2月、日本は調理学校の卒業生である外国の留学生の実習を緩和した。これにより、日本の食文化海外普及人材育成事業 (注26) を利用して、留学の在留資格を2年間の特定活動の在留資格へ変更することが許可され、日本の料理店での実習が可能となった。それ以前は、外国の留学生が調理学校を卒業しても、日本の料理店での実習の機会を逃すと、帰国を余儀なくされていた。実習を行う場所は、日本料理のレストラン、旅館、寿司店、そば屋だけでなく、たこ焼き屋やお好み焼き屋なども含まれる。調理学校と外国の留学生を受け入れる実習先の店は、共同で日本の農林水産省へ実習計画を提出し、外国の留学生に日本人と同等の給与を支払う必要がある。実習生としての受入れ資格を申請する際、1つの店舗で受け入れられる外国の留学生は最大2名までである。

留学生が卒業後の就職活動(特定活動の在留資格)

2009年12月以前は、外国の留学生は卒業後に6か月の特定活動の在留資格を申請し、日本で就職活動が可能であった。2009年12月、先進国の外国人留学生の雇用政策が次第に緩和される流れに合わせ、優秀な外国人留学生の流出を避けるため、日本は外国人留学生の就職政策を緩和し、卒業後の就職活動期間を半年から1年に延長した。日本での留学を終え、専門学校以上の学位を取得した卒業生は、雇用のオファーがなくても、学び舎の証明を持って6か月の特定活動の在留資格を申請し、日本で就職活動を行うことができる。この期間中に仕事が見つからなければ、さらに6か月の延長を申請することができる。しかし、1年後も仕事が見つからなければ、帰国しなければならない。

外国人留学生の卒業後の就職(専門分野)

2008 年、日本は労働を目的とする在留資格の審査を緩和した。日本の学士号またはそれ以上の学位を取得した外国人留学生が、技術・人文・国際業務の範囲内での雇用のオファーを受けると、日本での専門分野に関連する仕事をするための「技術・人文・国際業務」の在留資格を申請できる。最初の有効期間は1年で、その後は3~5年である。

2019年5月、労働力不足を緩和するため、日本の入国管理局は法務省の告示を修正し、外国人留学生が日本の大学を卒業し、大学の単位を修了した後に日本で働く職種を増やすことを発表した。日本の四年制大学または大学院を卒業し、日本語能力試験 (注27) N1 レベルに合格した外国人留学生は、レストラン、小売店、製造業の生産ラインでの仕事をするための最長5年間の指定活動の在留資格を取得できる。これ以前は、外国留学生は卒業後、学んだ専門分野に関連する仕事のみをすることができた。外国人留学生が日本で働きたい場合、短期間で適切な仕事が見つからない場合、レストランや小売店、製造業の生産ラインで働きながら、適切な仕事を探すことができる。日本政府は、毎年数千人の外国人留学生が卒業後に特定活動の在留資格を申請し、専門分野に関係ない仕事をすると予測している。

また、日本は「高度人材」(注28)の申請者に日本の学歴に関するボーナスポイントを提供

する。日本の高度人材ポイント制の評価基準によれば、日本の高等教育機関で学位を取得 すると、10点のボーナスポイントが得られる。

外国人留学生の卒業後の就職(特定技能)

2019年4月、日本は人口の高齢化と出生率の低下に伴う労働力不足を緩和するために、 外国人の雇用政策をさらに緩和した。新たに「特定技能1号」と「特定技能2号」という 就労在留資格が追加され、これは外国人留学生にも適用される。

長らく、外国人留学生が日本で卒業後に就業するためには、「技術・人文知識・国際業務」という就労在留資格に変更し、専門分野に関連する仕事に就かなければならなかった。 この基準は厳格であり、卒業後に日本で就職する外国人留学生の数は限られていた。

新設された「特定技能 1 号」の就労在留資格の適用範囲は、14 の業界に拡大されている。 具体的には、介護、ビルメンテナンス、金属材料加工、産業機器製造、電子・電機機器産業、建設、造船・船舶工業、自動車修理、航空(エアポートサービス、輸送など)、農業、漁業、食品・飲料加工、飲食サービス、宿泊が含まれている。申請条件は、日本語能力試験「N4」相当の基本的な日本語能力と、関連する業界の職業試験の合格が必要である。これらの試験は、特定の業界を監督する各省庁によって設定され、申請者の知識や技能の水準を確認するものである。

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省などの省庁は、14の業界の主管部門として、それぞれの試験方法を設定している。2019年3月には、国土交通省が管轄する業界の「特定技能1号」の試験方法を公表した。2019年度には、日本を除いて、ベトナム、フィリピン、中国、モンゴルの4か国で試験が実施された。

「特定技能1号」の就労在留資格の有効期限は最長5年である。日本で「技能実習」ビザを持つ外国の実習生は、実習を終えた後、「特定技能1号」の就労在留資格を申請することができる。しかし、学校を退学したり、除籍されたりした留学生、行方不明になった技能実習生、特定活動(難民認定申請)の在留資格を持つ者、技能実習中の実習生は、「特定技能1号」の試験を受ける資格がない。

「特定技能2号」の就労在留資格は、より高いスキルと専門知識が要求される。この在留資格の最大の特徴は、日本での滞在期間に上限がないことである。「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「技能」の就労在留資格を持って日本で働いている外国人と同じように、「特定技能2号」の就労在留資格を持って日本に滞在している外国人は、滞在期間を延長したり、家族と一緒に日本で生活したりすることができる。

日本は、建設、造船、自動車修理、航空、宿泊といった5つの業界に「特定技能2号」の就労在留資格を提供することを検討しているが、具体的な方法はまだ公表されていない。国土交通省によれば、2021年度には、建設、造船・船舶工業の分野で、より高い技能水準を必要とする「特定技能2号」の試験を開始する予定である。「特定技能2号」の就労在留資格を取得するためには、試験に合格するだけでなく、建設分野では1~3年以上の班長としての経験、造船分野では2年以上の監督者としての経験が必要である。

帰国専門士の就労許可

専門士の学歴を持つ外国の留学生の就職政策が緩和され、これらの専門学校卒の留学生が母国に帰国した後も、日本での就職が許可されるようになった。2010年9月、内閣府は新たな経済成長戦略を実現するための経済対策を打ち出した。その中で、外国の留学生の就職をサポートするため、専門学校を卒業して専門士の資格を取得した留学生は、母国に帰国しても日本での就職が可能と明記された。法務省はこの内閣府の提案に賛同し、日本入国の基準に、「日本の専門学校での教育を修了し、専門士の資格を取得した留学生は、日本での就職の条件を満たす」という項目を追加した。

2011年7月、法務省は外国人の就職資格に関する学歴要件を改訂し、専門士を学歴要件に加え、専門学校卒の外国人留学生の日本での就職が容易になるようにした。これにより、大学卒業の外国人留学生と比較して、専門学校卒の外国人留学生が日本での就職に苦労するという実情が解消された。これ以前は、専門士の資格を持つ専門学校の卒業生は、就労ビザを取得する機会があったが、母国に帰国すると、日系企業に就職しても、学士の学歴要件を満たさないため、再び日本での就職が難しい状況にあった。

4.3 留学生から外国人材へ

留学生人材は、低熟練の外国人労働者としての側面と、高度外国人材としての側面の双 方を併せ持つ外国人労働者カテゴリだということである。本節では、高度、中間、低熟練 の3つのレベルの留学生人材の就労をめぐる実態と動向について検討する。

4.3.1 高度人材

2009年5月29日に発表された高度人材受入推進会議の報告書「外国高度人材受入政策の本格的展開を」では、より詳しい説明が行われている。同報告書によると、「高度外国人材」とは「国内の資本・労働と補完関係にある、代替不可能な優秀な人材」、「日本の産業に革新をもたらし、日本人との競争を通じて専門的・技術的労働市場の発展を促し、日本の労働市場の効率性を高めることが期待される人材」と定義されている。

具体的には、2012年に高度外国人材に対するポイント制が導入され、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動内容に基づいて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設定し、合計ポイントが70点に達した場合に出入国在留管理上の優遇措置を与えることで、高度外国人材の日本への受入れ促進を図ることとされている(注29)。

また、政府は「高度外国人材の卵」である留学生に着目し、従来の留学生 10 万人計画を発展させ、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す「留学生 30 万人計画」を策定した。これは、日本への留学についての関心を呼び起こす動機づけや、入試・入学から、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進するものである (注 30)。

2020 年末時点の高度外国人材の認定者数は 16,554 人にのぼり、そのうち7割以上は中国人である。これに対し、2020 年の日本における外国人労働者数は 1,724,328 人であり、高

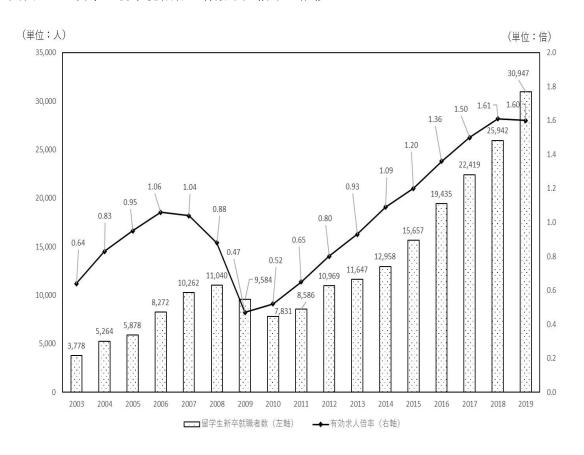
度人材の占める割合1%にすぎない。

4.3.2 ミドル・スキル労働者としての留学生

日本で就職する留学生

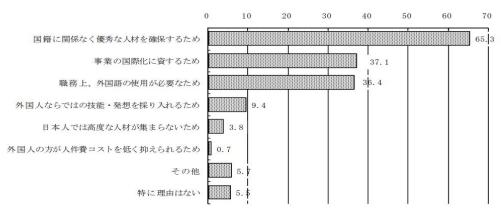
図表 4-1 は留学生新卒就職者数の推移を棒グラフで示している。また、「一般職業紹介 状況(職業安定業務統計)」から、有効求人倍率(パートを含む常用)の推移を線グラフ で示している。図中に示されるように、留学生新卒就職者数の増減は、有効求人倍率の推 移とほぼ同じ動きを示している。

図表 4-1 留学生新卒就職者と有効求人倍率の推移 (注31)



(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版、および厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」各年版より筆者作成。

2009年の労働政策研究・研修機構の調査で、企業に「留学生を採用した理由(複数回答可)」について質問したところ、「国籍に関係なく優秀な人材を確保するため(人材のダイバーシティ 戦略など)」と答えた企業が 65.3%で最も多い。次いで、「事業の国際化に資するため」が 37.1%、「職務上、外国語の使用が必要なため」が 36.4%である。その一方で、「外国人ならではの技能・発想を取り入れるため」と回答した企業は 9.4%で、「その他」の 5.7%に続き、「特に理由はない」と答えた企業は 5.5%である。



図表 4-2 留学生を採用した理由(n=703、複数回答、単位=%) 〔企業調査〕

※留学生を採用したことのある企業 (「過去3年間で採用したことがある」+ 「過去3年間では採用しなかったが、それ以前に採用したことがある」) を対象に集計。

(出典) 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2009)、p.9より転載。

以上で検討したことから、多くの日本で就職する留学生は必要とされる人数が日本国内の人材の需給変動にあわせて左右されるような存在ではないことが示唆される。日本で就職する留学生の多くは日本人にない特質を持つ「補完型」の人材ではなく、人口減による人手不足の「代替型」の人材、つまりミドル・スキル労働者であると言えよう。

学歴別にみた留学生の新卒就職者の動向

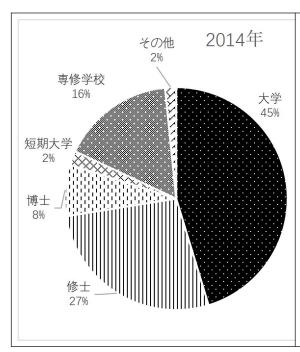
以下では、留学生新卒就職者の学歴構成を検討する。留学生 30 万人計画では、日本で就 労する留学生を、彼らの能力や学歴に応じて活用する方針が示されている。学歴別にみる ことで、「頭脳」または労働力としての活用が想定される留学生の就職動向の一端をみることができるだろう。図表 4-3 は、2014 年と 2019 年の学歴別の留学生新卒就職者数を示している。

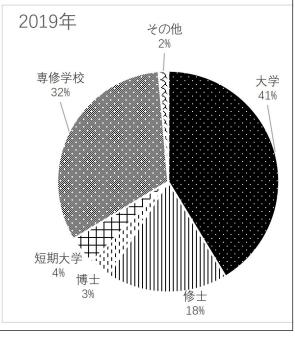
図中に示されるように、2014年、大学卒(45%)、修士卒(27%)、専修学校卒(16%)の順で就職者数が多い。2019年には、専修学校卒の人数は5倍近くを増加し、修士卒数上回り、三割を占めている。大学卒の人数も倍以上増加。対して博士卒の就職者数は横ばいであり、その数は少ないままである。

現在、「頭脳」としての役割を期待できる博士卒の採用規模は小さく、一方で「将来の経済を支える労働力」として見込まれる専修学校卒の採用規模は比較的大きい。日本政府が想定するような留学生人材の複線的な活用を学歴で代表させてみれば、少なくとも数の面では、労働力としての留学生人材の受け入れが先行していることを指摘できよう。

図表 4-3 最終学歴別の留学生新卒就職者数(2014年、2019年) (単位:人、%)

	大学	修士	博士	短期大学	専修学校	その他	合計
2014年	5, 872	3, 518	965	266	2, 130	207	12, 958
2019年	12, 799	5, 474	943	1, 310	9, 992	429	30, 947





(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版より筆者作成。

主要業種別にみた留学生新卒就職者の動向

職務内容別にみた留学生新卒就職者の動向から、とくに翻訳・通訳と販売・営業業務での就職者数が多いことが分かる。留学生には文系人材が多いことはすでに指摘が、この結果と一致する。留学生人材は、事業活動のグローバル化によって海外業務や法人営業の拡大を直接的に担う中核人材として活用されていることが、ここからも確認できる(図表 4-4)。

図表 4-4 職務内容別留学生新卒就職者順位(2014年、2019年) (単位:人、%)

	2014年			2019年			
順位	職務内容	許可人数 (構成比)		職務内容	許可人数	(構成比)	
1	翻訳・通訳	3, 190	24. 60%	翻訳・通訳	1, 174	23. 20%	
2	販売・営業	3, 122 24. 10%		海外取引業務	5, 783	11. 40%	
3	情報処理	1, 038	8.00%	法人営業	5, 457	10.80%	
4	教育	950	7. 30%	情報処理	3, 549	4. 40%	
5	技術開発	615	4. 70%	技術開発	2, 215	3.70%	

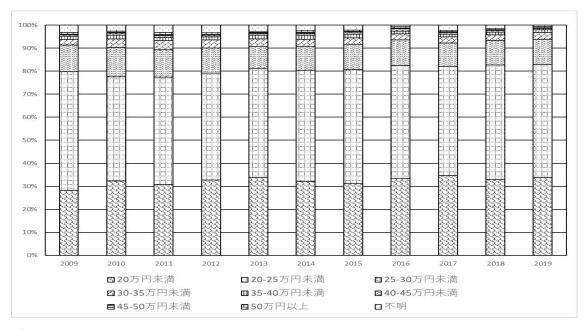
(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版より筆者作成。

月額報酬と就職先の企業規模別の留学生新卒就職者の動向

月額報酬と就職先の企業規模から見ると、留学生新卒就職者は80%以上が25万円未満であり(図表4-5、4-6)、6割合以上は300人以下の中小企業(注32)で働いている。これに対し、2019年の日本全体の大卒の初任給の平均は21万円、中小企業従業者数は7割、留学生新卒就職者と状況はほぼ同じである。これは、日本で就職する留学生は「代替型」人材の証左とみることもできる。

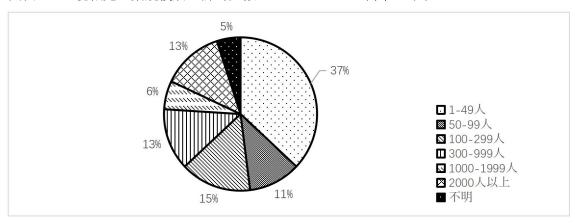
図表 4-5 月額報酬別の許可人数の推移 (単位:人、%)

月額報酬	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
20万円未満	2,697	2,534	2,641	3,596	3,926	4,162	4,861	6,501	7,766	8,546	10,452
20-25万円未満	4,945	3,538	4,006	5,092	5,526	6,230	7,758	9,555	10,613	12,896	15,164
25-30万円未満	1,116	1,002	1,021	1,189	1,124	1,347	1,727	2,140	2,298	2,739	3,416
30-35万円未満	231	286	344	381	379	425	450	514	595	665	909
35-40万円未満	135	127	114	158	183	236	246	218	257	304	386
40-45万円未満	59	69	71	76	86	88	135	195	172	196	200
45-50万円未満	20	23	32	34	33	48	45	60	58	78	91
50万円以上	74	50	85	79	53	98	89	106	113	127	171
不明	309	202	272	364	337	324	346	146	547	391	158
合計	9,586	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947



(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版より筆者作成。

図表 4-6 就職先企業規模別の許可人数のシェア (単位:%)



(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版より筆者作成。

4.3.3 未熟練の外国人労働者としての留学生

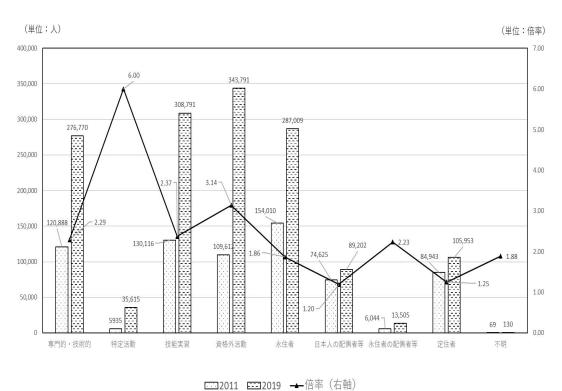
留学生のアルバイト

留学生が日本の教育機関に在籍する間に、週28時間以内のアルバイトの資格外就労をとりあげる。「外国人雇用状況の届出状況」(厚生労働省2019)によれば、2019年10月末の留学生の資格外就労者数は343,791人である。2011年の109,612人と比べると、3.1倍の増加である。留学生のアルバイト従事者は、未熟練の外国人労働者カテゴリとして、十分に大きな規模を持つ(図表4-7)。

独立行政法人日本学生支援機構(2021)の調査、「令和元年度私費外国人留学生生活実態調査概要」によると、留学生(大学院、大学、短大、専修学校、日本語教育機関など)全体の7割以上が何らかのアルバイトに従事しており、職種は、軽労働の「飲食業」が半数近くを占め、そして「コンビニ等」が続くことから、サービス業が中心といえよう。また、アルバイトの従事時間は、週平均「20時間以上 25時間未満」が3割以上で最も多く、次いで「15時間以上 20時間未満」である。もっとも、これを留学生の学校別に区部してみると、「日本語教育機関」に通学している留学生のアルバイト時間は「20時間以上 25時間未満」が最大で、その次が「25時間以上」となっている。アルバイトの理由をみると、7割近くは「日本での生活を維持するために必要だから」、2割は「教養・娯楽などにあてる費用を得るため」である。

当初より留学目的が日本での就職や進学ではなく、就労にあるとみられる在留生も少なくない。刘(2016)では、日本への留学の中で、特に最大の送出国である中国からの留学生が、日本の労働市場にどのように参入しているのか、3つの類型に分けて考察されている。第1に、出稼ぎ型の留学生("Coin Raking" Students)は、一時的な就労のための方便として留学資格を取得し、来日するタイプである。第2に、勤労留学生(Laboring Students)は、日本での教育達成に必要な費用を稼ぐ目的でアルバイトに没頭するタイプである。最後に、不法残留者(Visa Over stayers)は、在留資格の期限が過ぎた後も日本に残り続け、結果として低賃金労働市場の最下層にとどまるタイプである。これらの類型

化は、留学生の背景や目的、そしてその後の日本での生活が多様であることを示しており、 日本における外国人労働市場の複雑さを浮き彫りにしている。



図表 4-7 在留資格別外国人労働者の推移

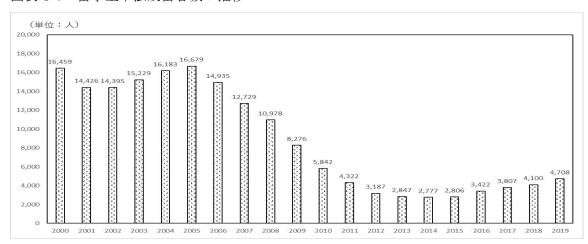
(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版より筆者作成。

留学生の不法残留

刘(2016)が提示した留学生の就労をめぐる3つの類型のうち、最も可視化しやすい、留学生の不法残留者数の推移をみてみるとにする(図表4-8)。図中に示されているように、2000年から2019年までの間に、もっとも留学生の不法残留者数が多かった2005年の不法残留者総数は16,679人であった。2001年から2005年まで微増に転じる。留学生総数は1990年代後半から2003年まで増加しているため、この増加分が不法残留者数の微増につながったとみられる。留学生受入れ数と出入国管理政策との関連を指摘した、明石(2007)によれば、1996年に在留資格「就学」の取得審査の緩和等が実施されたことを契機に就学生を

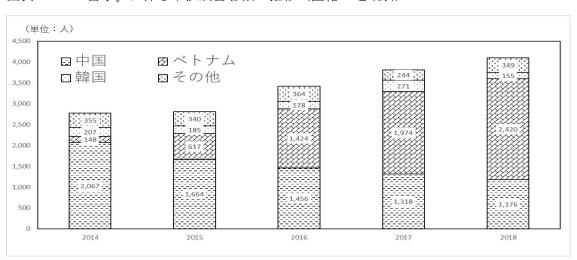
含む留学生数が増加し、2002 年に政府が立てた留学生受入れの数値目標は達成される。しかしその直後には、留学生の失踪事件や不法残留者による犯罪が目立つことになったという。

留学生からの不法残留者数は 2000 年代後半から顕著に減少した。不法残留者数の減少は、留学生の就労をめぐる出入国管理体制が強化され、管理が行き届いていることの証左とみることもできる。 2015 年後再び増加に転じる。 国籍を見ると中国人留学生不法残留者数は低下していく一方で、ベトナム人留学生不法残留者が増加している(図表 4-9)。



図表 4-8 留学生不法残留者数の推移

(出典) 法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について」各年版より筆者作成。



図表 4-9 「留学」に係る不法残留者数の推移(国籍・地域別)

4.4 本章の総括:留学生の多義性

留学生に関して、2つの古典的な論点が存在する。1つは「頭脳流出」、もう1つは「廉価労働力の裏口」というものである(刘 2016)。頭脳流出とは、開発途上国から優秀な人材が継続的に流出することで生じる不利益を指し、これらの優秀な人材が先進国へ流れることで、先進国に利益をもたらすという現象である。第2章で述べたように、日本の留学生政策は、このような背景をもとに、外国の優秀な留学生を日本に定住させることを目的としており、国益の観点から、これは理解できることである。しかし、グローバル化の進展とともに、人材の流れは開発途上国から先進国への一方通行的なものではなくなってきた。留学後に母国へ帰国する、あるいは他の国へ移動することが一般的となり、これは「頭脳の循環」とも言える。同時に、本章での留学生の構成や就職などの分析を通して、日本が受け入れている留学生が全て高度な人材であるわけではないことも明らかになった。第3章で指摘した「廉価労働力の裏口」という観点は、留学生が就学中に行うアルバイト活動に過度に焦点を当てており、留学生の全体像を完全には捉えていない。また、留学生が卒業後にどのような活動を行うかという可能性も見過ごされている。

留学生の数が増え続ける中で、頭脳流出の「頂点」に焦点を当てた議論と、廉価労働力の裏口としての「底辺」に注目する議論は、留学生集団の一部に着目しているに過ぎない。 実際のところ、留学生は日本社会のあらゆる所に浸透しており、まさに日本における外国人労働者の縮図である。留学生の多義性は拡大し続けており、それに伴い、日本にとっての留学生の意味合いはますます曖昧になってきた。

日本における留学生の増加とその背後にある意味をより明確に理解するために、次章では、日本の留学生の最大の送出国であり、世界最大の留学生を送り出す国でもある中国の留学生に焦点を当てて分析することにする。

第5章 中国の留学生の動向

日本の留学生政策および外国人労働者政策の拡大を受けて、留学生が日本にとって持つ 意味はより重要かつ多様化してきた。同時に、中国では留学はエリートだけのものから大 衆へとすそ野が広がり、世界最大の留学生を送り出す国となった。この相互関係の中で、 2004年には日本の中国出身の留学生の比率が留学生総数の60%に達したが、その後この比 率は減少傾向を辿っている。

本章では、中国人留学生の歴史と現状を整理し、日本における中国人留学生の独特な特徴について論じていくことにする。

5.1 中国における海外留学の歴史

1949年から1976年-中華人民共和国建国から文化大革命まで

1949年に中華人民共和国が建国された後、初の留学計画が実施されたのは1950年のことであった。この計画により、中国の留学生がチェコスロバキア、ポーランドを含む東欧の5か国に派遣された。当時、中国は新たな共産主義国家としての道を歩み始めており、同じく共産主義を採用する東欧諸国との関係を強化する目的で、この留学計画が立案された。派遣された留学生たちは、主に技術や科学の分野で学び、後に中国の産業や教育システムの発展に大きく貢献することとなる。1951年には、ソ連への派遣が開始されている。その時期の中国からの国際移動は、「定向、集中、大量」 (注33)の三方針のもと、社会主義陣営の国家に集中的に大量の人材を派遣するという形で行われた。この方針は、友好的な外交関係の構築を目的とした政治的なアプローチの一環であった。1950年から1957年にかけての第一次経済五か年計画が終了するまでの8年間に、中国から派遣された留学生の総数は7,862人に達した。中でも、ソ連への留学生が7,053人(全体の約89.7%)にのぼり、圧倒的多数を占めていた。これは、当時の中国とソ連との密接な関係を反映しており、教育と文化の交流を通じて両国間の絆を深める目的があったことを示している。この時代の留学

生派遣は、単なる教育的な目的を超え、国際政治における重要な戦略的役割を担っていた のである (注 34)。

この時代の中国における海外派遣の特徴としてまず指摘できることは、国外への派遣が 国家の代表としての性格を帯びており、個人の意思に基づく出国が基本的に認められてい なかった点である。国家による厳格な管理の下で、留学生は選ばれ、派遣されたのである。 また、もう1つの重要な特徴としては、派遣先が外交関係を有する社会主義国家に限定さ れていたことである。

派遣される留学生は、主に言語能力と技術力を中心に選抜され、派遣枠は限られており、 選抜過程で厳しい審査が行われた。しかし、1950年代中頃に中国とソ連の関係が悪化する と、中国は留学生の派遣規模を縮小し始めた。さらに、1966年に始まった文化大革命の影響で、留学生の派遣は一時的に中断されることとなった

1977年から1983年-高度人材育成ための国費派遣留学

1976年、文化大革命が終焉を迎えた後、中国は疲弊した経済を立て直すために改革開放政策を開始し、市場経済体制への移行を図った。この過程において、経済発展に不可欠な高度人材の育成が急務とされ、留学生の大量派遣政策が採用された。この政策により、中国は多くの留学生を海外に送り、先進的な知識と技術を身につけさせることで、国内の教育資源だけでは補い切れない分野の専門家を育成した。1978年6月、鄧小平が提唱した留学生派遣数の拡大に関する重要な指示に基づき、中国は「質を保証し、より広い経路を開き、多くの留学生を派遣する」という方針を確立した。1978年7月11日、中国教育部は中央委員会と国務院に対し、留学生数を増やすための報告を提出し、毎年3,000人の学生を派遣する計画を打ち出した。同年8月4日には、教育部から「留学生の増選に関する通知」が公布され、中国から海外への大規模な留学生派遣の幕を開けた。1986年12月13日、国務院は国家教委の「出国留学人員の業務に関する若干の暫定規定」に関する通知を批准し、改革開放以降初めて公開される出国留学に関する法規性の文書となった。この文書により、新たな留学方針が確立され、「需要に応じて派遣し、質を保証し、学んで用いる」という原則が打ち出された。

この時期における留学生派遣政策は、主に国費派遣留学に依存していた。留学生の選抜や選考の過程は、すべて政府によって主導されていた。これは、国の戦略的な目的に沿った人材育成と、国際舞台での中国のプレゼンスを高めるための方策の一環であった。このアプローチにより、政府は留学生の質を保証し、国のニーズに合った専門分野に焦点を当てることができた。

このような政府主導の選抜と派遣システムは、国内の高等教育機関や研究機関と連携して実施された。留学生の候補者は、学業成績、専門分野、そして政治的信頼性などの基準に基づいて選ばれた。これらの基準は、留学生が海外での学びを最大限に活用し、帰国後に中国の発展に貢献する能力があることを保証するために重要視された。

この時代の政策は、中国の国際化戦略と高等教育の発展において重要な役割を果たした。 国費派遣留学生は、海外での教育と研究の経験を通じて、国内の学術界や産業界に新たな 視点と技術をもたらすことが期待された。公費派遣留学は海外学位の取得目的ではなかっ たものの、優秀な人材の「エリート留学」であった。

1984年から2001年-私費留学の自由化と留学の大衆化

1981 年、国務院は教育部及び他の6つの部門から提出された「自費出国留学に関する要請」および「自費留学の暫定規定」を批准し、自費出国留学を人材育成の1つのチャネルとして認めることとなった。この決定により、高校または大学の教育水準を持つ人々が自費で海外留学を申請することが可能となった。しかし、その後の政策は「在学中または卒業後2年以内の大学生が自費留学を申請できるか」という点において一貫性を欠いていた。例えば、1982 年に発表された「自費出国留学の規定」では、高等教育機関の在籍生および卒業生は、国家による統一配属を受けた後の2年間は自費留学を申請できないとされた。

1984年12月26日に国務院が発表した「自費出国留学の暫行規定」では、自費留学が学歴、年齢、勤務年数の制限なく申請できるとされ、自費留学の自由化が本格的に進められた。

この政策の変化により、かつて選抜されたエリートに限られていた国費派遣留学の時代

から、より多くの一般大衆が留学の機会を持つことができる大衆化の方向へと、中国の留学システムは大きく変化した。自費留学の自由化は、留学を希望する人々の層を広げ、留学生の数と多様性を増加させる重要な要因となった。

さらに、1990年には中国国家教育委員が「大学以上の学歴を持つ人々の自費留学に関する補充規定」を発表し、公費で学ぶ本専攻以上の学歴を持つ人々は、卒業後5年間の勤務 義務期間を完了した後に自費留学を申請できるとした。

この時期、中国からの出国留学の規模が拡大するにつれて、留学生の滞留や帰国しない 現象が日増しに深刻化していった。大規模な留学生派遣と自費留学の自由化により、海外 に留まる中国の留学生が増加したのである。この現象は、特に経済的、社会的、そして教 育的な機会が中国よりも海外で豊富にあると感じた留学生にとって顕著であった。

多くの留学生は、海外での高度な教育や研究の機会、より良い就職の見込み、そして生活の質の向上を求めて海外に滞留することを選んだ。また、一部の留学生は、中国に帰国した際に直面する可能性のある政治的、社会的な制約を避けるために海外に留まることを選択したのであった。

鄧小平の1992年の南巡での発言は、中国の留学政策における新たな重要な方向性を示している。留学生に対してよりオープンで包容的な姿勢を取り、「全ての留学生に帰国してほしい。彼らの過去の政治的態度にかかわらず、帰国後は適切に配慮する。この政策は変更されてはならない。自分たちの貢献を行うには、やはり帰国することが最善である」と強調している。中国の留学政策は「留学を支持し、帰国を奨励し、出入りが自由」という方針を採用した。これにより、大学新卒者の私費留学が大幅に増加し、留学ブームへとつながる。

2001年-留学ブームと帰国率の急増

2001年に世界貿易機関(WTO)への加盟を受けて、中国はサービス貿易に関する約束を履行するために私費留学の完全自由化を実施した。2003年、教育部は「専門学校以上の学歴を持つ人々の私費留学承認手続きの簡素化に関する通知」を発布し、2002年11月1日以降、

大学在籍生や専門学校以上の学歴を持つが卒業後5年間の勤務義務期間を完了していない 人々が自費留学を申請する際に「高等教育育成費」を徴収しないことを明確にした。これ は、国家が自費留学をより積極的に奨励し支援する方向性を示している。自費留学の障壁 を低減し、中国人が海外留学をより容易に実現できるようになった。その結果、私費留学 生の数は一層増加することになった。

留学生数の増加により、留学生の年齢低下と大衆化が進んだものの、その一方で留学生の質の低下が懸念されるようになった。これは、より多様な背景を持つ学生が留学するようになった結果、学業や適応能力における差が広がったことに起因している。

また、欧米諸国の景気低迷の影響を受け、中国に帰国する留学生が急増した。

5.2 中国における海外留学の実態

公費留学と私費留学

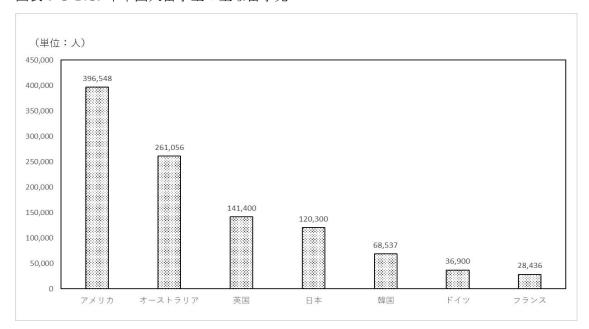
現在、中国の留学生は公費留学と私費留学の2つに分かれる。

公費留学は中国政府か国の所属事業所が経費を負担するものであり、学位取得か否かにかかわらず帰国する義務がある。これにより、様々な派遣留学のパターンがある。学位を伴う者は現在、修士と博士という大学院生のみであるのに対して、学位を伴わない者は客員研究員と客員教授、語学と科学技術の進修生(研修生と特別研修生)などであり、留学期間は1年の者から数年の者まで、それぞれ異なっている。

私費留学とは、文字通りに費用を自費で賄うか、あるいは第三者の助成金で留学する者である。現在、学位を伴う海外留学の90%以上はこの自費留学である。とりわけ、近年の個人の価値の実現や国際社会の変化によって留学に対する認識が大きく変わってきたため、言語や趣味などを学び、学位を伴わない自費留学もかなり増えている。

留学先

『中国留学発展報告 2020 年』によると (注35)、2019 年時点で、海外で学んでいる中国人学生の留学先として人気を集めているのは、アメリカ (39 万 6,548 人)、オーストラリア (26 万 1,056 人)、イギリス (14 万 1,400 人)、といった英語圏の国々である (図表 5-1)。 国別の中国人学生の入国者数の推移を見ると (図表 5-2)、日本は中国人留学生受入れ人数としてはアメリカやイギリス、オーストラリアに続く第4位に位置している。英語圏でない国の中では、日本への留学生は1位である。



図表 5-1 2019 年中国人留学生の主な留学先

(出典) 王輝耀・苗緑編 (2020) より筆者作成。

図表 5-2 中国からの留学目的での出国者数および中国人留学生数の推移 (単位:人)

	日本	米国	英国	ドイツ	豪州	カナダ	韓国
2006	74,292	62,582	-	26,061	93,533	49,544	-
2007	71,277	67,223	10,530	25,651	110,846	50,905	-
2008	72,766	81,127	15,010	23,983	131,210	55,017	-
2009	79,082	98,235	14,785	23,140	154,777	61,043	-
2010	86,173	157,558	35,825	22,779	159,691	68,360	61,206
2011	87,533	194,029	38,275	22,828	149,758	79,857	62,882
2012	86,324	235,597	42,475	23,883	150,116	93,777	59,219
2013	81,884	274,439	49,680	25,564	152,898	110,285	54,359
2014	94,399	304,040	56,340	28,381	170,212	126,053	52,752
2015	94,111	328,547	64,560	30,269	196,315	139,872	56,899

(出典) 内堀 (2017) 、p.3より転載。

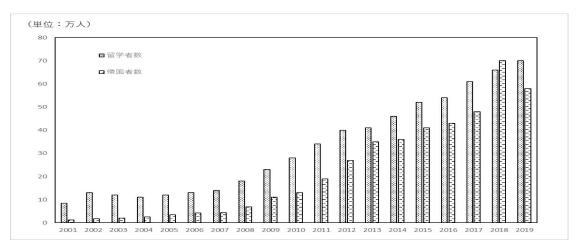
送出しと帰国

中国国家統計局よると、1978年から 2019年にかけて、留学する学生の総数は 6,560,600人に達した。2002年に出国した留学者数は 10万人を超え、それが 2009年には約 23万人まで増加した。その後は毎年約 5万人ずつ増加し、10年後の 2019年には当年の出国留学者数が 70万人に達した。

さらに、出国した留学生の多くは、その後中国本土に帰国するようになった。2019年の帰国者数は58万人に達した。帰国率を見ると、2001年の15%未満から右肩上がり上昇し、2013年以降、ほぼ80%に近い水準を維持している。出国した留学生の8割近くが本土に帰国したと推測される(図表5-3)。

留学生の帰国率が高まった背景には、中国国内企業の急成長と留学先の国における移民政策の厳格化、中国政府の人材招致戦略などによる留学帰国者優遇政策などがある。特に近年、中国国内でアリババをはじめとした IT 業界や金融業界が飛躍的に発展している影響が大きい。これらの業界では、高い賃金水準や幅広い将来性が見込め、起業家が求める新規ビジネスチャンスもある。このように、政策や経済環境の変化が、若者の海外留学を拡大させ、同時に、肯定的かつ積極的な「帰国」を促す要因となっている(労働政策研究・研修機構 2009)。

図表 5-3 中国人新規留学生数と帰国者数の推移



(出典) 中国国家統計局ホームページのデータより筆者作成。

帰国留学生の就職難

留学帰国人数の増加に伴って、特に自費留学人材の帰国人数が大幅に増えたことによって、中国の労働市場における留学経験者の価値は、以前と比べて低下し、就職が困難になっている。もともと国公費留学の場合は帰国後の就職が保障されているが、自費留学の就職は保障されておらず自ら就職先を探すか自身で創業するかしなければならない。

一方で、中国国内の教育レベルも上昇し、国際交流の機会も多様化したことから、国内で学ぶ学生と留学生との間での知識量や視野の広さなどに違いが見られなくなっている。 むしろ就職には、留学生よりも、国内のマーケット情報に精通した国内学生の方が有利という見方もある。

また、中国国内企業は、留学経験者の質の低下を受け、求職者の資質を慎重に見極めるようになった。企業は留学経験者の「留学経験」だけでなく、「仕事経験」も重視して採用を決定している。さらに、留学経験者は長年の海外生活で自我意識が比較的強く、給料に対する要求が高いため、企業からは扱いにくいとも指摘されている。それによって、留学帰国後の就職活動の期間が長くなっており、また初任給は以前より大幅に低くなっている。

しかし、彼らには長年の海外生活によって積み重ねてきた国際感覚と仕事経験が身に付いており、国内人材に不足がちなこれらの部分を補う能力を持っている。これに対して、2012年にスタートした、第一期習近平体制のもと、李克強首相は2013年以降に自ら「大衆創業、万衆創新(大衆による起業、万人によるイノベーション)」という経済運営のビジョンを積極的に提唱し、国内のイノベーション進展と海外の留学帰国促進の経済政策を打ち出した。

5.3 日本における中国人留学生

日清戦争の後の 1896 年、中国清政府は日本に 13 名の留学生を送った。これが中国から日本への留学の歴史の始まりである。地理的、文化的な要因を考慮すると、日本は中国にとって非常に魅力的な留学先となった。1945 年の第 2 次世界大戦の終結までに、数万の中国人が日本へ留学していた(刘、2016)。この中には、蒋介石や周恩来、陳獨秀、魯迅、郭沫若など、中国で名高い政治家や文化人が含まれている。

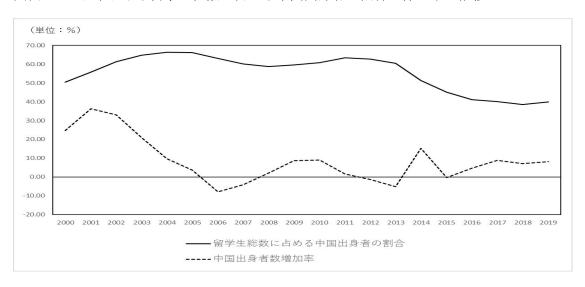
1945年から1971年の間、日中の外交関係が断絶したため、留学は停滞した。しかし、1972年に日中が外交関係を正常化すると、中国政府は再び日本に国費留学生を派遣し始めた。1980年代以降、私費留学生の自由化と中国経済の発展に伴い、中国からの留学生数が急増し、日本への留学生の最大の供給源となった。

2019 年度の日本における中国人留学生受入れ数は 12 万 4,436 人であった。前年度 (114,950 人) よりも 8.3%増加し、過去最高レベルに達した。留学生全体に占める中国人 留学生の割合は、2004 年のピーク時の 66.25%から、2019 年度の中国人の割合は 39.9%にまで低下してはいるが、依然として最大の留学生送出し国である(図表 5-4)。

日本への留学動機について、CGC (注36) の『中国留学発展報告 2013』によると、「見識の増強、他国文化の理解」が首位となっている。これは、欧米諸国と比較して、日本に対する文化的・心理的親近感を示していると考えられる。また、「先進的知識、技能の学習」は高く、教育レベルが主要動機になっていることがうかがえる。一方、欧米留学の動機で割合が高い項目の「職業総合競争力の増強」が、日本では 15.5%と 4 位になっており、相

対的に低いという特徴がある。日本留学と欧米留学の動機の傾向を比較すると、日本留学 において、将来の就職につながる能力の育成という面での期待値が低いことがわかる。

日本における中国人留学生減少の背景について、北中(2015)は日本語の地位の低下、 就職先として敬遠される日本企業と留学生誘致活動の不足を指摘している。李(2016)は、 中国から日本への留学する人の割合の減少の原因の1つとして、環境的変化及び海外留学 する中国人の動向の変化を挙げている。同氏は、「中国からの海外留学者が急激に増加し ているだけでなく、留学先の選択肢が多様化している。従来の「行けるところに留学する (second-best の留学)」から「行きたいところに留学する (first-best の留学)」へと シフトしている。」と述べている。



図表 5-4 日本おける留学生総数に占める中国出身者の割合と伸び率の推移

(出典) 日本学生支援機構『外国人留学生在籍状況調査結果』各年度版より筆者作成。

5.4 本章の総括:大衆化する留学生の時代

本章では、中国人留学生の歴史と現状、また中国から日本への留学の状況について整理 した。 過去数十年間、中国は急激な経済発展を遂げ、その影響は教育の領域にも及ぶ。留学生の送出数では、中国は世界最大の留学生送出国としての地位を確立している。アメリカやオーストラリア、カナダ、イギリス、日本などの先進国では多くの中国人留学生が学んでおり、その背景には、中国の経済成長、中産階級の拡大、そして教育への価値観の変化がある。

中国の家庭では、高等教育への投資意識が強まっており、その結果として多くの学生が海外の大学での学位取得を目指している。この留学は、単に学問の追求だけでなく、異文化体験や国際的な視野の獲得、さらには良好な就職機会を求める動機としても選ばれている。

しかし、帰国した留学生(通称:海帰、ハイグイ)は、海外での学びや経験を活かして、 国内でのキャリアを築くことを希望していることが多い。彼らは多くの企業や組織で価値 ある人材として評価されている。一方で、留学の期待値と実際の結果のギャップや、留学 先での生活の難しさなどの課題も無視できない。

中国から日本への留学は長い歴史を有しており、途中何度か中断はあったものの、中国からの留学生の送出が再開して増え続けている。こうした中で、中国人留学生は日本最大の留学生集団となっている。また、日本は英語圏でない国の中で最も多くの中国留学生を受け入れている国である。

日本は留学生の数を増やす政策を次々に導入し、留学生が卒業後に就職できる範囲も拡大しており、より多くの留学生が日本に来て、日本で就職することを望んでいる。しかし実際には、中国において留学する学生が急増している割には、日本に留学する学生の数はそれほど増加してない。また、日本に留学する外国人に占める中国人の割合も減少している。この現象の主たる要因は、日本の留学と就職が持っていた経済的利点が、豊かになっていく中国人にとって魅力が失われてきていると解釈される。

第6章 日本における中国人留学生に対する調査

前章では、中国人留学生を取り巻く状況を紹介し、中国人留学生が日本に赴く動向とその原因について議論した。しかし、中国の急激な発展、広大な国土、膨大な人口規模によって覆い隠されている個体の違いは、研究上見過ごせない点である。同じ中国人留学生でありながらも、全般的な変化とは異なる状況におかれている留学生もおり、その内部構造も異なってきている。

本章では、中国人留学生を対象とした調査結果について検討を加える。内容は主に、第2章の日本の留学生政策を踏まえ、どのような中国人留学生が日本を選ぶのか(日本留学の契機)に関して議論する。また、第3章と第4章の議論に照らして、留学生の労働市場参加に焦点を当て、留学生が就学期間中にアルバイトを行うことや卒業後の計画や選択肢についても論じることにする。

6.1 調査概要

調査方法としては、質的調査の聴取調査を採用した半構造化調査である。質問項目は下 記のように3つ程度に絞ることで、本人に自由に語ってもらうようにした。

- (1) 日本への留学のきっかけ
- (2) 日本でのアルバイト
- (3) 今後の計画

調査対象者は、日本の日本語学校・大学・大学院で学ぶ外国人留学生ならびに就職した元留学生である。38名の調査協力者は A.Aから Z.Zまで大文字のアルファベット順とした後、a.aから z.zを小文字のアルファベット順で表記している $({}^{(\pm 37)}$ 。調査協力者のプロフィールは以下の通りである。

図表 6-1 調査協力者のプロフィール

NO. 氏名		性別	出身地	日本語能力	現 在	
1	A. A	m	天津市	N1	勤務(日本)	
2	В. В	m	福建省	N2	大学学部	
3	C. C	f	内モンゴル自治区	N3	日本語学校	
4	D. D	f	福建省	N3	勤務(日本)	
5	Е. Е	f	四川省	N2	大学学部	
6	F. F	m	遼寧省	N3	日本語学校	
7	G. G	m	河南省	N1	大学学部	
8	Н. Н	f	上海市	N3	日本語学校	
9	I. I	m	吉林省	N3	日本語学校	
10	J. J	m	山西省	N1	大学学部	
11	К. К	f	黒竜江省	N3	日本語学校	
12	L. L	f	吉林省	N1	大学学部	
13	M. M	m	遼寧省	N4	日本語学校	
14	N. N	f	江蘇省	N2	大学院	
15	0.0	m	遼寧省	N1	大学学部	
16	P. P	f	上海市	N2	大学学部	
17	Q. Q	m	遼寧省	N1	大学院	
18	R. R	f	北京市	N3	日本語学校	
19	S. S	f	浙江省	N1	日本語学校	
20	Т. Т	f	福建省	N3	日本語学校	
21	U. U	f	重慶市	N1	大学学部	
22	V. V	m	福建省	N2	大学学部	
23	W. W	m	福建省	N1	勤務(中国)	
24	X. X	f	四川省	N4	日本語学校	
25	Y. Y	m	江蘇省	N2	大学学部	
26	Z. Z	f	上海市	N4	日本語学校	
27	a. a	m	浙江省	N1	勤務(日本)	
28	b. b	m	山東省	N3	勤務(中国)	
29	с. с	f	遼寧省	N2	大学学部	
30	d. d	f	遼寧省	N1	大学院	
31	е. е	m	河南省	N4	日本語学校	
32	f. f	f	山東省	N2	大学学部	
33	g, g	m	遼寧省	N1	大学院	
34	h. h	f	北京市	N2	大学学部	
35	i. i	f	黒竜江省	N1	大学学部	
36	j. j	f	山東省	N3	日本語学校	
37	k. k	m	浙江省	N2	勤務(中国)	
38	1.1	m	甘粛省	N2	大学学部	

77

インタビューは1人1時間から2時間程度実施し、中国語で行った。本人に自由に語ってもらったことにより、ばらつきが生じている。

こうした分析方法を採用した理由は、既存の理論を一旦相対化した上で幅広いデータを収集するのに適した方法であると判断したためである。半構造化面接法で収集したデータを分析する方法は、数ある質的研究の方法の中でも最も手続きが体系化された代表的な方法である。研究対象とする人々の体験に即した形で彼らが用いている概念や諸特性を明らかにするのに適した方法である。ここでは、グラウンデッド・セオリー・アプローチ (Glaser and Strauss 1967) を援用した。グラウンデッド・セオリー・アプローチの中にはいくつものバージョンがあるが、基本的な手続きは共通しており、(1)データ収集、(2)データ同士を比較し何らかのカテゴリを見いだす(概念生成)、(3)データ収集と概念生成を繰り返し、カテゴリを洗練する(理論的サンプリングと継続的比較分析)。(4)(3)の手続きを進める中で、それ以上新しいサンプルを得ても新たな知見が得られない状態(理論的飽和)に達したら、そこで(3)を終了し、得られたカテゴリ及び、カテゴリ同士の連関から理論・モデルを立ち上げる、というものである。

6.2 日本への留学のきっかけ

中国人留学生の出身地の変化

2000 年以前には、日本に留学する中国人学生の出身地は主に上海や北京などの東南沿岸の大都市であった。1993 年のアジア青年協会 (注38) の調査によると、中国人留学生の43.3%が上海出身、17.0%が北京出身であった。これは、東南沿岸の大都市が最初に外国との取引を開始し、経済的に発展していたためである。しかし、2004 年には上海の割合が15.9%に、北京が6.4%に低下した。2011 年、法務省の最後の中国人の出身地を載せる統計 (注39)で日本に滞在する中国人の出身地を見ると、最も多いのは遼寧省(108,710 人)、次に黒竜江省(74,912 人)、福建省(64,344 人)であった。上海は第5位(59,009 人)、北京は第9位(24,435 人)であった。急速な経済成長により、日本での留学のメリットが減少して

きたと感じる人が増えている。上海出身の P.P さんは次のように語っている。

東京の物価は上海とあまり変わりません。ある点では上海よりも安いです。全体的に、 都市の発展レベルで見ると、東京は上海に劣っていると感じます。多くの施設はかなり古 く、道路も混雑しています。区役所に行ったとき、彼らがまだファックスを使っているの を見て、信じられませんでした。

一方で、これらの地域の留学生は、ヨーロッパやアメリカへの留学を好む傾向があり、 日本への留学にはある種のスティグマ (注40) がつきまとっているように感じられる。P.P さんの意識の中では、日本への留学は、家庭の経済状況が一般的で、学業成績が平均的で、 特に英語のスキルがあまり高くない学生が選ぶものとして位置づけられているようだ。

2000年以降、日本の留学の主力は福建省および中国の東北地域からである。

15世紀から、福建省の商人は日本の九州地域で活動していた。1969年には、日本における福建省出身の移民の総数は 6, 193人に達し、在日中国大陸人のグループとしては最大である。また、日本の植民地時代に日本へ来た台湾人の中には、福建省の血統や親戚関係を持つ者も多く、その中の多くは戦後、日本に留まる選択をした。1980年代と 1990年代に日本で設立された多数の語学学校の中には、これらの台湾省移民によって設立されたものも少なくない。彼らは生徒を募る際に、度々自らの故郷である福建省を選んでいた (刘 2016)。日本に来た理由を尋ねられた際、多くの福建省出身の学生の答えは、日本に友人や親戚がいるというものである。福建出身の留学生である V. V さんは次のように述べている。

あなたに日本に来た理由を尋ねる前に、実は私自身、その質問を真剣に考えたことがありませんでした。当時、叔父が日本で仕事をしていて、兄も日本への留学後、日本で働いていたので、私も日本に留学することにしました。もし彼らがアメリカにいたら、私もアメリカに行ったかもしれません。

福建省が長い歴史を経て世界中で地域や血縁に基づく移民ネットワークを形成しているのに対し、東北地方(注41)の人たちが海外に出るようになったのは1980年代から1990年代

にかけてのことである。国有企業改革により、旧工業地域の東北部では多数の国有企業が倒産し、多くの従業員が失業した。その後、南部の経済的な繁栄とは対照的に、高度に都市化された東北地域は中国の「ラストベルト」 (注42) となり、多くの国有企業が閉鎖され、ほとんどの求職機会が失われた。2002 年には、約 20 万人の都市の失業者が毎月数百人民元の失業救助金で生計を立てていた (注43)。経済的な要因は東北の人口移動の最も重要な要因であった。吉林省出身の H. H さんは次のように述べている。

北京、上海、浙江の友人たちとは異なり、私の地域では家族からは外へ行って大学に進学し、卒業後もその場所に留まるようにと言われています。なぜなら、地元には本当に良い仕事が少なく、新しい仕事を始める際の給料は一般的に 2,000 人民元ほどでしかありません。(中略)日本に行っても、それとも(中国の)国内の他の場所に行っても、どちらにしても私にとっては故郷を離れることになり、それほど大きな違いはないと感じています。もしかしたら、私は日本の方が中国の南部よりも適応しやすいかもしれませんね。

東北地域と日本特有の歴史的関係も重要な影響を及ぼしている。第2次世界大戦で日本が敗戦する前、多くの日本軍と民間人が中国の東北地域に移住した。戦後、主に女性や子供を中心とした一部の日本人が中国に取り残され、「残留邦人」として知られるようになった。1970年代の日中正常化後、残留邦人およびその家族2万人以上が日本に帰国し、東北地域と日本の間の移民ネットワークの結びつきが強化された。吉林省出身のL.L さんの祖母は日本人で、80年代に日本に帰国した。彼女が日本の血統を1/8持っていることは、彼女が日本に留学する大きな理由となった。

L. L さんが日本に来る別の重要な理由は、彼女が高校時代に学んだ第一外国語が、中国のほかの地域で一般的な英語ではなく、日本語だったことである。東北地域での日本語教育が普及している背景には、改革開放初期に英語教師が不足しており、日本語を話す人が多かったという歴史的な事情がある。しかし、この東北地域の日本語教育の普及は一定の利点を提供している。L. L さんは次のように述べている。

私が高校で日本語を学んだ理由は、私の家庭の環境(日本の血筋がある)だけでなく、

高考(大学入試)で英語と比べて日本語が比較的易しいと思って、高い点数を取りやすいからです。高校に入学したばかりの頃、私は日本に留学すると決めていたわけでありません。日本語を選んだ主な理由は、高考のためでした。

しかし、早い段階で日本へ行く計画を持ち、日本語を第一外国語として選択した学生もいる。 遼寧省出身の g.g さんは言う。

私たちの学校は外国留学を目指す生徒向けのもので、同級生たちは卒業後、ほとんどが留学します。私は中学1年生から日本語を学び始めたので、日本に来た際には言語の問題はほとんどありませんでした。

東北地域と日本との独特な関係や豊かな工業基盤は、多くの日本企業が中国への投資に おいて東北部を重視する要因となっている。さらに、多数の日本資本の企業が東北の留学 生にとって日本を選ぶ動機を強化している。g.g さんは次のように述べている。

私の出身地の外資系企業のほとんどは日本の企業です。待遇は一般的な中国の企業よりもずっと良いです。故郷に戻って働くことを考えた場合、公務員を目指さないのであれば、日系企業はとても良い選択です。そして、私たちの地域には、子供が日系企業で働くのは非常にステータスが高いと感じる親が多いため、子供たちに日本語を学び、日本に留学することを奨励しています。もちろん、最も理想的な状況は、日本の大学を卒業し、日本の企業に就職し、その後、中国の故郷の日系企業に派遣されることです。そうすれば、日本の給与で中国で生活することができ、待遇はさらに良くなります。

留学が先か、日本が先か

地域や家族の影響だけでなく、中国の留学生が留学先を選ぶ際に、他の地域か日本かを 選択するプロセスが異なる。その違いとは、留学を先に決定するか、日本に行くことを先 に決定するか、という点にある。

留学を優先して考える学生たちは、多くが中国の大学入試について言及している。もし大学のランクが低ければ、学歴を重視する中国社会では多くのチャンスを失うことになる。このような状況において、中国国内の大学に比べて、同じレベルの海外の大学の学位の方が競争力があると考えられている。そのため、一部の中国の学生は、大学入試で満足な成績を得られない場合、留学を選択する。また、中国の大学を卒業した後、海外での修士課程を選択する人もいる。

留学を決定した後に、留学先として日本を選ぶことは良い選択肢であると考えられている。日本は先進国として高等教育の豊富なリソースを持っており、比較的緩やかな留学政策、欧米の留学に比べて必要な費用が低く、アルバイトを通じて経済的な負担を減らすこともできる。そして、地理的、文化的にも中国と近い。同時に、留学の仲介機関は日本留学の利点を強調することが多く、時には誇張することもある。j. j さんは高校3年生の時に卒業後の留学を決意し、留学の仲介機関と相談した結果、日本を選択した。

日本が悪いと言っているわけではありませんが、期待していたほど良くはありませんでした。彼ら(仲介機関)が言うように、日本で簡単にアルバイトをして家からお金をもらわなくても済むような状況ではないし、好きな大学を選んでも、早稲田大学に簡単に入れるというわけではありません。実際に来てみると、学業とアルバイトの両立は難しく、留学生同士の競争も非常に激しいです。適当に大学を選べば入学はそれほど難しくありませんが、良い大学に入るのは非常に難しいです。

日本を優先して考える学生は、日本の文化への愛着が強い。最も多くの人が関心を寄せているのは日本のACG(アニメ、コミック、ゲーム)文化であり、日本のドラマ、J-POP、村上春樹などの日本の作家についても関心を示す人がいる。また、大学を卒業した後に専攻上の理由から日本の大学院に入学する学生もいる。S.S さんは、中国の大学での専攻が建築デザインであり、卒業後、日本の大学院に進学することを決定した。

私が大学生の時、特に安藤忠雄と隈研吾の建築スタイルに魅了され、それが日本の大学

院に進学する決断につながりました。私の目標は非常に明確で、好きな大学の先生と同じように、横浜国立大学の都市イノベーション研究院で学ぶことが目標です。

6.3 日本でのアルバイト

第2章で指摘したように、留学生のアルバイトに関する状況は、在日留学生の70%以上がアルバイトをしており、最も多い業種は飲食店やコンビニエンスストアである。また、アルバイト目的で日本に留学する問題も存在している。長い間、日本と中国との間には、物価と収入に大きな差があったため、中国の留学生は日本での生活を維持するためにアルバイトや借金をせざるを得なかった。2000年に放送された中国人留学生の日常生活に迫るドキュメンタリーシリーズ『中国からの贈りもの』 (注44) やその他のニュース報道により、中国留学生は学生としての姿と廉価な労働力としての姿との二重のイメージが形成されてきた。しかし、中国の経済発展と国内格差の拡大に伴い、アルバイトに対する中国人留学生の意識も分かれてきている。

地方の小さな町や農村出身で、家庭の経済状況が良くない留学生は、生活を維持するために長時間のアルバイトに専念する状態が続いている。山西省の農村出身の J. J さんは、自分の生活を次のように説明している。

毎週のアルバイトの時間はいっぱいです。平日の夜はドン・キホーテで夜間のアルバイトをし、週末は建設現場で働く。コロナの影響で、現在、航空券の値段は非常に高くなっています。そして、夏休みにはもっと多くのアルバイトができるので、既に3年間家に帰っていません。とても家に帰りたくて、今年は何があっても帰るつもりです。最近、毎日航空券をの値段を調べて、やっと安い航空券を購入できたのに、数日後にもっと安い航空券を見つけました。前に購入した航空券はキャンセルできないので、とても落ち込んでいます。(中略)語学学校に通っていた時、最初はクラスメートたちが遊びに誘ってくれたり、外食に行ったりしていたのですが、私はアルバイトをしなければならなかったので参加できませんでした。その後、彼らは私を誘わなくなりました。私はとても孤独を感じ、彼らのグループになじむことができませんでした。でも、留学するという選択をした以上、

どんなに辛くても疲れても我慢しなければなりません。

経済的に余裕のある家庭出身の中国人留学生にとって、アルバイトをするかしないかは自分の気持ち次第で決められる状況にある。語学学校の段階で大学入試の準備に専念し、大学に入学した後にアルバイトを考えるという人もいる。また、学生の中には、生活の質を向上させるため、日本語を練習するため、趣味で、または友人と一緒に行うためにアルバイトをしている人もいる。その中で、M.M. さんは次のように語っている。

家からもらっている生活費は十分で、アルバイトをしなくても全く問題ありません。私がアルバイトをする主要な理由は、フィギュアなどを買うためです。両親も大変な思いをしてお金を稼いでいます。ですから、両親からもらったお金を自分の趣味につぎ込むのには気が引けます。なので、これらの必要でない出費は全て自分でアルバイトをして支払うことに決めました。

留学生が従事するアルバイトの種類も多岐にわたり、飲食店やコンビニ、その他の「3K」の肉体労働だけでなくなってきている。例えば、インターネットの発展により、仕事は日本に限定されることなく、S.S さんは中国のeコマースサイト「淘宝」を通じて、デザインの仕事を兼業している。また、中国への転売サービスを提供している学生もいる。日本における中国人コミュニティーの拡大により、中国向けのサービスを提供するアルバイトの機会も増えてきている。例えば、中国人留学生向けの不動産仲介、中国の観光客のためのガイドやスキーインストラクター、また、筆者自身も中国人留学生向けの塾でアルバイトをしているという例が挙げられる。

日本は、留学生が「風俗」関連の業界での仕事をすることを禁止している。しかし、いくつかのバーやマッサージ店などで、この境界ははっきりしていない。より高い収入を求めて、一部の留学生はこのグレーゾーンに足を踏み入れ、場合によっては完全に規定を違反することもある。例えば、D.D さんは男性向けのマッサージ店で働いており、彼女に関しては次章で詳しく説明する。

6.4 今後の計画

日本学生支援機構(JASSO)の報告によれば^(注 45)、2019年には留学生の65%が日本での 就職を望んでいたが、実際の就職率は35%であった。これに対して、中国の留学生全体の 80%が帰国を選び、20%が海外に留まっている。したがって、日本における留学生の就職 率は、中国の留学生全体の水準を上回っている。これは、日本の留学政策や外国人労働者 受入れ政策と関係があり、前章で既に分析した通りである。本節では、個々の留学生の考 えを討論することで、その理由の補足的説明を行う。

中国の留学生が卒業後の進路をどのように考えているのかをみてみることにしよう。卒 業後、日本で働く A. A さんは、自分の考えを以下のように話してくれた。

私の考えを一言でいえば、「中等の人間理論」としてまとめることができます。特に優れた留学生は中国に帰国します。彼らはどこにいても優れており、中国にはもっと多くのチャンスがあります。日本とは異なり、経済が停滞しておらず、企業の将来性も有望です。特に能力が低い留学生も中国に帰ります。彼らは日本には学位を取るためだけに来ており、日本での生活を維持する能力が不足しているかもしれません。そして、家族経営の企業を引き継ぐ予定があるかもしれません。残された私のような中間の人たちは、中国でも日本でも得られる仕事は大差ないと感じます。比較的、日本の方が収入が高く、環境も良いので、日本で働くことに決めました。

日本での就職を希望する留学生の動機は、日本への留学の動機と同じく、地域の影響を受けていると言える。吉林出身の H. H さんは、現在の中国の就職環境が良くないと感じており、大学卒業後に就職が困難だという。そこで、日本での卒業後の就職を考えるようになった。福建出身の V. V さんも、卒業後に兄と同じく日本での就職を希望している。一方、上海出身の b. b さんは、日本での就職のメリットを感じることができず、大学卒業後は他国の大学院に進学するか、上海での就職を希望している。

日本の労働市場の特徴は、中国の留学生が日本での就業を考える際の重要な要因である。 大学4年生で就職活動中のi.i さんは以下のように述べている。 最近は説明会に参加していて、数日後には就職面接もあります。内定をもらえることを 望んでいます。 (中略) そして、日本の雇用は中国よりも安定していると感じます。中国 の友人は、働き始めて1年未満でリストラされました。私は自分の仕事が少しでも安定し ていることを望んでいるので、日本に残ることを考えています。

一方、異なる意見を持つ中国の留学生もいる。C.C さんは次のように話している。

日本人は頑固ですね。アルバイトをしていたとき、正社員の日本人は常に『ルールはルール』と言っていました。柔軟性がまったくありません。ルールが重要でないとは言いませんが、そのような職場環境はとても圧迫感があります。皆さんが無表情で、まるでロボットのようです。こんな環境で一生働くのは、私には絶対に無理です。

他にも、まず日本で数年間職業経験を積み、その後中国に帰国するという留学生もいる。 日本の企業が新卒を重視するのに対して、多くの中国の企業は、新入社員の育成にかかる コストを避け、即戦力となる経験者を重視しているという事情がある。

また、卒業後に帰国するか日本に残るかをはっきりと決めていない留学生もいる。彼らは、卒業時の中国と日本の就職状況を考慮し、日本の大手企業に就職できれば日本に留まるが、そうでなければ中国に帰国するといったように、状況に応じて進路を決定するスタンスでいる。

卒業後に中国への帰国を決めている留学生の中には、家族の事情を挙げる者も多い。f.f さんは、以下のような懸念を述べている。

もし他の兄弟姉妹がいたら、私は日本に留まるかもしれません。しかし、私は家の一人 っ子なので、帰る必要があります。両親もあと数年で定年退職し、としを取ると健康問題 も増えるでしょう。もし私が日本で家庭を持ち、キャリアを築くと、後で中国に戻るのは 大変になります。なので、卒業したらすぐに帰国する方が良いと考えています。(中略) 以前、私の祖父が亡くなった時、私は日本にいて、最後の姿を見ることができませんでし た。でも、少なくとも両親がそばにいた。もし私が帰らないなら……

帰国を決めた他の学生の理由としては、家業を継ぐための帰国、日本の生活に馴染めない、孤独を感じるなどが挙げられる。新型コロナウイルスの世界的な流行、福島原発の事後処理、そして将来の日本の自然災害に対する懸念など、外部の事象も中国留学生の帰国を促している。また、中日関係に対する懸念を示す中国人留学生もいる。Y.Y さんは以下のように述べている。

この前、両親と連絡を取ったとき、父は私に卒業後に中国でのキャリアを進めるように と言いました。これは、中日関係が次第に悪化してきたためです。数年後、台湾で軍事的 な衝突が発生する可能性があり、それが原因で中国と日本との間で戦争が起きるかもしれ ません。そうなると、日本にいる中国人の立場は非常に厳しくなり、中国に戻ることがで きなくなるかもしれません。

総合的にみると、日本と中国の間の経済的格差は、留学生の日本への進学の選択において重要な要因としての役割を果たさなくなってきており、これはむしろ各学生の人生設計によるものである。

6.5 本章の総括:移り変わる中国人留学生

本章では、日本への留学の動機、日本における留学生活中のアルバイト、そして卒業後 の進路選択という3つの面から、在日中国人留学生の状況について調査を行った。

まず、日本に留学する中国人学生の出身地が変化してきており、大都市の北京や上海が 主流であったものが、現在では出身地が多様化してきていることが注目される。特に、東 北地方が日本留学の主力となっている。これは、中国の留学がエリート中心から大衆化へ と変化し、日本の留学生受入れが拡大していることも影響している。

次に、日本の独特の文化や高い水準の高等教育が、一部の中国人留学生を引きつけると

同時に、経済的理由や地理的、文化的な近さによって、別の一部の中国留学生にとっての 優先的な選択肢となっている。

さらに、中国の経済発展により、多くの中国人留学生が日本でのアルバイトを必須とは 考えず、趣味を楽しんだり、社会的経験を積んだりすることを重視するようになってきて いる。同時に、長期にわたる日本経済の停滞も、日本での就職の魅力を低下させている。 これは、日本が留学生のアルバイトを通じて低所得労働力を補完し、卒業後には就職を通 じて中高所得労働力を補完しようとしている日本にとっては好ましくない状況である。ま た、この事実は、近年、中国人留学生の比率が低下し、ベトナムなどの東南アジアの経済 発展段階が低い国々の留学生の比率が増加している理由を部分的に説明している。

この調査の中で、中国人留学生が抱えるいくつかの問題を発見することができた。そうした問題の原因の一部は、前述の日本の政策と実情のズレに起因しているが、もう一部は中国人留学生自身に起因している。次章では、学業を途中で辞した3名の中国人留学生のライフストーリの研究を通じて、より詳細な視点から日本における中国人留学生の問題を分析することにする。

第7章 学業を中断する中国人留学生の社会的プロセス

一般学生と比較すると、留学生にはそれ特有の適応上の問題があることが指摘されている。例えば、 Thomas and Althen (1989) は、アメリカの大学生における留学生独自の問題と適応の課題を、以下のように整理している。すなわち、1. 言語、孤立、文化ショック、地位ショックなどの新しい文化への最初の適応、2. 教育システムの違いによる学業面での困難、3. 地域社会で同国人の間でおきる政治・宗教・社会的対立・摩擦、4. 戦争・政変・経済危機など、母国の事件の影響、5. 異文化間の男女関係、6. 社会的狐立、7. 固有の経済的困難、8. 査証手続きや出入国管理上の不安、9. 指導教員、ルームメイト、家主など受入国の特定の人との関係からくるストレス、10. 新しい自由への対処(分かり合いを前提とした社会から異質で相互理解に説明が必要な社会への移行)、11. 期待のプレッシャーへの対処、12. 母国の不幸(友人、家族の死など)への対処、13. 卒業後の進路選択、14. 帰国についての不安、などである。

中国人留学生における日本留学の問題点について、経済面の負担が大きいことや異文化コミュニケーションが難しいことなどがよく指摘されている。徐・蔭山(1994)は、中国人留学生を対象に、日本での留学生活についてアンケート調査を行った。その結果、経済面のストレスと日本人学生との交流が少ないことが、主な問題点として報告された。許&松田(2016)は、中国人留学生が過去と現在で経験するストレスの内容を比較した。ストレスに関するこれまでの研究をもとに、収集したストレス内容をKJ法を用いて分類・検討した。その結果、中国の経済発展に伴い、中国人留学生の従来の経済に関するストレスが減少している一方、学業、対人関係、就職などに対する不安に移行している傾向が観察される述べている。

これらの問題は、中国人留学生の日本での留学生活に大きく影響することが分かった。 留学生が海外での生活に適応して学業を続け、所期の留学目的を果たせるか否かというこ とと密接に関連することが考えられる。例えば、本人は学業を続ける意志を持ちながらも 母国の家族の事情から留学半ばにして、不本意ながら帰国せざるを得ない場合もあるであ ろう。あるいは来日前の予想とは異なる勉学内容であったために、自らの選択で学業を中断したり、進路変更したりして中途退学の道を歩む留学生もいるかもしれない。筆者の周りでも、近年、大学入学を果たした留学生が中途退学していく状況が散見されるようになった。

1990 年代の在日留学生の中途退学者の全国調査によると、学部留学生の中途退学の理由の1位は経済的な理由、2位は進路変更による理由であった(伊藤・井上、1999)。加えて、岡村(2019)は、東南アジアや南アジアからの留学生を中心にインタビュー調査を実施して、留学生が就職を理由に中途退学していく問題を指摘している。2021年の文部科学省委託事業「留学生に関する実態把握アンケート調査報告書」によると、留学中断にかかわる要因で最も多いのは「経済面の問題」の63.4%であった。困っていることや、サポートに関する項目でも経済面に関するものが多く、経済的な支援が留学断念の防止につながるといえる。また、半数以上の学生が「新型コロナウイルスに感染したくない(57.5%)」を理由に挙げた。学校の種類別にみると、大学の回答率が66.7%と特に高かった。「母国(親)から呼び戻された」という理由も、新型コロナウイルスが原因となっている可能性もあり、その影響は大きい。

留学生は、国籍、文化的背景、留学目的、留学生活の実態において1人ひとりが異なり、、 ある1つの留学生像をもって語ることはできない。こうしたことから、個人の視点からの 研究は留学生中途退学問題にとっても重要であると考える。しかしながら近年の研究にお いて、中国人留学生の中途退学に至るまでのプロセスを検討したものは少ない。

そこで本章では中国人留学生の中途退学に着目する。ライフストーリ・アプローチの研究方法を利用し、3人の中国人留学生の中途退学者の語りからその内実に切り込んでいくことにする。日本における学業を中断する中国人留学生の社会的プロセスについて考察し、中国人留学生像を浮き彫りにする。

7.1 調查概要

本研究では、当事者らの中途退学のプロセスを明らかにするという研究目的に対し、ラ イフストーリ法を用いる。ライフストーリとは個人、あるいは少数の集団を分析の対象と し、その人生全体、また人生の一時期を、社会的背景や事象と結びつけながら調査対象者 の人生と生活を再構築しようとする手法である(山田、2006)。谷(2008)は、ライフス トーリにより個人の生活を把握することで、固有の生活世界を生きる者の個別性を理解す ることができるとしている。これまであまり主題化されてこなかった問題や人々を対象と する際に有効で、個人の主観的な現実を把握できるところに特徴を持つ(西倉、2009)。 本研究の場合、留学生の「声」を伝える手段として、この研究方法は適切であると考える。 調査協力者は、前章の調査における38名の協力者のなかから、退学経験を持つ中国人留 学生の3人である。そのうち D.D さんと H.H さんには面接を行い、b.b さんは既に帰国し ており、日本にいなかったことからオンラインインタビューを実施した。各協力者へのイ ンタビュー時間は2~3時間である。調査協力者の3名に対して、インタビューに際して は、研究の目的、調査方法などの説明と調査協力者への配慮や権利、データ管理について の説明を行い、対象者からの同意が得られた段階でインタビューを行った。そして、研究 結果を発表する、もしくは論文として投稿する旨を伝え、全員から了承を得た。また、イ ンタビューにおいては、話したくないことは話さなくて結構であること、いつでも中断で

インタビューの方法として半構造化インタビューを選択したのは、半構造化インタビューは構造化インタビューとは異なり、調査者のフレームで調査協力者の語りを捉えるのではなく、想定外の語りがあっても、それを軽視することなく、調査協力者の自由な語りを重視するからである。質問内容は、来目前から現在に至るまでのライフストーリ全般となる。来日と中途退学をトランジションとして、来目前の生活、留学生活と退学後の生活とい3つの段階に分けている。

きること、中断しても何ら不利益を被ることはないことを伝えた。

7.2 b.b さんのライフストーリ

7.2.1 b.b さんの語り

b. b さんは中国山東省の都市出身であり、一人っ子である。職業高校を卒業後、1年以上にわたり、空港のグランドサービス部門で勤務した後、留学を選択した。

b.b さん: もともと父は私が家からあまり遠く離れずに一緒にいることを望んでいたが、母は私が大学に進学することを望んでいた。最初は大学に行くか行かないかも決めていなかったし、大学に行くなら中国にするか海外にするかも決めていませんでした。そこで親戚に相談したところ、以前、韓国に留学したことのある親戚がいて、その人は、留学は良いことだと言っていました。そして、韓国よりも日本の方が教育や環境が良いので、日本への留学を勧められました。最終的には日本に留学させてもらいました。

筆者:あなた自身はどのように考えていましたか。

b.bさん:その頃は私の考えが未熟だったせいもあり、日本に行きたくなかったし、これからも働いてお金を稼ぎ、稼いだ分だけ使う気楽な生活を続けていきたいと思っていました。来日前は日本に対してあまり印象がありませんでしたが、日本のアニメーションはとても良いと思っていました。それ以外の点を強いて言えば、主に先の戦争によるもので、一言で言えば印象は良くありません。家族は私に2つの選択肢を与えました。1つ目はコネを利用し中国で大学に進学することですが、高校の知識を学び直す必要があり、授業料も決して安くありません。2つ目は日本に留学することですが、他の人から聞いたところによると、留学中にアルバイトができるので費用はそれほど高くないとのことでした。メリットとデメリットを比較検討した結果、学校に通いながらアルバイトをしながら、比較的価値がある学位を取得できると考え、日本へ行くことを選択しました。

b. b さんの語りからは、家族の意見に合わせて日本への留学を決めたものの、目標を明確に定めておらず、留学に関する情報も十分ではなかった。この状況の下、b. b さんは日本語学校に入学した。b. b さんは日本語学校でクラスメートとの関係も良好であり、先生も少し中国語を話せるため、コミュニケーションを取ることができた。大学受験について、b. b さんは学校よりも進学塾の方が助けになると考えている。

b. b さん:私は勉強に関しては全然ダメで、日本語はできず、日本語学学校の授業にもついていけないし、日本の大学のことも何も知りませんでした。その後、クラスメートから日本でいい大学に入りたいなら塾に行く方が良いと聞きました。それで家族と相談して塾に入学しました。その塾はルームメイトの勧めで、彼もその進学塾で授業を受け、私もその私立学校に通いました。塾の先生方はとても良く、私の生活にもとても役立っていると思います。 退屈したらどこにも行きたくない、塾に行きたいだけです。勉強しなくてもおしゃべりはできます。一番重要なのは、私のような勉強が苦手な人でも、学校に連絡するのを手伝ってくれることです。

b. b さんは1年間の日本語学校の課程修了後、予備校の紹介を受け、大学への進学を果たした。しかし、1年後に退学を決断した。

- b. b さん: 大学に1年間通って退学しました。大学で最も重要なのは学びと社交だと思います。学びに関しては、1年間はオンライン授業で過ごしました。基本的に授業に出ると、スマートフォンをいじったり、寝てしまったりしていました。社交に関してはほとんどありませんでした。学校の活動はすべて中止され、1年間で学校に2回しか行かず、誰とも接触できませんでした。
- 筆者:つまり、コロナの状況のために普通の大学生活を送ることができず、それが楽しめ なかったために退学を選んだのですね?
- b.b さん: それが1つの理由です。他にも家族からのプレッシャーもあります。

筆者: 具体的にどんなプレッシャーですか?

b. b さん:経済的なプレッシャーが一番大きかったです。また、両親は私の学業成績を見て、 続ける必要性がないと考えました。科目は落としてはいませんが、成績はあまり良 くありませんでしたので、彼らは私に大学をやめさせたかったのです。個人的には、 日本での学びを続けたかったです。生活費は高いですが、アルバイトでかなりのお 金を稼げますから。

筆者:アルバイトでお金を稼げるなら、なぜ主に経済的な理由だと言うのですか?

b.bさん:最初はレストランでキッチンスタッフとして働いていました。しかし、1か月も 経たずにコロナの流行が起こり、ほとんどお客さんが来なくなりました。そのため、 解雇されました。その後、数週間だけ日払いの仕事、例えば荷物の仕分けなどをし ました。その間、日本では毎日数万人の感染者が増えていて、恐ろしかったです。 両親から電話があり、一旦帰国するように言われたので、仕事を辞めました。

筆者:それで、退学して帰国したのですか?

b.b さん:いいえ、退学はしていません。オンライン授業はどこでも受けられると思ったし、 その後に日本でオリンピックが開催されることになったので、さらに状況が悪化す るだろうと思い、退学せず、直接帰国して家でオンライン授業を受けることにしま した。帰国後、なかなか日本に戻ることができませんでした。そして、日本の学費 や家賃なども支払わなければならない状況にありましたし、先ほど言ったように、 両親は私の在宅学習の状態もあまりよくないと感じていました。私自身も勉強家で ないことを自覚していたので、おそらく半年ほど経った後に退学しました。

退学を決断した後、b. b さんは日本に戻らず、ルームメイトに退学と退室の手続きをお願いした。ルームメイトは様々な手続きを代行するだけでなく、新たな住居を探す必要もあった。そのため、b. b さんはルームメイトに対して非常に申し訳ないと感じている。退学後、b. b さんは地元での就業を選択した。

b.b さん: 退学後、私はレストランで働きましたが、2か月間働きすぎて体調を崩し、退職 しました。現在はオンラインショップを経営しています。

筆者:日本留学について、この経験は意義があると感じますか?

b.bさん:私はこの経験が非常に意義深いと思います。もし自己管理能力や社交能力が弱い人がいるなら、彼らには1年か1年半ぐらい日本で学ぶことをおすすめします。
言葉が通じないし、誰も知り合いがいない場所で、彼らは様々なことに迫られることになります。例えば、生活費を稼ぐためにアルバイトをしなければならないし、お金を節約するために自炊しなければならない。生活の中で様々な問題を自分で解決しなければならないのです。総じて、自分自身が少し成熟したと感じます。

筆者: それは日本での生活に関する話ですね。では、留学の体験についてはどうですか? b.b さん: 留学について正直に言うと、何の体験もありませんでした。 1 年間、パソコン に向かって授業を受けるだけで、自宅でテレビを付けてバックグラウンド・ミュージックを聞いているような感じで、何も頭に入ってきませんでした。

筆者:他に印象に残ることや補足したいことはありますか?

b.b さん: うーん、ある時に新宿の歌舞伎町で、2人の白人が街の音楽に合わせて踊っているのを見ました。おそらく私が出会った白人や黒人が少なかったせいかもしれませんが、彼らはとても自由な感じがして、内向的な日本人と比べると、彼らと友達になりたいと思いました。残念ながら、自分の英語も上手くないし、欧米人の友達は作れませんでした。

7.2.2 b.b さんの語りに関する考察

b. b さんの語りから、彼の留学経験が予想外の困難や挫折に直面していたことが伺える。 b. b さんは、最初は家族の意見に従い日本に留学したものの、自身の目標や将来のビジョンが明確ではなく、留学に関する情報も不足している。これが彼の留学生活において課題となっているようだ。日本語学校では学習の遅れや大学進学に関する情報の不足に悩んで おり、進学塾に通うことを決めている。しかし、大学での学びや社交がコロナパンデミックの影響で制約され、オンライン授業によるモチベーションの低下や社交的な経験の欠如に悩まされている。これが b. b さんの退学の一因となっている。経済的なプレッシャーやアルバイトの難しさも留学生活を困難にしている要素である。コロナの影響による仕事の減少や解雇に直面し、経済的にも困難な状況に陥っていた。これが b. b さんの家族からのプレッシャーにもつながり、退学を促す要因となっている。留学経験全体を振り返って、b. b さんは日本での生活や学業についての満足度は低く、コロナパンデミックの状況も b. b さんの意欲や経済的な状況に影響を与えている。

b.b さんが退学を選択した直接的な原因は新型コロナウイルスである。新型コロナウイルスが留学生に与える影響について、許・李・謝 (2022) は PAC 分析法を用いて検討した。 その結果、留学生はコロナの影響を強く受けており、大学の教育・研究活動に関する不安、孤立や人間関係の希薄さに関する不安、学費・生活費に関する不安、日常生活に関する不安等、様々な不安を抱えていたと見られる、と述べている。

また、中国人留学生の増加と日本の留学生受入れ政策も、b.b さんの退学原因と関連していると考えられる。

2000 年代に入り、中国人留学生の数は増加している。中国国家統計局によると、2002 年に出国した留学者数は 10 万人を超え、それが 2009 年には約 23 万人にまで増加した。その後は毎年約 5 万人ずつ増加していき、10 年後の 2019 年には当年の留学出国者数が 70 万人に達した。そのうち、90%以上が自費留学である。中国が大衆的な留学時代に突入した理由について、李(2016) は以下の4つの要因を挙げている。①高等教育の大衆化に伴う高等教育の質の低下、②名門校をめぐる進学競争の激烈化の回避、③高度経済成長による家庭所得の増加、④一人っ子を中心とする家族構成による海外留学の経費支弁能力の向上、がそれである。こうした背景のもとで、b.b さんは両親の計画に従い、海外留学を選択したが、自身には明確な目標や計画がなかった。日本語学校に通っている間、大学の選択について b.b さんは「特に考えはない、とにかく大学に進学できればいい。」と言った。

日本政府も、政策レベルでは留学生の受入れ支援を継続しており、2002年には10万人

の留学生を受け入れる目標を達成した後、2020年を目途に30万人の留学生受入れを目指す「留学生30万人計画」を発表した。外国人高度人材獲得をメインとしているが、文科省は「質」の重視を主張するものの、「30万人」という大きな目標を提示していることに加え、大学側も定員充足の手段として、留学生の受入れに乗り出している。したがって、実態としては、「質」の保証を顧みずに、「量」の拡大が先行しているのではないかと推測される。b.b さんは、多くの留学先の中から、自分が好きではないにも関わらず日本を選択した。親戚の意見に加えて、比較的緩やかで留学生にアルバイトを許可する日本政府の留学政策も重要な要因であると考えている。

最後、b.b さんとの対話の中で、過去の経験や当時の考えに触れる際、b.b さんはしばしば「当時の自分は、考えが未熟だったかもしれないな」と述べている。また、日本での留学について言及する際には、b.b さんは単独での海外生活が有益な経験であるとの認識を持っている。b.b の語りからは、留学には様々な困難や挑戦が伴うことがわかるが、同時に自己成長や経験の意義も見出せる可能性があることを示唆している。

7.3 D.D さんのライフストーリ

7.3.1 D.D さんの語り

D.D さんは 20 代後半の女性であり、福建省農村部出身、兄と姉がいる家族構成である。 中国国内で中等専門学校を卒業後、日本に留学することを決断した。

D.D さん: 実は私は早くから海外で働きたいと思っていましたが、両親は私に進学することを望んでいました。両親は80年代に日本で働いた経験があり、その時に出会いました。彼らは5年間日本で働きましたが、90年代には帰国しました。お金を稼いだものの、生活はとても厳しかったです。私に同じ苦労をさせたくないと思っていて、少なくとも日本でちゃんと学んで技術を身につけるように望んでいました。

筆者: あなた自身はどのように考えていましたか。

D.D さん: 当時、私は日本に行きたいと思っていました。私のふるさとでは、海外で働くのはよくあることで、私には日本の親戚もいましたし、友人も日本に行っていました。彼らの話を聞くと、日本は良いところで、どこもとても清潔で、お金も国内よりも稼ぎやすいと言っていました。そのため、当時は自然な選択肢として日本に行くことを考えました。準備の主な部分は両親が手伝ってくれました。彼らは日本の親戚と連絡を取り、具体的な手続きはよくわかりませんが、大きな問題はなかったと記憶しています。困難な点は主に経済的な面でした。親戚からお金を借りて、預金証明書と約100万円をそろえることができました。親戚は喜んでお金を貸してくれましたが、私たちはあまり多く借りることができませんでした。借りる時にはっきりとは言われませんが、私たちの地域では「借一返二」の習慣があり、100万円借りたら後で200万円返さなければなりません。借りる額が多ければ多いほど、返済が困難になります。

社会的ネットワークを頼りにして日本に来たが、D.D さんは膨大な借金の負担により、

学業とアルバイトの両立が難しい状況になっている。

D.D さん:私が通っていた日本語学校は福岡にありますが、実はあまり好きではありません。 学校の環境もあまりよくなく、先生も好きではありませんでした。クラスメートの 中には友達もいますが、主に国内から来た昔の友人との交流が多いです。生活はか なり退屈です。授業が終わった後はアルバイトに行きます。時間があれば友人と一 緒に焼肉を食べたり、温泉に入ったりしました。アルバイトは友人の紹介で、弁当 工場で働いていました。そこで働くメリットは一緒に働く人がすべて中国人なので、 日本語ができなくても問題ありませんし、食事代もかかりません。ただ、週に28 時間働いても手取りは10万円程度で、他にも仕事をしなければなりませんでした。 そこで、中国人経営の居酒屋でも働きました。給料は週に一度支払われます。基本 的に週に1日休みで、他の時間はほぼ働いています。仕事は夜遅くまでありますの で、毎日とても疲れています。月に手取りでおおよそ20万円ほどですが、学費や生 活費を差し引いた後、残りはそれほど多くありません。さらに、200万円の親戚へ の返済も貯めなければなりません。

D.D さんは日本語学校に1年以上在籍し、日本語の習熟度は未だ不十分であり、基本的なコミュニケーションにやっと対応できる程度であった。このため、専門学校に進学することを決断した。福岡での生活は満足できないものであり、従って東京への移住を果たした。専門学校での生活は、語学学校とそれほど違いはなかった。さらに、アルバイトの時間も増え、以前よりも長時間労働することとなった。

D.D さん: 学校での授業はほとんど理解できず、アルバイト先でも中国人との交流が主でした。日本に来て2年が経ちましたが、あまり学ぶことはなかったと感じています。 さらに、借金もまだ返済していないため、毎日不安でした。母親も慢性病を抱えており、家族にお金を頼むのも気が引けました。 当時、ある友人がマッサージ店で働いていると聞きました、最初はエロティックなマッサージに抵抗があったが、仕事で多くの収入を得ていると言っていましたので、試しにやってみようという気持ちで、彼女と同じ店で働くことにしました。店のオーナーは中国人で、私と同じく福建省出身で、私に常に気を使ってくれました。私の仕事は午後11時に始まり、午前2時に終わることが多く、予約がない場合は最終の電車に間に合うように帰宅できます。ただし、深夜は通常、お昼より多くのお客さんが訪れるため、終電を逃してしまうこともしばしばでした。その場合、店内で寝るしかありません。客がいなくても店に待機する必要がありました。給料は完全歩合制なので、基本給はなく、収入はお客さんがいる時のみです。最初は週に3日出勤し、お客さんが多い日は1日で3万円から4万円ほど稼げましたが、時には1日中まったくお客が来ないこともありました。それでも以前よりも多く稼げるし、楽になりました。

一方で、店での給料が多いため、もっと出勤したいと思ってしまい、学校に通う ことができなくなってしまいました。一方で、学校ではあまり学べることはないと 思い、毎年数十万円の学費もかかるため、専門学校を退学することにしました。専 門学校に通ったのは1年未満でした。

筆者:では、退学について、お父さんやお母さんはどのように思っていましたか?

D.D さん:最初は退学のことは両親に伝えませんでした。彼らはきっと同意しないだろう
と思ったので、退学してからも半年間働いて、親戚に返済しなければならない200
万円を貯めました。そして、200万円の現金を持って帰国し、日本で就職が決まっ
たと両親に伝えました。両親は相談もなく退学したことを責めましたが、私が日本
で多くのお金を稼いでいるのを見ると、あまり怒りませんでした。

D.D さんは中国の両親に会いに帰国したが、再び日本に戻ってきたのであった。彼女は 『自分が両親の運命を繰り返してしまった』と自嘲した。 D.D さん:私はまだあの按摩店で働いています。新型コロナウイルスの影響で客足は減りましたが、最近は少しずつ回復してきています。実は、この仕事は何年やっていても怖いです。変な客に出会うことを恐れています。初めて変な客に出会った時は、2週間も仕事に行けませんでした。今でも日本人のお客さんとは会話ができず、基本的なことしか話せません。知り合いもあまりいませんし、彼氏もいません。実はこれは長続きする仕事ではないとわかっていますし、自分も若くないです。ただ、売春を本当にやりたくはありませんし、他の仕事は辛くてもお金が稼げません。

筆者:今後は何をする予定ですか?

D.D さん: もう少しお金を貯めて、自分で店を開くか、またはマッサージ店でオーナーと して働き続けるか、美容やネイルの店を開くか考えています。少なくともちゃんと した仕事を持ちたいです。そうすれば、日本での仕事について親に嘘をつかなくて も済むからです。

7.3.2 D.D さんの語りに関する考察

D.D さんの家族は彼女に進学することを望んでおり、彼女自身も海外で働きたいという思いを持っていた。その後、彼女は経済的な困難に直面しているが、それは日本に留学するために借金を背負ったためである。彼女のふるさとでは、海外で働くことは一般的であり、日本の親戚や友人の経験談から、日本は清潔で経済的にも魅力的な場所であると聞いていた。しかし、実際に日本に留学してみると、彼女は学校の環境や生活条件に満足していなかった。彼女の日本語の習熟度が不十分であり、アルバイトの長時間労働も彼女にとってプレッシャーとなっていた。そのため、彼女は専門学校を退学してマッサージ店で働くことを選択した。最初はこの仕事に抵抗を感じていたが、高収入の機会として受け入れた。ただし、この仕事にはリスクや心理的な負担も存在する。彼女は一時的に退学を隠し、さらに働いて借金を返済した後、家族に日本での就職を伝えた。家族は彼女の行動に不満を示したが、彼女の成功を見て怒りは和らいだ。将来について、彼女は自分の会社を興す

ことを考えている。

社会学者デュルケームは『社会学的方法の規準』(1895 年)の中で、個人の意識に対して外在的かつ拘束的な「社会的事実」の存在を指摘し、これこそが社会学の研究対象であると述べた。彼のいう「社会的事実」とは、「物理的事実」や「個人的=心理的事実」とは違うが、それと同じように個人の行為に対して拘束力をもつもの、すなわち規範のことである。福建省の一部では、海外で働くことが社会規範なのである。刘(2016)は、1980年代から 2000年初め頃までの中国人留学生の不法滞在現象を調査し、中国人留学生の不法滞在は、異なる社会・経済条件や体制環境の影響を受けていると指摘している。また、刘は福建省の留学生の不法滞在に関して、閉鎖的な社交ネットワークが移民集団に否定的な影響を与えると主張している。閉鎖的な組織関係の中では、多くの不法滞在者の親族や友人がその行為を徐々に受け入れ、それを正当化していると述べている。このような社交ネットワークが提供する情報リソースへの依存は、福建省の留学生が他の経路で自身の成長を追求することを諦めさせる。

D.D さんの多くの親戚や友人は日本で生活しており、先代には不法な密航により日本に到達した者も存在した。しかし、現在ではそのような事例はほとんど見られない (注 46)。 現在、多くの人々が留学や技能実習を通じて日本に来ており、また一部は家族のビザを利用している。その後、彼らの多くは合法的な労働ビザを取得し、日本で合法的な仕事に就いているが、不法滞在者も少なからず存在する。このような社交ネットワークは、D.D さんに対して対応する規範を提供しており、D.D さんにとって、日本での留学や仕事は強い個人の意志ではなく、周囲の環境によって自然な選択肢となっていると言える。

D.D さんは、両親から80年代に日本で厳しい生活を送ったことについて聞かされたことがある。その世代と比較すると、既に確立された福建省の移民ネットワークは、D.D さんに多くの助けをもたらしている。例えば、日本にいる親戚が日本語学校を紹介し、D.D さんに日本社会の知識を教えている。D.D さんの日本の友人も主に同郷の人々であり、日本での仕事も同郷の友人の紹介によって得られている。しかし、このような社交ネットワー

クは、D.D さんに対していくつかの不利な影響を与えている。例えば、日本語学校時代に働いていた居酒屋での給与は、最低賃金基準を下回る水準であった。しかし、週 28 時間の労働制限があるため、D.D さんは同郷の紹介に頼らざるを得なかったが、そのような仕事を見つけることができた。また、マッサージ店の仕事も留学生の活動資格に違反しているが、D.D さんはこれを汚名とは考えていない。「以前は中国でそれを納得することができなかったが、日本に来てからは、このような仕事も非常に普通のことだと感じました。」と D.D さんは語った。同様に、ビザの問題もあり、D.D さんは退学時に何らかの手段で労働ビザを取得したが、ビザの年間費用として数十万円を支払う必要がある。他の人たちが不法滞在しているのを見ると、自身の選択に疑問を抱いたり、負担を感じたりすることがある。「中国に送り返されることを最も恐れているが、私が知っている何人かの人々が日本で不法滞在しているのを見ると、自分がビザを買ったことに損をしたと感じることがあります。」と D.D さんは述べた。

D.D さんは退学の問題について話す際、親戚からの借金や経済的な理由をよく挙げる。 しかし、詳しく聞いてみると、退学を選択する前に D.D さんは借金をほぼ返済していた。 また、両親は仕事をしており、兄や姉もサポートをしているため、大きな経済的負担はな かった。D.D さんは、「実際にはそれほど大きな負担はありませんが、借金をしている日々 が続く限り、心の中で不安を感じ、非常に大きなプレッシャーがかかります。そして、2 年が経過しましたが、ほぼ借金を返済することはできました。何も貯金することなく、2 年間を無駄に過ごしたようなものです。」と述べている。D.D さんの認識では、日本留学 は主にお金を稼ぐ手段であり、お金を稼げなければ恥ずかしいと感じるものだと考えてい る。そのため、退学を選択することは非常に合理的な選択だと考えている。このような考 えを持つ留学生は福建省の留学生だけでなく、他の人々にも存在するが、福建省の留学生 が存在する社会ネットワークは彼らの退学の確率を高めていると言えるだろう。

7.4 H.H さんのライフストーリ

7.4.1 H.H さんの語り

H.H さんは30歳前半の方で、浙江省の地方都市で生まれており、一人っ子である。高校 を卒業した後、彼は日本に留学して日本語学校に通った。

H.Hさん:これは中学から話す必要があります。私の中学時代の成績は実際にはまずまずでしたが、特に優れた国内大学には入学できないかもしれませんでした。両親は海外留学が良いと考え、私をオーストラリアの高校に送りました。しかし、私はオーストラリアの生活になかなか馴染めませんでした。その高校では中国人学生も少なく、英語の学習も嫌いでした。そして、日本のACG(アニメ・コミック・ゲーム)が好きなこともあり、日本留学をしたいと言い出しました。そのため、2か月でオーストラリアの高校から帰国し、その後は上海のインターナショナルスクールの日本語クラスに入りました。高校卒業後、私は大学入学試験に参加せず、日本留学をすることになりました。

H.Hさんは、日本に留学する前に3回も日本を訪れた経験がある。初めては中学生の時であり、2回目と3回目は高校生の時であった。それぞれ1~2週間の短い旅行であった。日本に対する印象について話すと、H.Hさんが非常に好きなACG以外にも、日本はほとんどの人が礼儀正しく規則を守る、生活に非常に適した国であると感じている。

H.H さん:具体的な記憶はあまりはっきりとはしていないが、全体的に言えば、数人の変なクラスメートを除けば、日本の語学学校は良かったです。主な問題は大学の選択にありました。父親は私に経済や経営関連の専攻を勉強し、卒業後に帰国して家族の工場を手伝ってほしいと望んでいました。しかし、私は商学などを学ぶことを望んでおらず、アニメやゲーム、あるいはスポーツに関連する専攻を学びたいと思っ

ていました。私はバスケットボールも好きです。しかし、父親はそれらはまともな 専攻ではないと考えていました。私は彼が私の自由を制限していると感じ、頻繁に 電話で彼と口論しましたが、最終的には父親の意見に従って経営学を学ぶことにし ました。

日本語学校での生活について、H.H さんは自分の観察や経験について多く語ったが、日本での大学生活に関してはあまり話さなかった。

H.H さん:私は経営学が全く好きではなく、非常に退屈で意味のないものだと感じていま した。それに加えて、実は父親に反抗したいという気持ちもあり、できるだけ学校 に行かないようにしていました。特に3年生や4年生になると、ほとんど学校に行 かなくなりました。普段は家でゲームをしたり、友達とバスケットボールをしたり、 あるいはバーに行ったりして過ごしていました。そのため、大学の数年間はほとん ど話すことがありませんでした。

筆者:では、なぜ大学を中退して、起業しようと思ったのでしょうか?

H.Hさん:実際、大学の授業は基本的に合格していましたが、最後に卒業に必要な単位が 足りないことが分かり、卒業できませんでした。父親は私に1年延期して卒業する ように言いましたが、私は本当に続けたくなかったので、延期せずに直接退学しま した。とにかく私は日本で起業するつもりなので、大学の学位を持つ必要はないと 思っています。父親は私に家業を継ぐように望んでいますが、私は断固として帰国 したくありません。自分の人生が他人に支配され、私が本当に嫌いな生活を送るこ とになると感じています。一日中宴会で人の機嫌を取るため笑顔を作る生活を嫌っ ています。最終的に父親からある程度の資金を受け取り、日本で起業することにな りましたが、条件として今後の資金援助を受けることはなく、もし日本でうまくい かなければ帰国しなければなりません。

筆者: 現在の事業について教えていただけますか?

H.H さん:日本で経営管理ビザを取得するためには、まず一定の営業収益を確保する必要があります。そのため、不動産投資が最も安定した方法です。私の会社は東京に2棟のアパートを購入しました。これにより、賃料収入と管理によって、少なくともビザを取得できるようになります。また、私は中国人留学生向けのクラブを開業しました。バー、ボードゲーム、麻雀やカラオケも楽しめます。収益は多くないですが、たくさんの友人を作ることができるので、とても楽しいです。

7.4.2 H.H さんの語りに関する考察

H.Hさんは高校卒業後、日本に留学することになった。彼は日本が好きで、ACG (アニメ・コミック・ゲーム) に加えて、日本人の礼儀正しさや規則を守る生活に感銘を受けている。留学前には3回も日本を訪れ、短い旅行を楽しんでいた。日本語学校では、日本の生活に馴染むための良い経験を得た。しかし、大学の専攻に関しては父親と意見が対立した。彼は経営学を学ぶことを望まず、アニメやゲーム、スポーツに関連する専攻を選びたかったのである。大学生活では、H.Hさんは経営学が合わないと感じ、退屈で意味のないものと考えていた。彼は授業にあまり出席せず、自分の興味があることに時間を費やした。結果として、H.Hさんは卒業に必要な単位が足りず、卒業することができなかった。彼は日本で起業するために大学の学位は必要ないと考え、直接退学した。父親はH.Hさんに資金を提供し、日本での起業をサポートしている。彼は不動産投資を通じて営業収益を確保し、また中国人留学生向けのクラブを開業した。H.Hさんは日本での起業を楽しんでおり、資金援助を受けずに自立して成功することを目指している。彼は父親の期待に応えるために家業を継ぐことを望んでいない。自分の人生を自分でコントロールし、日本での起業を追求することに情熱を注いでいる。もし日本での事業が上手くいかなければ、彼は帰国する覚悟も持っている。

b.b さんや D.D さんとは異なり、また従来の日本社会が中国人留学生に対して抱く、経済状況を維持するためにアルバイトが必要であるという印象とは異なり、H.H さんは家族

の経済的な支援により経済的な困難を抱えていない。これは中国の経済発展に伴い、富裕層が拡大していることを反映している。 坪井 (2006) によれば、中国の富裕層の家庭は留学の目的地として、欧米の国々を選好する傾向があり、日本留学を欧米留学と同一水準で競争的に論ずるのではなく、アジアなかんずく中国の「大衆留学」先として位置づけるべきと述べている。確かに、H. H さんは、最初はオーストラリアでの高校進学を選択したが、現地の生活に適応できず、また日本の文化に魅了されたことから、後に日本での大学進学を選択した。これは中国の一部の留学生が生活体験を重視した留学の新たなトレンドを示している。

H.Hさんの両親は、彼が日本で大学を卒業した後に帰国し家業を継承することを彼のために計画していた。したがって、大学の専攻を選ぶ際、父親はH.Hさんに経営学を選択するよう希望していた。しかし、H.Hさんは帰国して家業を継承することを望んでおらず、父親との対立が専攻の選択に反映され、経営学に対するネガティブな感情が増幅された。これは大学在学期間中の彼の学業成績の低下や参加度の不足につながる可能性があると考えられる。この対立は、H.Hさんの退学の決定にも影響を及ぼしている。

H.H さんの場合、自身の人生の選択において両親の介入を望まなかったが、日本での留学期間や起業時には家族の財政的支援に依存し、完全独立な決定をすることができなかった。従来の中国人留学生の家庭の多くは、子供が海外に留学した後も十分な財政的支援を持続することが困難であり、子供がアルバイトをして借金の返済や家計の補填を行う必要がある場合も存在している。しかしながら、現在の状況は変化しており、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が公表した「2022年の学生生活調査報告」によると、学部留学生の収入の主要な源泉は家庭からの給付であり、年平均額は約93万円で、総収入に占める割合は59.4%に達している。これにより、留学生のアルバイトに関する負担が軽減されたが、一方で留学生の行動決定は家族からより大きく影響を受けるという側面も存在すると考えられる。

7.5 本章の総括:中国人留学生の問題と挑戦

本調査では、3名の退学経験を持つ中国人留学生に対して、ライフストーリ・インタビュー調査を実施し、来日前から、退学体験を経て現在に至るまでのプロセスについて調査した。調査を通して、以下のような考察と結論を導くことができよう。

(1) 留学生とリスク社会

留学生の増加はグローバリゼーションの産物であり、しかし同時にグローバルなリスクももたらしている。社会学者のウルリッヒ・ベックは放射能、化学物質による環境汚染、地球温暖化、生物多様性の危機、テロリズム、金融危機など、様々な「リスク」に曝されている現代社会においてリスク社会の概念を提唱している。リスク社会とは、「グローバル規模で生命を危険に曝す次元にまでリスクが達し、生活環境や社会の発展にますますリスクが影響を与えるようになる社会」 (注47) のことをいう。今回の新型コロナウイルスの急速な世界的な拡散はリスク社会理論の具体例であり、また b. b さんの退学の主要な要因であり、同時に、D. D さんと H. H さんの職業にも影響を与えている。留学生は社会的マイノリティであり、このようなリスクに直面する際にはより弱い立場にある。しかしながら、国際的な経済や政治の不安定が継続する中で、リスクは増大する可能性がある。したがって、留学生に関連する研究においては、リスク社会がもたらす影響を重視する価値があると考えられる。

(2) 不本意な留学

既存の留学生の来日留学動機に関する研究では、古典自由主義経済学のアプローチが多く採用され、プッシュ (送り出す) とプル (引き込む) 理論を用いて中国と日本の経済、社会、政策などが分析されている。こうした研究では、留学の行動を選択する主体が完全な情報を持ち、その情報に基づいて合理的な判断を下すという仮定がなされている。したがって、日本に留学する留学生は、日本に留学するという主観的な意思を持っているか、少なくともこの選択が合理的な選択であると認識しているとされている。

しかし、本研究を通じて、異なる状況が存在することが明らかになった。例えば、b.b さんは日本が好きではなく、しかし親戚の意見に従って日本に留学させられた。D.D さんは家族の経験や地域社会の影響を受け、経済移民を目指して留学を希望している。H.H さんは日本文化が好きだが、家族との意見の対立のために自分の好きな専攻を選ぶことができなかった。これらの状況により、彼らは多かれ少なかれ不本意な留学を経験し、それが彼らの最終的な退学の選択に間接的に影響を与えた。

留学生はアルバイトや就職を通じて労働市場に参加することができるが、経済移民とは 著しく異なる特徴を持つ。多くの留学生は若く、経済的に完全に独立しておらず、さらに 中国を含む海外留学の普及傾向や中国の家族の強力な紐帯といった要因が存在する。これ らの要素により、留学生の行動決定は多くの外部要因の影響を受け、一部の留学生には不 本意な留学という現象が生じる可能性がある。

(3) 多様化する中国人留学生

中国人留学生は一枚岩ではない。中国では、異なる地域、都市部と農村部、および社会各階層間には著しい差異があり、これが中国の留学生集団内の個々の条件にも影響を与えている。同じ中国人留学生であっても背負っている経済・文化的条件は異なる。地域を例に挙げると、D.D さんが所在する福建省は伝統的な海外移民の送出し地域であり、その移民先は世界中に広がっている。東北地方(狭義には遼寧省・吉林省・黒竜江省の東北三省)では日本への移民比率が比較的高く、一方、上海などの経済発展地域では欧米が優先的な選択肢とされている。これもまた中国人留学生の退学の原因をより複雑にし、一括しては語れなくなっている。

同時に、中国の急速な発展により、中国の留学生の集団も絶えず変化している。刘 (2016) が指摘するように、過去の留学生にとって「苦労は必要なもの」という概念は徐々に薄れてきており、現在の多くの中国の若者にとって、留学は単なる教育の選択肢、新たなライフスタイル、成長体験の一環となっている。中国の留学生に関する研究においても、これらの新しいトレンドに注意を払うべきだと考えている。

中途退学者を扱った本研究により、中国人留学生像を多少なりとも描くことができたと考えるが、事例の少なさ、協力者の属性より、考察したデータに特殊性がある点は否めない。

おわりに

本研究は、留学を労働移民の一形態と捉える視点から、日本社会における留学生の位置付けが変化してきたことを描き出した。在日中国人留学生の調査を通じて、留学生の多様性が拡大していることを論じてきた。第2章から第7章の分析に基づき、以下の結論を導き出すことができる。

まず、日本の「留学生 30 万人計画」において、日本は留学生を高度な人材として吸収することを重要な目標として掲げ、数の増加に追求しつつも、その質を保持するというのは難しい目標であり、実際にはその両立は困難であった。結果として、留学生増加の大部分が日本語学校や専門学校の学生であったことから、留学生の雇用範囲の拡大も進められている。また、留学生のアルバイトが、純粋な肉体労働力を提供する外国人の重要な手段となっている。しかし、これは政策が失敗したことを意味するわけではない。留学が新たな大規模な労働移民の形として浮上する中、留学生の増加は高度な技術から単純労働まで、日本の労働市場のあらゆる面への貢献を意味する。これは、日本の国際化を推進する上でも有益であると言える。

次に、日本の留学生受入れ政策の拡大は、日本の保守的な移民政策と強い外部労働力市場の需給の不一致のもとでの妥協の産物である。長らく、外国人労働者に関して、日本は高度な技術を持つ外国人労働者のみを受け入れる方針を採ってきた。この方針は、2019年の特定技能ビザの導入によって変更されるまで続いた。それまでの単純労働力の補完は、いくつかの間接的な手段を通じて行われてきた。技能実習制度は問題が頻発するため、厳しい批判に晒されているが、留学生のアルバイトに関しても問題が発生している。その主たる問題は、一部の留学生のアルバイトでの時間超過や留学ビザでの不法滞在である。留学生全体に対して、日本社会は一貫して歓迎の姿勢を示しており、技能実習のように制度そのものの合理性が問われることはない。総合的に見ると、留学生のアルバイト許可は、留学生の経済的負担を軽減するための特典、あるいは少なくとも留学生と日本の労働市場の双方にとって望ましいものと見なされている。さらに、留学生が日本での就職を希望す

る際には、日本語の学習や日本文化の理解、そして日本社会との摩擦を経て、同じ技能レベルの外国労働者よりも明確な利点があり、社会からも容易に受け入れられる。このような柔軟性は、留学生が様々な種類の仕事に適応するのを助けている。

このような妥協は、日本が明確な移民政策を持っていないため、留学生と移民との関係に言及することを避けているからである。結果的に、留学生政策が労働移民政策の一部の役割を担うことになったのである。(留学生がアルバイトや就職を通じて労働移民となることと、移民を吸収する目的で留学生政策を策定することは異なることに注意が必要である)こうしたことから、留学生の受入れや就職の基準を下げて外部の労働力を引き付けることが増え、例えば特定技能ビザが留学生に適用されるなどしている。このような方法は、日本が留学の目的地としての経済的魅力を増加させているが、その代償として、留学政策と高度な人材を引き付ける理念との距離を拡げることになっており、留学生は日本の留学に対して「腰掛け」的な印象をますます強めていくことになろう。中国人留学生の変化もこの傾向を裏付けている。

中国の経済が急成長しているため、一部の裕福な大都市の中国人にとって、日本への留学の経済的魅力は失われている。その代わりとして、日本と特別な歴史的関係を持つ東北地域や、長い移民の歴史を持つことで広大な移民ネットワークを築いている福建省が、日本留学の主要な地域となっている。一方、日本の質の高い高等教育と独特の文化も、中国の留学生を魅了し続けている。ますます多くの中国人留学生はアルバイトをする必要もなくなっており、日本での就職も自身の人生計画に基づいて選択している。しかし、中国社会の格差のため、一部の中国人留学生はアルバイトをする必要があり、日本での就職も依然として非常に魅力的である。これらの違いは、日本にいる中国の留学生であっても、個々留学生の間には大きな違いがあることを示しており、留学生はますます多様化している。

最後には、留学生を含む日本における外国人の移住や定住は、移民のその後の生活にも 影響するだけではなく、次世代にも影響をあたえるような、長期的な一連の過程である。 カースルズ=ミラー(2009)は次のように述べている「移民は集合行動であり、社会変動 から生じ、移民送出国と受入国双方の社会全体的に影響を及ばすものである。さらに、移 民や他国での生活や経験はしばしば当初の計画通りに進まないため、出発時点での移民者の意図は、後の行動を予測することにほとんど役立たない。同様に、受入国政府は、移民のエスニシティの多様性を尊重して社会を築こうと試みることはほとんどないが、結果として、移民による労働力不足の補充政策は、社会関係や公共政策、ナショナル・アイデンティティや国際関係に幅広い影響を与えるような、エスニック・マイノリティの形成に繋がることが多い。」。日本の外国人受入れにとって、留学生は社会に大きな変化をもたらすであろう。そのための準備を進めるためにも、さらに深く研究する必要があろう。

注

- (注1) 「教育を通じた労働力移動」: 刘双 (2016) は、留学を単なる教育過程ではなくその後の就労につながる過程として位置づけ、「教育を通じた労働力移動」 (Educationally Channeled Migratory Process, ECMP)) という概念を提起した。
- (注2) 国際移住機関(International Organization for Migration, IOM)の定義よると、「移民」とは国際法などで定義されているものではなく、一国内か国境を越えるか、一時的か恒久的かに関わらず、またさまざまな理由により、本来の住居地を離れて移動する人という一般的な理解に基づく総称である。「移民」には、移住労働者のような法的分類が明確な人々や、密入国した移民のように、ある特定の移動の種類が法的に定義されている場合がある一方、法的地位や移動の方法が国際法で特に定義されていない留学生なども含まれる。

本論文における移民の定義は、留学生を含む、中長期にわたり日本で生活するすべての外国人を含めている。

- (注3) 準拠集団 (reference group) とは、人の価値観、信念、態度、行動などに強い影響を与える集団を意味する、社会学、社会心理学の用語である。家族、地域、学校、職場などの構成員に対して、「かくあるべき」との規範を示すのがその特徴である。ただし、準拠集団は、必ずしも当人が所属する集団とは限らない。人の後天的欲求は、モデルとなる他者によって形成される部分が大きい。
- (注4) 相対的剥奪 (Relative Deprivation) とは「人々が社会で通常手にいれることのできる栄養、衣

- 服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」(Townsend(1993)なお、ここでは柴田(1997, p.8)の訳文を引用した)状態のことである。
- (注5)独立行政法人日本学生支援機構(Japan Student Services Organization)略称 JASSO(ジャッソ)の雑誌で、2011(平成23)年4月から、留学生の受入れや派遣の事務、また教育指導の担当者を対象に、毎月発行されてきたが、2021年3月号をもって、ウェブマガジンとしての形態は終了することになった。
- (注6) 『留学生教育』は留学生教育学会の学会誌である。留学生教育学会(JAISE)は、留学生の教育・ 指導や支援に携わる国内外の全ての留学生関係者に開かれた学会である。留学生に関する生きた学 問研究を遂行することを目的として、1996年7月に設立された。そして、2002年12月に、日本学 術会議の協力学術研究団体に認定された。
- (注7) ASEAN (東南アジア諸国連合) は、ベトナム戦争中の1967年8月、ドミノ理論による東南アジア 諸国の赤化を恐れたアメリカの支援のもと、タイの首都バンコクで東南アジア連合 (ASA) を発展 的に解消する形で現在の東南アジア諸国連合が設立された。ASEAN 設立宣言(またはバンコク宣言) に共同署名を行った原加盟国は、東南アジア連合の3か国に加えて、インドネシアと独立後の新興 都市国家シンガポールの計5か国であり、いずれも反共主義の立場をとる国であった。
- (注8) 文部科学省 (2002) を参照。
- (注9) 五十嵐仁編 (1999)、p.854より引用。
- (注10) 茂住(2010)、p.41より引用。
- (注11) 留学生政策懇談会(1999) より引用。
- (注 12) 1988 年 9 月、法務省及び文部省に対して日本語学校の実態を把握するよう勧告がなされた。1988 年 10 月 5 日、申請書類の偽造の続出を問題視した法務省は「10・5 通達」とよばれる通達を出し、ビザ発給の審査基準を強化した。その結果、ビザ発給までの期間が 3 か月から 6 か月以上となり、不安となった就学ビザ申請者がビザの発給を求め、11 月 7 日以降連日の抗議デモを行った。11 月 14 日にはデモの参加者は 1,000 人を超える事態となった。この時、日本語学校の入学許可証をもつ就学志望者は 3 万 8,000 人ほどに上った。988 年末、日本政府と上海市との協議の結果、法務省は

- 「10・5 通達」以前の基準に戻すことになった。
- (注13) 于・吕 (2002)、p. 118 より引用。
- (注14) 総務省(2005)を参照。
- (注15) 中央教育審議会(2003)を参照。
- (注16) 文部科学省高等教育局(2005)より引用。
- (注17) 日本経済団体連合会(2004)を参照。
- (注18) 首相官邸 (2013) 「日本再興戦略」より引用。
- (注19) 首相官邸(2014)「日本再興戦略(改訂版)」より引用。
- (注 20) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。
- (注 21) 国際人材協力機構 HP「技能実習の基本理念」より引用。 https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/
- (注22) 出井 (2019) を参照。
- (注23) 于・吕 (2002)、p.118より引用。
- (注24) 出入国在留管理庁(2010)を参照
- (注25) 読売新聞(2022)を参照。
- (注 26) 日本の食文化海外普及人材育成事業は、日本の食文化の海外普及を目的に、調理又は製菓の専門 学校等を卒業した外国人留学生が、引き続き、日本国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制 度(最長 5 年間)である。
- (注 27) 日本語能力試験(Japanese-Language Proficiency Test: JLPT)は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催する日本語を母語としない人の日本語能力を認定する語学検定試験である。日本国内では日本国際教育支援協会が、日本国外では国際交流基金が現地機関と共同で試験を実施している。2010(平成 22)年の改定により、認定レベルは N1-N5 の 5 段階である。日本語能力試験の成績は、就職、昇給・昇格、資格認定への活用など、様々な目的で利用されている。

(注 28) 高度人材外国人の活動内容は以下の3つに分類される。それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設けた制度のことである。

高度学術研究活動

高度専門・技術活動

高度・経営・管理活動

ポイントの合計が70点に達すると、高度人材として認定される。

(注29) 出入国在留管理庁(2023)を参照。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_system_index.html

(注30) 厚生労働省(2010) を参照。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/oshirase/dl/110301-01.pdf

- (注31)棒グラフで示した入国認定者数は左軸を、折れ線で示した有効求人倍率は右軸をスケールとする。
- (注32) 法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なる、例えば、常時使用する従業員の数が300人以下の業種は「製造業、建設業、運輸業その他の業種」である。
- (注33) 社会主義国家に向けて集中的に大量の人を送ることを意味する。
- (注34) 中共中央党史研究室(2002)、pp. 712-718 を参照。
- (注35) 王・苗緑編(2021) を参照。
- (注 36) CCG とは Center for China and Globalization (全球化智库) のことであり、旧称は「中国与 全球化智库」である。これは、北京に本部を置く中国のシンクタンクである。
- (注37) プライバシー保護のため、具体的なインタビュー目時は公表しない。
- (注 38) アジア青年協会は、1979 (昭和 54) 年に故岡崎嘉平太氏(当時全日空会長)の呼びかけで創立され、1985年12月28日「社団法人日中青年研修協会」として外務省より許可を受けた。従来、継続していた研修事業(監理団体)を中心として植林事業等の諸事業も継続事業として認められている。これにより、中国をはじめとするアジア諸国との友好の輪が広がり、研修(実習生)の対象範囲を拡大し、2015(平成 27)年6月にはベトナム社会主義共和国より実習生受入れが実現された。
- (注 39) 2011 年まで法務省入国管理局が、「在留外国人統計」において、都道府県別本籍地別外国人登録者数(その1 中国)という統計を公表していたが、外国人登録証が在留カードに統一されたことにより、本籍地情報が取得できなくなったため、統計調査は廃止された。
- (注40) スティグマの本来の語義は、ギリシャ語で、奴隷や犯罪者の身体に刻印された「しるし」を意味

- し、恥辱、汚名、烙印を意味する。身体上の障害や人種・民族・宗教などの集団的特性など、ほかと異なっているがために望ましくないとみなされることを意味して使われている。Goffman, E. (ゴッフマン) は、個人が社会の一員として受けるべき尊敬が否定され、その社会から受け入れない状態のこととしている。
- (注 41) 遼寧省・吉林省・黒竜江省の東北三省(旧称:東三省)の総称。中華人民共和国における地域を ブロックに分けた区分では「東北区」と呼んでいる。
- (注 42) ラストベルト (Rust Belt、銹錆地帯) とは、アメリカ合衆国の中西部から大西洋岸中部地域に わたる、脱工業化により衰退した地帯を表現する呼称である。
- (注 43) 『時代週刊』の 2015. 7. 15 付けの記事「国有企業の倒産により東北人が海外で生計を立てる、 欧米での移民として台頭」より。
- (注 44) 『中国からの贈りもの』はフジテレビ系金曜エンタテイメント、金曜プレステージ枠で 2000 年からシリーズ放送されたドキュメンタリー番組である。中国人女性映像プロデューサー張麗玲氏がフジテレビの横山隆晴プロデューサーと出会ったことがきっかけでソニーのハンディカムで中国人留学生の記録を撮影し始めた。撮影した膨大な映像が番組になり放送されシリーズ化された。
- (注45)独立行政法人日本学生支援機構(2019)を参照。
- (注 46) 海上保安庁『海上保安レポート (海上保安白書)』各年度版を参照した。なお、近年の密航事者 数は一桁レベルで推移している。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/hakkou/report/top.html

(注 47) 日本社会学会社会学事典刊行委員会編(2010)、pp. 228 より引用。

参考文献

〈日本語〉

- 明石純一 (2007) 「日本の留学生政策を巡る一考察-『10 万人計画』から『新たな留学生政策』へ-」、 筑波大学国際政治経済学研究科編『国際政治経済学研究』、第 19 号、pp. 107-119。
- 明石純一(2009)「「入管行政」から「移民政策」への転換-現代日本における外国人労働者政策の分析

- L 、 日本比較政治学会編『日本比較政治学会年報』、第11巻、pp. 217-245。
- 五十嵐仁編(1999)『日本20世紀館』小学館。
- 伊佐敷真孝(2013) 「日本への効果的な留学生の受け入れ方策について」、京都大学高等教育研究開発推進センター編『京都大学行動教育研究』、第 19 号、pp. 1-11。
- 石破茂(2017)「働けと実習生」、西日本新聞社編『新移民時代』明石書店、pp. 93-122。
- 井田敦彦(2004)「少子高齢化と外国人労働者」、国立国会図書館調査及び立法考査局『国立国会図書館 調査局総合調査資料』

http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2005/200502/15.pdf

- 伊藤武彦・井上孝代 (1999)「留学生の中途退学者の全国調査」、学生相談学会編『学生相談研究』、Vol. 20, No. 1, pp. 38-48。
- 内堀大地 (2017) 「就職と興味-中国の留学政策と留学生の志向」日本学術振興会国際協力員レポート・ 中国。

https://www-overseas-news. jsps. go. jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/2017kenshu_15pek_uchibori. pdf 江淵一公(1997)『大学国際化の研究』玉川大学出版部。

- 遠藤誉(1992)「外国人留学生の日本企業就職と国際貢献」、日本国際教育協会編『留学交流』、第4巻 第11号、pp. 2-7。
- 大阪府専修学校各種学校連合会(2021)「留学生に関する実態把握アンケート調査報告書」

https://study-osaka.com/cms/wp-content/uploads/2022/02/R3DSK_ryugakusei_anke.pdf

- 岡田昭人・岡田奈緒美(2011)「日本における留学生受入れ政策の史的展開過程と現状に関する一考察」、 光葉会『學苑』、847 号、pp. 11-21。
- 岡田豊(2019)「外国人材の受入拡大と今後の課題」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』 https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl190325.pdf
- 岡田豊 (2020) 「特定技能1年目の現在地:課題多く、受入数は見込みを大幅に下回る」、みずほ総合研究所『みずほインサイト』

https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl200309.pdf

岡村佳代 (2019) 「留学生の修学意識-修学と就職の間で揺れる留学生-」、日本学生支援機構編『留学 交流』 (ウェブマガジン) 、 2019 年 6 月、Vol. 99, pp. 13-25。

- https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2019/__icsFiles/afieldfile/2021/02/19/2 01906okamurakayo.pdf
- 梶田孝道(2001) 「現代日本の外国人労働者政策・再考」、梶田孝道編著 『国際化とアイデンティティ』 ミネルヴァ書房、pp. 184-219。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人(2005)『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 加藤真(2017)「人口減少社会における外国人の受け入れ・社会統合に関する論点」、 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編『季刊政策・経営研究』、Vol. 3、pp. 37-47。
- 上林千恵子(2015) 『外国人労働者受け入れと日本社会:技能実習制度の受け入れとジレンマ』東京大学 出版会。
- 上林千恵子(2017) 「外国人技能実習制度とこれからの日本の移民政策」、日本 ILO 協議会編『ワークアンドライフ: 世界の労働』、第1号、pp. 2-9。
- 上林千恵子(2018)「外国人技能実習制度成立の経緯と2009年の転換点の意味づけー外国人労働者受け 入れのための試行過程」、移民政策研究学会編『移民政策研究学会誌』第10号、pp. 44-58。
- 北中朝子(2015)「中国の教育制度と留学事情」、(一財)自治体国際化協会編『Clair Report』、No. 427。 http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/427.pdf
- 許明子・李嘉隆・謝カン月 (2022) 「COVID-19 の影響による外国人留学生の不安に関する一考察-文系大学院生を対象とした PAC 分析の結果を通して-」、名古屋大学国際言語センター編『日本語・日本文化論集』、第 29 号、pp. 1-23。
- 許倩・松田英子(2016) 「在日中国人留学生の異文化適応支援の現状と問題―異文化ストレス、留学生のパーソナリティからの分析」、東洋大学大学院編『東洋大学大学院紀要』、第53巻、pp.63-76。
- 倉田良樹・松下奈美子(2018) 「日本の外国人高度人材受入れ政策の検証」、移民政策学会設立 10 周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア』明石書店、pp. 88-93 所収。
- 経済産業省(2005) 「外国人労働者問題:課題の分析と望ましい受入制度の在り方について」 https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/bbl051006.pdf
- 小井土彰宏・上林千恵子 (2018) 「特集『国際移民と日本一受入れ論争 30 年後の現実』によせて」、日本社会学会編『社会学評論』、第 68 巻第 4 号、pp. 468-478。
- 厚生労働省 (2010) 「企業における高度外国人材活用促進 事業報告書」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/oshirase/110301.html

- 厚生労働省(2018)「最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000212441.pdf
- 厚生労働省(2019)「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(平成 29 年 10 月末現在)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html
- 小﨑敏男 (2008) 「人口減少と外国人労働政策」、東海大学政治経済学部編『東海大学政治経済学部紀要』、 第 40 号、pp. 99-130。
- 児玉卓(2014)「移民レポート1日本の移民問題を考える」、大和総研。
 https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20141117_009135.pdf
- 後藤純一(2004) 「少子高齢化と移民政策:外国人労働力の直接活用と間接活用」、一橋大学経済研究所 世代間問題研究機構、ディスカッション・ペーパー、2004 年、No. 225。
- 是川夕(2019)「教育を通じた移住過程における移民の社会的統合 元留学生の社会意識に注目した分析 」成蹊大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究』、第44巻、pp.61-82。
- 佐藤由利子(2008)「日本の留学生受入れの経済的側面からの分析と政策への示唆-米国との比較から-」 比較教育学会編『比較教育学研究』、第 37 号、pp. 112-132。
- 佐藤由利子 (2018) 「移民・難民政策と留学生政策 留学生政策の多義性の利点と課題」、移民政策学会編集委員会編『移民政策研究』、第 10 号、pp. 29-43。
- 佐藤義一(2013) 「高度人材外国人に対するポイント制による優遇制度の行方-新しい出入国管理制度への試金石-」、入管協会『国際人流』、第318号、pp. 4-9。
- 柴田謙治(1997)「イギリスにおける貧困問題の動向:「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって」 国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障情報』、No. 118、pp. 4-17。
- 志甫啓(2008)「外国人留学生の日本における就職は促進できるのか」、リクルートワークス研究所編『Works Review』、第4号、pp. 208-221。
- 衆議院調査局法務調査室(2008)「外国人研修・技能実習制度の現状と課題」
 - http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/houmu_200801.pdf/\$File/houmu_200801.pdf
- 首相官邸(2013)「日本再興戦略」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

首相官邸(2014)「日本再興戦略(改訂版)」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf

出入国在留管理庁(2010)「出入国管理基本計画」。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyukan_nyukan40.html

出入国在留管理庁(2021)「留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

出入国在留管理庁(2023)「高度人材ポイント制とは?」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_system_index.html

出入国在留管理庁(各年)「留学生の日本企業等への就職状況について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00013.html

- 徐光興・蔭山英順(1994)「在日中国人留学生の適応に関する実体と問題」、 名古屋大学教育学部編『名 古屋大学教育学部紀要(教育心理的学科)』、第 41 巻、pp. 39-47。
- 徐光興・蔭山英順(1995)「中国人留学生の日本留学の効果と情報に関する研究」、名古屋大学教育学部編『名古屋大学教育学部紀要(教育心理的学科)』、第 42 巻、pp. 89-106.
- 白雪花(2015)「留学生政策に見る日本の国際化」東アジア日本語教育・日本文化研究学会編『東アジア 日本語教育・日本文化研究』、第 18 巻、pp. 77-102。
- 栖原暁(2010)「留学生 30 万人計画の意味と課題」、移民政策学会編集委員会編『移民政策研究』第 2 号、pp. 7-19。
- 総務省(2005)「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/daijinkanbou/050111_1.pdf

総務省(2013)「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視-技能9習制度等を中心として-結果に基づく勧告」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000219637.pdf

総務省(2018)「労働力調査(平成30年5月)」

 $\verb|http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2017/index.html|$

- 高谷幸(2018)「なぜ移民政策が確立されないのか:日本における移民をめぐる政治とリベラル・トリレンマ」、社会理論・動態研究所編『理論と動態』、第 10 号、pp. 58-77。
- 竹内英二 (2018) 「中小企業における外国人雇用の実態」、2018 年 3 月第 9 回日本公庫シンポジウム報告書。

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/symposium10_180330.pdf

- 武田里子「日本の留学生政策の歴史的推移-対外援助から地球市民形成へ-」、日本大学大学院総合社会情報研究科編『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』、第7号、pp. 77-88。
- 谷富夫(2008)『ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社。
- 中央教育審議会 (2003) 「新たな留学生政策の展開について〜留学生交流の拡大と質の向上を目指して」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1412050.html
- 張歓(2022)「中国における日本留学経験者の留学と帰国に関する考察-山東省での調査を素材として-」、 神戸大学博士学位論文。
- 張泓明 (2014) 「留学という国際移動-現代中国における日本留学実態の研究-」、金沢大学博士学位 論文。
- 坪井健(2006) 「在日中国人留学生の動向と今後の課題: 中国と日本の留学生政策を背景にして」、駒澤大学文学部社会学研究室編『駒沢社会学研究:文学部社会学科研究報告』、第38巻、pp.1-22。
- 坪谷美欧子(2003)「国際移民システムとしての中国人の日本留学-1980年代以降の日中間の政策的側面 を中心に」、横浜市立大学学術研究会編『横浜市立大学論叢 社会科学系列』、第55巻第2号、pp. 69-95。
- 出井康博(2019)「日本人が目を向けない「消えた留学生」の深層」、Wedge online、 2019年11月1日。https://wedge.ismedia.jp/articles/-/17753
- エミール・デュルケーム (著) (1895)、 菊谷和宏 (訳) (2018) 『社会学的方法の規準』 講談社学術文庫。
- 寺倉憲一(2009) 「我が国における留学生受入れ政策―これまでの経緯と「留学生 30 万人計画」の策定」 国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』、第 59 巻第 2 号、pp. 27-47。
- 中嶋嶺雄(2007)「留学生政策を考える」IDE 大学協会編『IDE 現代の高等教育』、第 10 号、pp. 4-9。
- 西倉実季(2009)『顔にあざのある女性たち-「問題経験の語り」の社会学』生活書院。
- 新田浩司(2013)「外国人労働者受け入れの是非について-移民法制定の是非を中心として-」、高崎経 122

済大学地域政策学会編『地域政策研究』、第 15 巻第 2 号、pp. 31-42。

日本学生支援機構(2016)「平成 27 年度私費外国人留学生生活実態調査概要」 https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/seikatsu2015.pdf

日本学生支援機構(2019)「年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/data/2019.html

日本学生支援機構(2021)「令和2年度高等専門学校生生活調査結果」

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2022/10/17/kosen20_all.pdf

日本学生支援機構(2023)「2022(令和 4)年度外国人留学生在籍状況調査結果」 https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2023/03/date2022z.pdf

日本学生支援機構(各年)「外国人留学生在籍状況調査」

https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/index.html

日本学生支援機構(各年)「私費外国人留学生生活実態調査」

https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/seikatsu/

日本経済団体連合会(2004)「外国人受け入れ問題に関する提言」

https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/index.html

日本社会学会社会学事典刊行委員会編(2010)『社会学事典』丸善。

- 野村敦子(2015)「外国人材の活用に向け求められる制度の再構築」、日本総研『JRI レビュー』、Vol. 6, No. 25、pp. 93-129。
- 早川智津子(2019)「外国人労働者をめぐる政策課題-労働法の観点からパネルディスカッション外国人 労働者をめぐる政策課題」、労働政策研究・研修機構編『日本労働研究雑誌』、第715号、pp. 10-19。
- 樋口直人(2002)「国際移民の組織的基盤--移住システム論の意義と課題」、社会学研究会編『社会学研究会/ 究会ソシオロジ』、第 47 巻第 2 号、pp. 55-71。
- 福嶋美佐子(2016) 「外国人高度人材受け入れの現状と政策的課題—探索的調査研究」、法政大学公共政策研究科編『公共政策志林』、第4号、pp. 155-173。
- 前川浩之(2018)「三菱自の技能実習生 24 人帰国へ:目的外の作業に従事」、『朝日新聞デジタル』 https://www.asahi.com/articles/ASL733G05L730IPE009.html
- 宮島喬・鈴木江理子(2014)『外国人労働者受け入れを問う』岩波新書。

- 毛受敏浩(2011)『人口激減』新潮社。
- 茂住和世(2010)「『留学生 30 万人計画』の実現可能性をめぐる一考察」、東京情報大学編『東京情報 大学研究論集』、第 13 巻第 2 号、pp. 44-52。
- 守屋貴司 (2012) 「日本企業の留学生などの外国人採用への一考察」、労働政策研究・研修機構編『日本 労働研究雑誌』、第 623 号、pp. 29-36。
- 文部省編(1954)『文部省第82年報』第一法規出版。
- 文部省学術国際局留学生課(1983)「21世紀への留学生政策に関する提言」、日本学術振興会編『学術 月報』、第 36 巻第 7 号、pp. 514-516。
- 文部科学省(2002)「留学生交流関係施策の現状等について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101d.htm

文部科学省(2008)「「留学生30万人計画」骨子の策定について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1420758.htm

文部科学省高等教育局(2005)「我が国の留学生制度の概要:受入れ及び派遣」より。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/__icsFiles/afieldfile/2016/01/04/1222371_001.pdf

- 山口塁 (2016) 「日本企業における留学生人材の活用と労働市場での位置づけ」、法政大学比較経済研究 所比較経済研究所、ワーキングペーパー、No. 200、pp. 1-21。
- 山田浩之 (2006) 「子ども社会研究におけるライフヒストリーの可能性」、日本子ども社会学会編『子ども社会研究』、第 12 号、 pp124-141。
- 横田雅弘・白土悟(2004)『留学生アドバイジングー学習·生活·心理をいかに支援するかー』ナカニシヤ 出版。
- 読売新聞(2022)「留学生数、5年後にコロナ前水準の回復目指す…目安は外国人31万人・日本人12万人」、2022年6月2日。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20220621-0YT1T50118/

- 依光正哲(2010)「外国人労働者問題の軌跡と今後の課題」、労働調査協議会『労働調査』、492号、pp. 4-9。
- 李敏 (2013) 「日本の留学生政策と実態に関する考察-中国人 留学生を事例として」、広島大学高等教育研究開発センター編『大学論集』、第 43 集、pp. 81-96。
- 李敏(2016)「中国人留学生の日本留学決定要因に関する研究-Push and Pull モデルに基づいて-」、

広島大学高等教育研究開発センター編『大学論集』、第48集、pp. 97-112。

- 李敏 (2018) 「日本における外国人留学生の採用:「高度外国人材という虚像」」、 広島大学高等教育 研究開発センター編『大学論集』、第 51 集、pp. 19-32。
- 留学生政策懇談会(1999) 「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指してーポスト 2000 年 の留学生政策-」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/015/toushin/990301.htm

労働政策研究・研修機構(2009)「日本企業における留学生の就労に関する調査」 https://www.jil.go.jp/institute/research/2009/documents/057_00.pdf

〈英語〉

- George J. Borjas (1994) "The Economics of Immigration," Journal of Economic Literature, Vol.32, No.4(Dec.1994), pp.1667-1717.
- Stephen Castles and Mark J. Miller (2009) The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World, Fourth Edition, Basingstoke, Palgrave Macmillan. 〔関根政 美・関根薫監訳 (2011) 『国際移民の時代 [第4版] 』名古屋大学出版会〕
- Barney G. Glaser and Anselm L. Strauss (1967) *The Discovery of Grounded Theory Strategies for Qualitative Research*, Mill Valley, CA, Sociology Press. 〔後藤隆・大出春江・水野節夫(訳) (1996)

 『データ対話型理論の発見:調査からいかに理論をうみだすか』新曜社〕
- Douglas S. Massey (1990) "Social structure household strategies and the cumulative causation of migration," *Population Index*, 56, Vol. 56, No. 1, pp. 3-26.
- K. Thomas and G. Althen (1989) "Counseling foreign students,", in P. B. Pedersen, J. G. Draguns, W. J. Lonner, & J. E. Trimble (eds.), Counseling across cultures, 3rd ed., University of Hawaii Press, pp.205–241.
- $Peter\ Brereton\ Townsend\ \ (1993)\ \ \textit{The International Analysis of Poverty}, \ Harvester\ Wheatsheaf.$

〈中国語〉

阿瑟·刘易斯 (Sir William Arthur Lewis) (1989)、《二元经济论》、施炜等译、北京经济学院出版社。

于桂玲·吕晓伟(2002)「日本留学生教育政策及其借鉴」、《哈尔滨工业大学学报(社会科学版)》第 4 卷第 2 号、pp.118-121。

王輝耀・苗緑編(2021)《中国留学发展報告(2020-2021)》、社会科学文献出版社。

周敏・黎相宜(2012)「国际移民研究的理论回顾及未来展望」、《东南亚研究》、第6期、 pp56-62。

段成荣(1998)《人口迁移研究:原理与方法》、重庆出版社。

中共中央党史研究室(2002)、《中国共产党历史 第一卷》、中共党史出版社。

李滔(2000)《中华留学教育史录—1949年以后》、北京高等教育出版社。

傅义强(2007)「当代西方国际移民理论述略」、《世界民族》、第3期、 pp.45-55。

刘双 (2016) 《从打工者到跨国人才 当代中国人赴日留学 30 年》、暨南大学出版社。